

予 算 決 算 常 任 委 員 会

平成 2 2 年 3 月 9 日

午前 9 時 0 0 分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

中 西 和 夫

委 員 長

木 田 守 彦

副 委 員 長

小 林 誠

出 席 委 員

嶋 田 善 行

浦 野 圭 司

辻 善 次

木 澤 正 男

理 事 者 出 席

町 長

小 城 利 重

副 町 長

芳 村 是

教 育 長

栗 本 裕 美

総 務 部 長

池 田 善 紀

総 務 課 長

乾 善 亮

総 務 課 参 事

吉 田 昌 敬

企画財政課長

西 川 肇

税 務 課 長

西 巻 昭 男

住民生活部長

西 本 喜 一

福 祉 課 長

佐 藤 滋 生

福 祉 課 参 事

清 水 修 一

国 保 医 療 課 長

植 村 俊 彦

国 保 医 療 課 参 事

寺 田 良 信

環 境 対 策 課 長

栗 本 公 生

住 民 課 長

清 水 昭 雄

健 康 対 策 課 長

西 梶 浩 司

都市建設部長

清 水 建 也

建 設 課 長

加 藤 保 幸

観光産業課長

川 端 伸 和

都 市 整 備 課 長

藤 川 岳 志

都市整備課参事

今 西 弘 至

教 委 総 務 課 長

野 崎 一 也

教委総務課参事

佃 田 眞 規

生 涯 学 習 課 長

黒 崎 益 範

上下水道部長

谷 口 裕 司

上 水 道 課 長

清 水 孝 悦

下 水 道 課 長

上 田 俊 雄

会 計 室 長

山 崎 善 之

議会事務局職員

議 会 事 務 局 長

藤 原 伸 宏

係 長

安 藤 容 子

(午前 9時00分 開会)

○木田委員長 皆さん、おはようございます。

きのうに引き続きまして、国民健康保険事業特別会計の質疑より審査を行ってまいりたいと思います。質疑をお受けいたします。 木澤委員。

○木澤委員 そうしますと、予算書のまず9ページなんですけども、一般被保険者の国民健康保険税について前年度より、これは5千万近くマイナスになってるんですけども、これは町としてどういうふうに分析をされてるんですか。

○木田委員長 寺田国保医療課参事。

○寺田国保医療課参事 現年課税分の国保税で約4,968万円。前年度と比べまして減っております大きな要因といたしましては、ご存じのように、国民健康保険制度は社会経済情勢の影響を大きく受けやすく、景気の低迷による雇用環境の深刻な状況を鑑みまして、総所得金額が減少するというものによります。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 所得が、まさに不況の中で、町民税の中でも減ってきていますので、こうして国保税でもそういうふうにあらわれてきているのだというふうに、分析をされてるということですけども。昨年ですね、国保の方で減免制度をつくっていただきまして評価させていただいておりますけども、その中で22年度としては、まず21年度で今どれぐらいの方が申請をされて利用されてるのかというのと、22年度ではどういうふうに件数的に見込んでおられるのかについて、お尋ねしたいと思います。

○木田委員長 寺田国保医療課参事

○寺田国保医療課参事 昨年度は、減免制度を制定いたしましたけども、現在1人の方。その方につきましては自己破産という形で申告を受けまして減免を適応しております。そして、22年度につきましては現在のところ、まだどれぐらいの人数になるか、ちょっと見込んでおりません。

○木田委員長 木澤委員

○木澤委員 経済的に不安定な中ですので、そうした方がないことはないと思うのですが、必ず出てくると思いますのでね、町の方としても、相談態勢も強化していただいて減免適応される方は、きちんと適応していただくということでお願いをしておきたいと思います。そうしましたら、次に予算書の15ページ。14から15にかけてですけども、共同事業交付金が前年度と比べて、これも大幅にふえてるんですけども、これはどういう理由なんでしょうか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 21年度当初予算におきましては、約2億4千万円を計上させていただいておりますが、実際のところ21年度決算見込みをする中では、これにつきましては約2億7千万円を収入するということを見込んでおります。これは、高額入院とか、高額医療費の補てんということですから、高額医療費患者が出なければ歳入が少ないと、出れば歳入が多くなるということですが、今回歳出の方の共同事業の拠出金の方では、約3億円を拠出金を出すということもありますので、それに整合をあわせるような形で今回3億円を計上させていただくということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 すみません、参考までにひとり当たりの方で金額的に多い金額だと、どれぐらいのものになるんですか。

○木田委員長 植村国保医療課長

○植村国保医療課長 平成21年度におきまして、1レセプトあたり、最高の方は医療費で672万円でございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 ありがとうございます。そうしましたら、次にですね。20ページの19節負担金及び交付金のところで、国保連合会システム機器更改費分担金っていうのは、これ昨年度はあがってなかったんですが、これはどんな内容なんでしょうか。

○木田委員長 植村国保医療課長

○植村国保医療課長 平成23年4月から、レセプトの請求につきましては完全オンライン化するというところで進めてました。政権が代わりまして、これが一部例外が認められて、原則となりました。これまでは、紙でありますとか、電子媒介、MOでありますかCDRとか、そういうものでレセプトを請求しておったのが、完全にオンラインにしようということになっております。このために、国保連と保険医療機関の間、さらには私どもの保険者との間で、そういうオンライン化対応が必要だということでございます。現在、使っている国保連の審査・支払いシステムといいますのが、そういうあくまでも紙ベースで組まれておりますものですから、これをすべてオンラインに対応した機器に更改していかなければならないということがございます。

これにかかる費用につきましては、国から特別調整交付金、いわゆる補助金が出ることになっております。その補助金の総計が奈良県全部で2億2,500万円です。ただ、本来この審査・支払いというのは、私どもも国保連へ委託をしておるもので一義的には

市町村の仕事ということがございますので、この補助金につきましては、国保連へ直接は出ないと。あくまでも市町村でやるということになっております。そこで、この２億２，５００万円を受け入れるために、いったん市町村で調整交付金を受けて、その同額を国保連の方へ支出するということでございます。従いまして、その斑鳩町の負担分として５１８万２千円を支出で計上させていただいたんですが、これにつきましては全額国庫補助を受けるということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 こういうふうに、レセプトがデータ化されていくと、いろんな町の方の事務的なものとしてもかなり簡素化できるようになるのかなと。また、これまでなかなかひとり当たりの医療給付金なんかも、かかっている原因なんかもなかなか特定できなかったものについても、分析がしやすくなるのかなというふうに思いますので、また期待しておきたいなと思います。次、２４ページになんですが、療養給付費のところでは一般被保険者の療養給付費については、給付が伸びているということでふえてるんですが、この退職被保険者の療養給付費は逆に減っているんですが、これはどういう傾向なんでしょうか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 ご承知のように、平成２０年度に６５歳以上の退職者医療がなくなりまして、今まで退職者医療で支払っていた給付費が全部一般の方へ回ると。全部というか６５歳以上の方は回るといふふうにかわりました。平成２０年度におきましては、平成２０年の３月分が残ってございましたものですから、それなりの予算を組んだのですが、その１年間で過ぎない時点で平成２１年度の予算を作成いたしまして、見込んだ数字が大体９千万円ということで見込ませていただいたんです。実際には、そういう平成２０年度の３月分や、その月おくれ請求分などがなくなって、そのまま平成２１年度を見込む中では大体７千万円ぐらいの決算でいけるだろうということがありましたので、実情にあわせていただいて、７，１００万円を組ませていただきたいと。ですから、去年の当初予算と比較しますと減額にはなっておりますけれども、あくまでも実情に、実績をあわせた形で計上させていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしたら、給付としては一般の被保険者と同様にやはり伸びているという見方でいいですか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 はい、そのように考えてます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしたら、すみません。次に２６ページの出産育児一時金をあげていただけてますけども、これも昨年度に比べて大きく増となっているんですけれども、１点、国のほうで金額を上げられたということもあるんですけれども、これについてはどういうことでしょうか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 出産育児一時金につきましては、ここ数年約３０人前後で推移しておったものなんですけれども、平成２０年度におきまして４６件支出したということがございました。これが平成２０年度特有のものなのかどうかということがわかりませんでしたもので、２１年度予算につきましては例年どおり３０人ということで組ませていただきました。本年度、その推移を見る中で、９月ですか補正を４２人とさせていただいたということで、実際には国保から、実際に子どもを産まはるときには社会保険になるとかということで、異動があつて最終的に４２人になるかどうかというのは、まだわかりませんけれども、そういうことで４０人を越える程度の出産数が見込まれるのではないかとということで、今回は４４件を組ませていただいたということです。従いまして、これに算出につきましては、４２万円の４４人分ということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 去年、件数が伸びてることについて、その要因はお尋ねしましたけれど、なかなか難しいと、わからないと。分析は難しいということですが、やはり町の方として出産・子育てに力を入れていただいているということが、私は影響してきているのではないかなというふうにも思っていますので、またそちらの方により一層力を入れていただきますようお願いしておきたいと思います。

すみません、そしたら２８ページの後期高齢者支援金なんですけども、これは前年度と比べて減っているんですけども、実際に今給付については全国的にも伸びる中で後期高齢者の保険料も上がるという見込も示される中で、この支援金が減っているというのはどういうふうに見たらいいんでしょうか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 予算の算定に当たりまして、国の方から予算策定の目安ということである程度の基準は示されました。この支出する部分につきましては、そういう基準が示されております。それに基づいて計算いたしますと、これにつきましては、本年度の

概算払いとそれから平成20年度の精算を行うんですけれども、その結果として、その差し引きとして、今年度、私どもが、国保が、支払い基金に支出する金額が若干少なくなるのではないということです。その背景につきましては、先ほど委員が後期高齢者の医療費が伸びてるということでしたけれども、もともと国が平成20年度に算定していた金額よりは下回るのではないかとということで、その分、平成20年度分を精算することで本年度の支払いが減少するのではないかとということで、今回約1,006万円の減額をさせていただいてるわけです。ただ、これにつきましてはご承知のように年度がかわった以後でないと、正式な数字がわかりません。過去にも実際確定値を見れば違ったということもたびたびありましたので、これについては最終的には例年議会にもお願いしておりますけれども、確定値が9月までにはわかりますので、9月で補正対応させていただくということを考えております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 スタートして2年がたちまして、最初に出した計算というのが実績に基づいて、実際にやって出した数字でなかったということで、今回、国の方が計算式示して、それに基づいてということなので、また決算を見せていただく中でちょっと分析をしたいと思います。そしたら次、31ページの特定健康診査等事業費のところ、特定健康診査なんですけども、実際に進めていただく中で受診率の方はどんなふうになってきているのでしょうか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 まず、初年度でありました平成20年度におきまして、最終受診率が確定いたしました。それにつきましては32.1%でございます。本年度、平成21年度ですが、まだ本町の場合には3月まで健診をしておりますので、確定値はわかりませんが12月末現在で比較をいたしますと、平成20年度におきましては15.1%でした。平成21年度におきましては16.2%となっております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 年迫うごとにあがってきているのかなというふうに思うんですけども、当初目標を立ててやっておられたと思うんですけども、それと比べるとどういうふうになっているのでしょうか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 特定健康診査につきましては、5年後に受診率を65%にもっていくという一つの基準がございまして、本町の計画もそれに基づいて作成いたしました。

従いまして、それらに比べますと、受診率につきましては低いといわざる得ないと思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 もともと国の方から示される数値、目標数値っていうのがかなり高い数値を示して、かなりペナルティをつけるというようなこともありまして、ご苦労されているかと思うんですけども、この受診率がなかなか伸びないんですかね。要因としてはどんなことを考えていますか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 特定健康診査の性別ですとか、あるいは年齢回答別などを分析をいたしますと、やはり特に目立ちますのが40歳代の男性の受診率が極端に低いということでございます。例えば、40歳から44歳の男性で10%、それから45歳から49歳の男性に至りますと4.1%というふうになってます。もちろん、これが例えば70歳から74歳の女性になりますと43%となりますので、この開きというのはかなり大きいものだと思っております。これはかねてから指摘はされておったことですが、改めていわゆる壮年期といいますか、の男性に対します受診勧奨というのが、受診が低いということですので、そのあたりを克服していかなければならないのかなというふうに感じているところでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 研究も進めていただいて、やはりその40歳代からきちんと健診を受けていただけるようにしていただきたいと思うんですけども、今、特に後期高齢者の関係でいうと廃止をしようというふうにいっている中で、特定健康診査についての考え方っていうのは、国の方はなにか示してるんでしょうか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 委員おっしゃいますのは、特定健康診査の受診率とか特定保健指導の受診率などが後期高齢者支援金にペナルティを与えるというところだと思いますけれども、制度発足後5年後に目標を達しなければ、今先ほど言っていた後期高齢者支援金で最大1割増しの支援金を払わなければならないというペナルティは現行法では残っております。ただ、今の政権では、いわゆる制度発足後5年後には後期高齢者そのものがないので、当然支援金もなくなっていくだろうと予想されます。そんな中で、この特定健診の受診率をアップさせる、いわゆる動機づけを国がまた別のところにもってくるのかどうかということも推測はされますけれども、今のところは情報は全く

ないということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 まだ国の方としても、その辺が整理されてないというか。後期高齢者医療制度の対応自体が今まともにできてないというふうに私も見てますので、やはりそうしたところは国の方に対して、きちんと考え方を示していただくように町からも意見あげていただきたい。以上で結構です。

○木田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、これをもって国民健康保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第10号 平成22年度斑鳩町老人保健特別会計予算についての審査へ入ります。

理事者の説明を求めます。 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは老人保健特別会計について、ご説明をさせていただきます。その前に議案書を朗読させていただきます。

議案第10号

平成22年度斑鳩町老人保健特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成22年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

続きまして、特別会計予算書の45ページをごらんいただきたいと存じます。予算書を朗読させていただきますと思います。

平成22年度斑鳩町老人保健特別会計予算

平成22年度斑鳩町老人保健特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入・歳出それぞれ577万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、座らせていただきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、この特別会計予算の概要についてでございます。予算総額は歳入歳出それぞれ 577 万であります。前年度予算額と比較して 3,684 万円、84.3%の減となっております。この特別会計は、老人保健制度における月おくれ請求等进行处理するためのものであって、法令の規定により後期高齢者医療制度へ移行後 3 年間設置することとなっておりますのでございます。平成 22 年度は、その最終年度にあたるものであります。

それでは、予算書の 51 ページをごらんいただきたいと思います。

はじめに、歳入予算でございます。

第 1 款支払基金交付金、第 1 項支払基金交付金であります。本年度予算額は 258 万 7 千円を計上しており、前年度と比較しまして 1,625 万円、86.3%の減となっております。その内訳は、第 1 目医療費交付金が 256 万 3 千円、第 2 目審査支払手数料交付金が 2 万 4 千円であります。この制度で給付する医療費及び審査支払手数料に対する医療保険者の負担分を診療報酬支払い基金を通じて受け入れるものであります。

次に、第 2 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金であります。本年度予算額は第 1 目 医療費負担金に 162 万 6 千円を計上しており、前年度と比較しまして 979 万 1 千円、85.8%の減となっております。この制度で給付する医療費に対する国の負担金であります。

次に 52 ページ。第 3 款県支出金、第 1 項県負担金であります。本年度予算額は、第 1 目 医療費県負担金に 40 万 7 千円を計上しており、前年度と比較しまして 244 万 7 千円、85.7%の減となっています。この制度で給付する医療費に対する県の負担金であります。

次に 52 ページから 53 ページにかけて、第 4 款繰入金、第 1 項一般会計繰入金であります。本年度予算額は、第 1 目一般会計繰入金に 114 万 6 千円を計上しており、前年度と比較しまして 258 万 2 千円、69.3%の減となっております。この制度で給付する医療費に対する町の負担金及び事務に係る経費を一般会計予算から繰り入れるものであります。

次に 53 ページ、第 5 款繰越金、第 1 項繰越金であります。本年度予算額は第 1 目繰越金に 1 千円を計上しております。この特別会計の前年度の精算により、歳入超過となった場合に、その超過額をこの科目に受け入れるものであります。

次に 53 ページから 54 ページ、第 6 款諸収入、第 1 項雑入であります。本年度予算額は、3 千円を計上しており、前年度と同額であります。その内訳は 53 ページの第 1

目第三者納付金、５４ページの第２目返納金及び第３目雑入で、それぞれ１千円ずつでございます。以上が歳入についてであります。

続きまして、歳出予算であります。５５ページをごらんいただきたいと思います。

第１款総務費、第１項総務管理費であります。本年度予算額は第１目一般管理費に６４万４千円を計上しております。前年度と比較しまして２万９千円、４．３％の減となっております。予算の財源内訳は、その他で６４万３千円、一般財源で１千円となっております。医療給付等に係る事務に要します経費を計上しております。

次に５５ページから５６ページの第２款医療諸費、第１項医療諸費であります。本年度予算額は５０２万４千円を計上しており、前年度と比較しまして３，０９４万１千円、８６．０％の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金１６２万６千円、県支出金４０万７千円、合わせて２０３万３千円、その他で支払い基金交付金２５８万７千円、一般会計繰入金４０万４千円、合わせて２９９万１千円となっております。予算の目別では、５５ページの第１目医療給付費が４８０万円、５６ページの第２目医療費支給費が２０万円、第３目審査支払い手数料が２万４千円であります。月おくれで請求される医療費、今後申請される高額療養費等を計上するとともに、レセプトの診療内容及び請求額等の審査に関する委託経費を計上いたしました。

次に５６ページから５７ページ、第３款諸支出金、第１項償還金であります。本年度の予算額は２千円を計上しており、前年度と同額であります。予算の財源内訳は、一般財源で２千円となっております。予算の目別では、第１目償還金、第２目還付金で、それぞれ１千円であります。平成２１年度決算の確定に伴う支払い基金・国・県からは交付金等の精算において、超過交付が生じた場合、また第三者納付金等に過誤徴収が生じた場合において、この科目より返還するものであります。

最後に５７ページ、第４款予備費、第１項予備費であります。本年度予算額は、第１目予備費で１０万円を計上しております。予算の財源内訳は、その他となっております。

以上、斑鳩町老人保健特別会計予算の説明とさせていただきます。

何とぞ、温かいご審議を賜りまして、原案どおりの承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○木田委員長 老人保健特別会計予算についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。 木澤委員。

○木澤委員 一昨年度にも確認させていただいたことなんですけども、もう２２年度で、これ会計自体がなくなってしまうということで、特にお金なんかは、もう全部なくなっ

てゼロで精算できるという形になってるのでしょうか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 確定、さきの予算のときはそのように言いました。ただ、昨年５月の予算決算委員会にも木澤委員より同様の質問をいただきまして、この老健特会そのものは今回が最終年度ですので、給付は終わるということになりますけれども、２２年度の給付です、支払い基金とかから受け入れ不足が出たりとか、また超過交付を受けたので返還しなければならないとかいうような残務処理というのは、必ず残ってきます。これにつきましては、本来であれば次の年の特別会計で予算組みをするわけですが、２３年度には、この特別会計がございませんので、これにつきましては、その部分を一般会計に移して処理をするということになるものでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 それは、法的には別に問題ないわけなんですね。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 法令上、今定まっておりますのは、この２２年度まで特別会計を設けなければならないというふうに定めが設けられております。その後、一般会計で処理を行うのか、もし特別会計で処理を行うとなれば、これは条例で制定しなければならないこととなりますので、最終的には平成２２年度中に、もしかすると国からこういうやり方をしなさいというような何かしらの指導があるかもしれませんが、現段階ではございませんので、法的に一般会計で処理をするということについては問題はございません。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 一定、国の方にそういう処理が市町村として残るということも意見あげていただいていると思いますけれども、よく連携をとっていただいて、きちんと処理をしていただきますようお願いいたします。

○木田委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木田委員長 ないようですので、これをもって老人保健特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第１３号 平成２２年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、介護保険事業特別会計のご説明をさせていただきます。
まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第 13 号

平成 22 年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出し議会の議決を求めます。

平成 22 年 3 月 1 日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

続きまして、特別会計予算書の 89 ページをごらんいただきたいと思います。予算書を朗読いたします。

平成 22 年度 斑鳩町介護保険事業特別会計予算

平成 22 年度 斑鳩町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16 億 1,420 万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 介護給付金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金にかかる共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 22 年 3 月 1 日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは座らせていただきまして、ご説明をさせていただきます。まず、当特別会計予算の概要をご説明いたします。本特別会計の歳入歳出予算の総額は 16 億 1,420 万円を計上いたしました。介護保険の予算につきましては、平成 21 年度の実績及び今後の給付額等の推計を基に、平成 22 年度に必要な予算を計上させていただいているところでございます。介護を必要とする方々や、そのご家族が安心して介護サービス

を受けることができるようサービスの安定的な供給、及び適正な介護保険事業の運営等に引き続き努めてまいりたいと考えております。

それでは、まず初めに歳入予算についてであります。９７ページをお開きいただきたいと存じます。

第１款保険料、第１項介護保険料であります。本年度予算額は、第１目第１号被保険者保険料で３億２，９０１万１千円を計上しており、前年度と比較して１，０３４万円、３．２％の増となっております。この金額については、６５歳以上のいわゆる第１号被保険者にかかります保険料であります。

次に第２款使用料及び手数料、第１項手数料についてありますが、第１目督促手数料において保険料の督促手数料といたしまして前年度と同額の２千円を計上しております。

次に９８ページ、第３款国庫支出金、第１項国庫負担金についてであります。本年度予算額は、第１目介護給付費負担金で２億６，８４３万５千円を計上しており、前年度と比較いたしまして１，２１５万９千円、４．７％の増であります。これは、施設給付金を除く介護給付費の２０％と、施設給付金の１５％を計上しております。

次に、第２項国庫補助金についてであります。本年度予算額は５，２８２万６千円を計上しております。前年度と比較して１，０７６万８千円、２５．６％の増であります。その内訳は、第１目調整交付金が３，７３３万７千円、第２目地域支援事業交付金の介護予防事業分として上限事業費の２５％に当たります３４２万３千円、第３目包括的支援事業・任意事業分として上限事業費の４０％に当たります１，２０６万６千円を計上しております。

次に９９ページ、第４款支払基金交付金、第１項支払基金交付金についてありますが、本年度予算額４億５，９４２万５千円を計上しており、前年度予算額と比較しまして２，０１１万９千円、４．６％の増となっております。その内訳につきましては、第１目介護給付費交付金として介護給付費の３０％にあたる４億５，５３１万８千円、第２目地域支援事業交付金の介護予防事業分として上限事業費の３０％の４１０万７千円を計上しております。介護給付費交付金につきましては、４０歳から６４歳までの保険料にかかるものでございます。

次に、１００ページ、第５款県支出金、第１項県負担金であります。第１目介護給付費負担金で２億２，４８２万７千円を計上しており、前年度予算額と比較しまして９９２万９千円、４．６％の増となっております。施設給付費を除く介護給付費の１２．５％と施設給付費の１７．５％を計上しております。

次に、第２項県補助金では７７４万５千円を計上しており、前年度と比較して４１万６千円、５．７％の増となっております。その内訳は、第１目で地域支援事業交付金の介護予防事業分として、上限事業費の１２．５％の１７１万２千円、第２目で地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分として上限事業費の２０％の６０３万３千円を計上しております。

次に１０１ページ、第６款財産収入、第１項財産運用収入であります。本年度予算額は、第１目利子及び配当金で９万２千円を計上しております。前年度と比較いたしまして３千円、３．４％の増となっております。内訳といたしまして、介護保険給付費準備基金利子としまして８万８千円を、介護従事者処遇改善臨時特例基金利子としまして４千円を計上しております。

次に、第７款寄附金、第１項寄附金につきましては、第１目寄附金で前年度と同様１千円を計上しております。

次に、第８款繰入金、第１項一般会計繰入金であります。１０２ページであります、本年度予算額２億４，７９２万円を計上しております。前年度と比較しまして８１１万１千円、３．４％の増であります。第１目介護給付費繰入金では１億８，９７１万６千円、第２目地域支援事業費繰入金では介護予防事業分として１７１万２千円、第３目地域支援事業費繰入金では包括的支援事業・任意事業分として６０３万３千円、第４目その他一般会計繰入金では５，０４５万９千円を計上しております。

介護給付費繰入金として介護給付費の１２．５％、地域支援事業繰入金は介護予防事業分として上限事業費の１２．５％、包括的支援事業・任意事業分として上限事業費の２０％を計上しております。その他一般会計繰入金では、職員給与費及び事務費に係る分を計上しております。

次に、第２項基金繰入金であります。本年度予算額としまして２，３８５万を計上しており、前年度と比較して１９３万９千円、７．５％の減であります。その内訳は、第１目介護給付費準備基金繰入金としまして２，０００万２千円、続いて１０３ページ、第２目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金では、第１号被保険者保険料軽減分繰入金といたしまして３８４万８千円を計上しております。

次に１０３ページ、第９款繰越金、第１項繰越金では、第１目繰越金として１千円を計上しております。

次に、第１０款諸収入、第１項延滞金加算金及び割引料では１０３ページから１０４ページにありますように、第１目過料で１千円、第２目第１号被保険者延滞金で３万８

千円、第3目第1号被保険者加算金で1千円を計上し、また第2項雑入では弁償金の雑入といたしまして、あわせて項全体で2万5千円を計上しております。第1目滞納処分費、第2目弁償金、第3目違約金及び延納利息、第4目第三者納付金、第5目返納金では、それぞれ1千円を計上、また第6目納付金は1万円、第7目雑入も1万円をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、歳出予算であります。106ページをごらんいただきたいと存じます。

第1款総務費、第1項総務管理費であります。本年度予算額は、第1目一般管理費で2,780万1千円を計上しており、前年度予算額と比較しまして277万1千円、9.1%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で2,780万、一般財源で1千円となっております。主なものは、職員4人分の人件費に要する経費、国民健康保険団体連合会への負担金、電算システムのソフト使用料等の経費であります。

次に107ページ、第2項徴収費であります。本年度予算額は、第1目賦課徴収費で150万6千円を計上しており、前年度予算額と比較しまして6千円、0.4%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で146万7千円で、一般財源で3万9千円となっております。主なものは、年金から特別徴収する方への保険料の通知、及び、普通徴収の方への納付書等の送付に係ります経費であります。

次に108ページから109ページの第3項介護認定審査会費であります。本年度予算額は、第1目介護認定審査会費で2,072万2千円を計上しており、前年度予算額と比較しまして196万1千円、10.5%の増となっております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております。主なものは、要介護認定にかかる主治医意見書の作成手数料、訪問調査に伴う認定調査事務委託料等であります。

次に110ページ、第4項趣旨普及費であります。本年度予算額は、第1目趣旨普及費で36万8千円を計上しており、前年度予算額と比較しまして3千円、0.8%の減となっております。予算の財源内訳はすべてその他となっております。これは、一般向けの制度全般に関するパンフレットや保険料額決定通知のときに同封いたします介護保険料に関する内容を中心としたパンフレットの作成にかかります経費等であります。

次に同じく110ページ、第5項介護保険運営協議会費であります。本年度予算額は、第1目介護保険運営協議会費で、前年度と同額の8万円を計上しております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております。

これは、介護保険事業の運営に関する重要な事項として、事業計画の進行管理、特別会計の運営管理等につきまして、ご審議をいただくために介護保険運営協議会を設置い

たしておりますが、その協議会委員の委員報酬であります。平成２２年度につきましては計２回の開催を予定しております。

次に１１１ページ、第６項地域包括支援センター運営協議会費であります。本年度予算額は、第１目地域包括支援センター運営協議会費で、前年度予算額と同額の４万円を計上しております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております。これは、地域包括支援センターの公正・中立な運営を図るため地域包括支援センター運営協議会を設置しておりますが、その協議会委員の委員報酬であります。平成２２年度につきましては計１回の開催を予定しております。

次に同じく１１１ページ、第２款介護給付費、第１項介護サービス等諸費についてであります。本年度予算額は、第１目介護サービス等諸費で１３億６，５６１万９千円を計上しており、前年度予算額と比較しまして６，７０８万１千円、５．２％の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で２億７，４０３万１千円、県支出金で２億３３９万５千円、あわせて４億７，７４２万６千円、その他で５億８，０３９万２千円、一般財源で３億７８０万１千円となっております。これは、要介護１から５に認定された方への介護サービス等にかかる経費であります。

次に１１２ページの第２項介護予防サービス等諸費についてであります。本年度予算額は、第１目介護予防サービス等諸費で８，０３７万３千円を計上しており、前年度予算額と比較しまして６１６万４千円、８．３％の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で１，７８８万７千円、県支出金で１，０２０万９千円、あわせて２，８０９万６千円、その他で３，４１５万８千円、一般財源で１，８１１万９千円となっております。この介護予防サービスは、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などが受けるサービスであります。要介護認定結果が要支援１及び要支援２と認定された方々へのサービス費用に要します所要額を計上いたしております。

次に１１３ページ、第３項その他諸費についてであります。本年度予算額は、第１目審査支払手数料で２４６万６千円を計上しており、前年度予算額と比較しまして１２万３千円、５．２％の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で５５万４千円、県支出金で３０万８千円、あわせまして８６万２千円、その他で１０４万８千円、一般財源で５５万６千円となっております。これは、各介護サービス事業者から請求されます介護報酬につきまして、国保連合会において支給限度額等の審査及び支払い事務をされますことから、これに係る経費であります。

次に同じく１１３ページ、第４項高額サービス等費についてであります。本年度予算

額は、第1目高額サービス諸費で2,124万2千円を計上しており、前年度予算額と比較しまして347万7千円、14.1%の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で477万1千円、県支出金で265万6千円、あわせて742万7千円、その他で902万8千円、一般財源で478万7千円となっております。これは、健康保険と同様に1割の自己負担額が高額になった場合、一定額を超えた分について、償還払いをすることに係る経費であります。なお、上限額につきましては、生活保護の受給者、住民税世帯非課税で高齢福祉年金の受給者、住民税世帯非課税で個人の合計所得金額と課税年金収入額をあわせた金額が80万円以下の方が1万5千円。住民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額をあわせた金額が80万1円以上の方が2万4,600円、これら以外の方が3万7,200円となっております。

次に114ページ、第5項高額医療合算サービス等費についてであります。本年度予算額は、第1目高額医療合算サービス諸費で2千円を計上しております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。これは現在、介護保険、医療保険の制度においてそれぞれに自己負担額が高額になったときは、月額で限度額が設けられており、それぞれ高額介護サービス費、高額療養費として限度額を超えた分について支給されています。さらに、このそれぞれの利用額を合算し、年額で所得に応じ限度額が設けられ、その限度額を超えた分について介護保険と医療保険の利用額に応じて案分され、介護保険事業特別会計からは高額医療合算サービス等費として支給されることとなります。

次に、第6項特定入所者介護サービス等費についてであります。本年度予算額は、第1目特定入所者介護サービス等費で4,802万4千円を計上しており、前年度予算額と比較しまして193万1千円、3.9%の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で852万9千円、県支出金で825万9千円、あわせて1,678万8千円、その他で2,040万8千円、一般財源で1,082万8千円となっております。施設に入所等をされている方の居住費と食費にかかる経費であります。

次に115ページ、第3款基金積立金、第1項基金積立金であります。まず、第1目介護保険給付費準備基金積立金では、本年度予算額は8万8千円を計上しており、前年度予算額と比較しまして1千円、1.1%の減となっております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております。これは、介護保険の保険給付に関し、保険料等に余剰金が生じる場合に、その余剰金を基金に積み立て、次年度以降の保険給付の財源とするものであります。

次に、第2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金についてであります。本年度予

算額は4千円を計上しております。予算の財源内訳は、すべてその他となっております。これは介護従事者処遇改善臨時特例基金において発生した利息分を基金に積み立てるものであります。

次に116ページから117ページ、第4款地域支援事業費、第1項介護予防事業費であります。まず、第1目介護予防特定高齢者施策事業費についてであります。本年度予算額は1,018万6千円を計上しており、前年度予算額と比較しまして88万9千円、8.0%の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で254万7千円、県支出金で127万5千円、あわせて382万2千円、その他で433万1千円、一般財源で203万3千円となっております。これは、要介護状態に移行するおそれの高い特定高齢者を対象として実施いたします介護予防事業にかかる経費で、臨時職員や歯科衛生士の賃金、運動機能向上指導業務委託料、また食の自立支援事業委託料、生活機能評価業務委託料等が主な経費であります。

次に、第2目介護予防一般高齢者施策事業費についてであります。本年度予算額は、351万1千円を計上しており、前年度予算額と比較しまして7千円、0.2%の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で87万6千円、県支出金で43万7千円、あわせて131万3千円、その他で149万6千円、一般財源で70万2千円となっております。これは、65歳以上の高齢者を対象として実施いたします運動機能向上指導等にかかる経費であります。

次に117ページから118ページにかけての、第2項包括的支援事業・任意事業費であります。まず、第1目包括的支援事業費についてであります。本年度の予算額は、2,078万1千円を計上しており、前年度予算額と比較しまして78万1千円、3.9%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で831万2千円、県支出金で415万7千円、あわせて1,246万9千円、その他で415万7千円、一般財源で415万5千円となっております。これは、斑鳩町社会福祉協議会に委託しております地域包括支援センターの運営に係る経費であります。この地域包括支援センターは高齢者の保健・福祉・介護を推進していく上での重要な拠点であります。

次に、第2目任意事業費についてであります。本年度予算額は938万3千円を計上しており、前年度予算額と比較しまして185万9千円、24.7%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で375万4千円、県支出金で187万6千円、あわせて563万円、その他で187万6千円、一般財源で187万7千円となっております。これは、配食サービスや家族介護用品支給事業等に係る経費であります。

次に 118 ページ、第 5 款諸支出金、第 1 項償還金及び還付加算金であります。第 1 目第 1 号被保険者保険料還付金で 100 万円、第 2 目償還金で 2 千円、第 3 目第 1 号被保険者還付加算金といたしまして 2 千円と、それぞれ昨年と同額であり、項全体で 100 万 4 千円を計上しております。これは被保険者が所得の更正等により、既に納めた保険料に過納が生じた場合に返還するために計上するものであります。

次に 119 ページ、第 6 款予備費であります。100 万円を計上しております。

以上、斑鳩町介護保険事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますよう、お願いを申し上げます。

○木田委員長 介護保険事業特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。 浦野委員。

○浦野委員 118 ページなんですけども、地域支援事業、包括的支援事業・任意事業費につきまして、扶助費の中で成年後見制度利用支援事業とありますけども、これについてちょっと詳しく説明をお願いします。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 成年後見制度の分でございます。身寄りのない重度の認知症の方とか、知的障害者である方で町長による申し立てが必要な場合ですね、そういう場合に、必要な場合でそれがかつ、途中から受けなければならないということで、そのままでは成年後見制度が利用が難しい方という方に対して申立をすると、その費用についての予算でございます。

○木田委員長 浦野委員。

○浦野委員 あの普通、ご本人が認知症等で意思能力がないという場合に、裁判所で、家族が成年後見人に登録して認められたら、成年後見人という制度かと思うんですけど、その家族がない場合ということですかね。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 はい、そうでございます。

○木田委員長 ほかに。 木澤委員。

○木澤委員 予算書の 108 ページなんですけども、介護認定審査会費のところ、臨時職員賃金が本年度新たにこうして 241 万 5 千円とあげていただきまして、部長も先ほど説明の中で少し触れておられたんですけども、これは前年度と比べてどういうふうにかわってるんでしょうか。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 この賃金につきましては、認定調査員さんの賃金で今まででしたら、保健センターの方の職員で行っていただいていたわけですが、その分、認定調査について、直接、臨時職員さんを雇って認定調査に行ってもらおうということに対する賃金でございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 21年度の4月から介護認定の基準が変わって、軽度認定されるっていう方がふえるんじゃないかというふうに言われてたんですけども、この参考資料を見せていただくと要支援1、2のところだと前年度と数字は変わってないので、ちょっとわかりにくいですが、そういうふうに軽度認定された方っていうのは、実際にはどれぐらいいたんでしょうか、判定の中に。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 認定結果での21年4月以降の関係でございますけども、平成20年度、平成20年4月から21年3月までの結果で言いますと、軽度化された方につきましては19.1%になっております。それから、最終的に21年10月から最新の分に、もう一度戻りましたけども、その軽度化については19.8%ということで、現在はといえば、ほとんど同じような形で推移していると考えております。それから、先ほど聞いていただきました21年4月以降から9月までの間の数字でございますけれども、二次判定で出ました数字、%から言いますと31.5%ということでふえました。しかし、もう委員ご存じのように、ご本人さんの希望で軽くなった場合は今までどおりですよというのが、いけるようになりましたので、実質、パーセントから言いますと軽度化された方は3.8%ということでやっておられます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 今そうして、やはりこの基準が変わったことによって20年度、21年度で19%台やったのが、31%台になったということで、その判定段階ではやっぱり軽度化認定ふえたのかなということで認識をしましたけども、そうした軽度認定された人がもとの介護度で対応してほしいということであれば、それはそういうふうに対応できるということですが、この臨時職員さんっていうのは、それにかかわって新たにふやしていただいたものですか。そうじゃないんですか。

○木田委員長 佐藤福祉課長

○佐藤福祉課長 そういうことではなくて、今まで保健センターの職員の方で回っておった一次判定ですね、認定調査の一次調査について職員から臨時職員さん、資格を持って

おられる臨時職員さんをお願いしているということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしたら、私の後段で言うた質問とはちょっと別個の形で、臨時職員さんは雇っていただいているということで理解をしておきたいと思いますけども。

あとですね、114ページのところなんですけども、高額医療合算サービス諸費ということで、去年21年度からこういう形になったというふうに思うんですけども、去年も質問させてもらったときも、スタートしてみないと実際どれぐらいの金額が必要なのかわからないということでしたが、本年度もこういう形で2千円というふうにあがってきてるということは、実際にこれは、この制度は利用されていないということなんですかね。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 利用されていないということではなく、この予算をつくる時点で予算として計上するだけのデータがなかったということで、この予算の当初予算のとき、時点では一応名目予算とさせていただいているということでございます。実態は、システム的なおくれで、ちょっとおくらせておるわけなんですけども、今現在、実際その高額医療合算についての分は福祉課に回ってきておりますので、動いてないということではございません。この時点では、予算の精査する根拠をいう数値が少なかったので、一応名目予算にさせていただいたということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、21年度で実績はあるということなんですね。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 はい、書類的には今現在、回ってきております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 また、そしたら決算が出てから、その次の年度で実際に数字が反映されるという見方をしておけばいいですか。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 そうですね。実質22年度から動くような形になるのではないかと思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、すみません。次117ページの包括支援センターなんですけども、昨年、予算委員会の中でもいろいろ議論があった中で、本年度の人員配置の考

え方と人件費の計上の仕方ですね。あとまた、この事業収入もあるということです、収入は幾らあったのかというのと、国の補助がどうなっているかの4点について、お尋ねしたいと思うんですけど。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 まず、人員の関係でございますけれども、地域包括支援センターの全体の人員につきましては、平成21年度、22年度、臨時職員さん含めて4名ということで全体の人数については変わっておりません。それから、地域包括支援センターの収入の関係でございますけれども、要支援のケアプランの作成の関係になりますけれども、平成22年度の予算といたしましては、840万円を予定しております。それと、国とかの補助につきましては、この介護保険制度の方にのっておりますので、国が40%、県が20%、町が20%、それから残りが1号保険者になります。それで全体で100%ということになってます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 職員、人員配置の考え方について、数字的に21年度と同様に正職3人と臨時職1人ということで、数字的にはあがってきているんですよね。ただ、その辺。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 平成22年度と21年度を比較して言いますと、正職が1人退職されるということで、21年度は正職兼務で、21年度は兼務していた正職を専任ですということで、プラスの0.5、それと21年度は0.5の臨時職員さん1人だったんですけども、22年度につきましては、0.5の臨時職員おふたりさせていただくということで、全体では4名、4名ということでお願いしているという形です。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 その0.5で兼務というふうにおっしゃったんですけども、体制的にどういうふうにかわってるんですかね。本年度からどういう体制でこの包括支援センターは運営していこうと。数字的に0.5人分かける2人というふうにあげていただきましたけれども、実際に運営される中では。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 地域包括支援センターでは社会福祉士が1人と、主任介護支援専門員が1人、それから看護師が1人、それから臨時職員ですけども介護支援専門員、もともと21年度におられる方もフルタイムということが難しいと、本人さん希望で事情で難しいということで支援専門員さんについてはフルタイムじゃないですけども、おふたりで

するという形で運営するということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 なかなか、その人の都合で来られない状況があるというのは気はしてるんですけども、それを補ってきちんと運営していける体制で、体制も組んでいただいているというふうに理解してよろしいんですか。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 はい、そうでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 それと、去年も人件費の計上の仕方として、給料の半分を包括支援センターに計上して、もう片方をとといいますかね、社協の方で計上してという形については指摘はされていたと思うんですけども、その改善についてはどうなんですか。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 先ほど、説明させていただきました、平成21年度の正職の兼務しておられた方が専任になるということでございますので、そういう兼務はなくなったということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうすると、その方の人件費は包括支援センターの中で組んでいるということですね。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 はい、そうでございます。

○木田委員長 よろしいですか。ほかに。 浦野委員。

○浦野委員 介護の支援全般なんですけどもね。実は私も地元で小地域福祉会のメンバーなんですけど、当然、介護受けておられると思って話してたら、いや介護認定まだ受けてないというふうな話、突然聞く人はおるんですよ。こういった介護保険制度は定められて100%そういうことは住民周知した上で、支援も受けておられると思って、こっちは話しているのに家族の方も、そんなん受けてない、また本人も受けてないというような話をされたら、まだ何ていいですか、介護に対して周知が全般的に行き渡ってないのかなというような感覚に陥るときがあるんですけども。例えば、そういったことを地元から民生委員を通じて、あの方は介護を受けるべき病気をお持ちやとか、また身体障害があるとかいう方を聞きつけた場合、役所の方からそのご家庭に訪問して認定を受けられたらどうですかというようなことは、されてるんですか、どうでしょう。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 すみません、あの今のお話で、例えば小地域福祉会とか、自治会ですとか、民生委員さん含めまして、実際そのようなお話が町の方へきましたら、当然うちの方でも確認をさせてもらうような形になると思いますし、例えばその状況で認定はどうかということで、認定をしてない形でもできるサービスもありますし、そういうことを含めてお話を聞いて対応するような形になると思います。

○木田委員長 浦野委員。

○浦野委員 あくまでも、本人が、あるいは家族が、介護の認定を申請して、認定を受けてサービスを受けるという本来の筋はわかってるんですけども、逆に、いや、そんな介護なんか、もう何といたしますか、他山の石やと、そんなん受けたくないとか、受けたくないという人もおられるし。また家族も本人をほったらかし、ほったらかしって言うたらいかんけども、勤務に出てて日中は老人の世話をできないから、例えばですよ、デイサービスを受けるときには9時ごろお迎えに来られて、4時ごろまた送って来られるわけですけども、そのときに家族が不在であれば引き取れないとか、また送っていけないとか、デイサービスの方もやっぱり家族を確認の上、本人を引き渡したり、また迎えに行ったりしてるわけなんですけども、そういうことができない、家族ができないために認定も受けてないとか、いろんな事情あるわけなんです、数々聞けばね。たとえば、それを民生委員さんに言って、役所へ伝えればいろんな方法があるからということでは言うんですけども、本人の意思、あるいは家族の意思、いわゆる申請の意思がなければ、社会からほったらかしになるというふうな方が、たまにおられるんです、びっくりするんですけど。そういった方もやっぱり役所は、そういった方を100%救えるように、支援が受けられるように体制を組んでおられるのかどうかだけを聞きたい。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 それを100%と言われまして、町内そんな人がだれもないということになりますので、それは難しいかなと思うんですけども、実態として例えば、さっきも少し言いましたけども、実際そういう申請、認定受けなければ制度にのったサービスを受けられませんが、先ほども言いましたけども、認定をまだ受けてない方でも受けられるサービスがございます。愛の訪問サービス、ヤクルトを配ったりとか、配食サービスの関係でそういうこともございますし、家でのお手伝いということでシルバー委託しているサービスもございます。そのことも含めて、実態はそっちのお宅に寄せてもらって、お話を聞いて現状として何ができるのか、そして、そういう中で、まず、き

っかけとして、そういう形をはじめた上で、少しずつご本人さんもそういう意味での認定を受けたらいいだなというような認識をいただければとは思いますが。

○木田委員長 浦野委員。

○浦野委員 わかりました。もう1点ですね、118ページなんですけども、19節、負担金補助及び交付金の中で住宅改修事業っていうのがあるんですけども、これもなかなか住民の方、知らんとよく言われるんです。例えば段差の改修とか、あるいはトイレ、またお風呂関係の水回りが多いんですけども、改修補助金があるよというようなことで私個人的には言うんですが、いやそんなん知らんわということでよく言われるんです。この改修事業の内容について、もう1回詳細聞きたいんですけども、その方が一生に一度20万円を限度に1割負担、2万円負担で18万円の改修補助金を受けられるというのは、今も変わらないですかね。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 一生に1度ということより、例えば確か2段階、以前改修を受けて2段階重くなったと、もう非常に重くなって、当初に住宅改修してた状態では、もう対応できないよと、もっと重くなってますよというときには、新たに住宅改修のあれはできるようになっております。

○木田委員長 浦野委員。

○浦野委員 これ、住民に周知は毎年広報でされてるんですかね。

○木田委員長 佐藤福祉課長。

○佐藤福祉課長 このお話をさせていただくと、もっと積極的にしろというお話があるかもわからないんですけども、窓口に来られましたら当然そういうお話もさせてもらいますし、新たに65歳なられた方については小冊子になりますけど、そういう内容について送らせてもらっております。しかし、今お話ししたように全然知らない方もおられますということを聞きましたので、平成21年度は広報でも掲載はさせていただいておりますけども、例えばそれについて、毎年必ず掲載するとか、そういう形では考えていかなければならないかなと考えています。

○木田委員長 浦野委員。

○浦野委員 私の申し上げたいのは、先ほどの介護と今の住宅改修と同じ発想なんですけども、要するに住民の方々が知らなければサービスを受けられないと、知ってこそはじめて自分の家の状態あるいは自分の体の状態をかんがみて、サービスを受けられる申請をするということになるんですけども。なかなか若い家族の方は多忙だし、お年寄り

いかるが広報等をですね、冊子を見る機会もないし、例えばニュースとかでこういうサービスがあるよと聞きつけて、自分の町もこんなことやってくれてるのかなということで、どんどん聞かれるタイプの方はいいんですけども、もう家族の中でも会話のないようなお年寄りはいったサービスを一切受けられないままお亡くなりになられるというのが、やっぱり地元ではありますので、知らなければ受けられないというのは私は不公平やと思いますので、やっぱり周知ですね。できるだけきめ細やかに、例えば窓口、役場の窓口に来られたらこういうこともありますよと、住宅改修ということもありますよとか、親切にですね、その都度おっしゃっていただきたいなと思うわけなんです。それをお願いしておきます。

○木田委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、これをもって介護保険事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第14号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、後期高齢者医療特別会計につきまして、ご説明を申し上げます。その前に、議案書を朗読させていただきます。

議案第14号

平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成22年3月1日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

続きまして、特別会計予算書の127ページをごらんいただきたいと思います。

予算書を朗読させていただきます。

平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算

平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億800万円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予

算」による。

平成 22 年 3 月 1 日提出

斑鳩町長 小城 利 重

それでは、座らせていただきまして、ご説明を申し上げます。まず、当特別会計予算の概要についてでございます。予算総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 8 0 0 万円であります。前年度予算額と比較して 4, 3 0 0 万円、16. 2%の増となっております。

この特別会計は、主として、後期高齢者医療保険料の収納について、会計上明確にするために設置されているものであり、被保険者からの保険料収入とその保険料の広域連合への納付等を計上しております。その他、この制度の運営に係る町及び広域連合の事務に係る経費も計上しているものであります。後期高齢者医療については、制度廃止の方向で検討がされておりますが、当面はこの制度は継続されることとなっておりますことから、円滑な事務の執行に努めてまいりたいと考えております。

それでは、予算書の 133 ページをごらんいただきたいと思います。はじめに、歳入予算でございます。第 1 款後期高齢者医療保険料、第 1 項後期高齢者医療保険料であります。本年度予算額は 2 億 5, 057 万 3 千円を計上しており、前年度と比較しまして 3, 657 万 5 千円、17. 1%の増となっております。その内訳は、第 1 目特別徴収保険料が 2 億 6 万 5 千円、第 2 目普通徴収保険料に 5, 050 万 8 千円であります。後期高齢者医療保険料は、おおむね 2 年ごとに財政の均衡が保たれるように設定されることとなっておりますことから、広域連合では平成 22、平成 23 年度の保険料率を所得割率、年率 7. 7%、現行は 7. 5%、であります、また均等割額、年額 40, 800 円、現行は 39, 900 円、であります。それに改正をいたしました。この保険料は、医療費の増加や高齢者保険料の負担割合の増加に対し、前年度会計からの繰越金及び保険財政安定化基金の取り崩し等保険料率の抑制策を図ったうえで設定されたものであり、この予算の保険料の総額は、広域連合の積算に基づくものであります。

次に、第 2 款使用料及び手数料、第 1 項手数料であります。本年度予算額は、第 1 目督促手数料に 2 万円を計上しており、前年度と同額であります。督促にかかる手数料を受け入れるものであります。

次に 134 ページ、第 3 款寄附金、第 1 項寄附金であります。本年度予算額は、第 1 目寄附金に 1 千円を計上しており、前年度と同額であります。寄附金があった場合に受け入れるものであります。

次に、第 4 款繰入金、第 1 項他会計繰入金であります。本年度予算額は、第 1 目一般

会計繰入金に5,634万2千円を計上しており、前年度と比較しまして561万6千円、11.1%の増となっております。第1節特別会計事務費繰入金は、保険料の徴収や被保険者証の引き渡し等、町が直接行う事務の経費の財源として530万4千円を計上いたしました。また、第2節後期高齢者医療広域連合納付金繰入金は、広域連合の運営に係る事務経費相当分である事務費負担金繰入金1,505万1千円、低所得者の保険料軽減に伴う公費負担相当分として保険基盤安定負担金繰入金3,598万7千円、合わせて5,103万8千円を計上いたしました。これらは一般会計からいったん特別会計に受け入れ、さらに特別会計の歳出科目である後期高齢者医療広域連合納付金から広域連合に納付するものであります。

次に135ページ、第5款繰越金、第1項繰越金であります。本年度予算額は、第1目繰越金に1千円を計上しており、前年度と同額であります。特別会計の前年度の精算により歳入超過となった場合に、その超過額を当科目に受け入れるものであります。

次に、第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料であります。本年度予算額は、第1目延滞金に1万円、第2目過料に1千円を計上しております。次に、第2項償還金及び還付加算金であります。本年度予算額は、第1目保険料還付金として100万円を、136ページの第2目還付加算金に5万円を計上しております。この2つの目は、歳出における保険料還付金または還付加算金が生じた場合、その相当額について広域連合から収入するものでありますが、保険料還付金については、平成21年度の実績を見込む中で増額計上したものであります。

最後に136ページ、第3項雑入であります。本年度予算額は、第1目滞納処分費、第2目 雑入にそれぞれ1千円を計上しております。以上が、歳入についてであります。

続きまして、歳出予算であります。137ページをごらんいただきたいと思います。

はじめに、第1款総務費、第1項総務管理費であります。本年度予算額は、第1目一般管理費に136万円を計上しており、前年度と比較しまして9万4千円、7.4%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で135万8千円、一般財源で2千円となっております。被保険者証の郵送などに係る事務経費であります。

次に、137ページから138ページの第2項徴収費であります。本年度予算額は、第1目徴収費に366万9千円を計上しており、前年度と比較しまして14万4千円、4.1%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で366万9千円となっております。納付書などの作成や郵送、徴収の管理などを行う電算システムの委託料などに係る事務経費であります。

次に138ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金であります。本年度予算額は、第1目後期高齢者医療広域連合納付金に3億162万1千円を計上しており、前年度と比較しまして4,196万2千円、16.2%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で5,103万8千円、一般財源で2億5,058万3千円となっております。徴収しました保険料相当額2億5,058万3千円と、後期高齢者医療広域連合納付金繰入金として一般会計から繰り入れた、広域連合の事務経費分1,505万1千円、保険基盤安定負担金3,598万7千円を広域連合に納付するものであります。

次に139ページ、第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金であります。本年度予算額は、第1目保険料還付金及び還付加算金に105万円を計上しております。予算の財源内訳は、その他で105万円となっております。

最後に、第4款予備費、第1項予備費であります。本年度予算額は、第1目予備費に、前年度と同額の30万円を計上しております。予算の財源内訳は、その他で30万円となっております。

以上、斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○木田委員長 後期高齢者医療特別会計予算について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。 木澤委員。

○木澤委員 135ページです。保険料の還付金というところで、昨年の実績に基づいて金額があがっているということですが、これ還付されるものっていうのはどういうものなんですか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 還付が発生する理由としましては、死亡または斑鳩町外へ転出される場合ということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 高齢者の方なので、入られてそういうのが多いということ。実績からということなので、わかりました。あと、滞納についても、去年も言いましたけど、やはり発生をしてくれているわけですね。それに対して国の方でも、こうした高齢者に対して資格証の発行はふさわしくないというような方針がなされてるかというふうに思うんですけども、広域連合の方ではそうした方針は徹底されているのでしょうか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 はい。現在、国の方からは後期高齢者、保険料の滞納に関しましては資格証は原則として発行しないという方針を定めておられまして、奈良県内で実際に発行されているところはないと聞いております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 短期保険証なんかは、どうなんでしょうか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 短期の保険証につきましては、確かに有効期間が短くはなりますけれども、通常の保険証と同じ効力を有しますものですから、これについては本町も発行はいたしております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 当町でも発行されてるということですが、何件発行されていますか。国保証みたいに本人に短期保険証等が届いてないという実態なんかはあるのでしょうか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 短期被保険者証の平成21年度の発行は、7件でございます。被保険者証につきましては、簡易書留で原則として郵送させていただいてますが、時々住所がわからないということで戻って来たりして、やむを得ず預かっているというケースがございますけれども、基本的にいわゆる窓口へ直接取りに来ていただくようにというのは、短期被保険者証以外にはございません。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 課長、今時々あるというふうにおっしゃっていただきましたけど、7件のうち、町が持ってる分で何件ですか。預かっているとか、届いてないとか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 現在、本町ではお預かりしているのは1件でございます。この1件につきましては、後期高齢者医療制度そのものに反対をされておられまして、窓口には来られるんですが、受け取りを拒否されるという状況でございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 その制度自体に反対をされてるということですが、その人、そしたら病院で窓口で10割払ってらっしゃるってようなことになるんですよね。当然。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 病院に行かれたら、今のところ、それしかないです。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そら、本人さんの意地で、そういうふうにしてはる人についてなかなか町で使ってくださいとしか、なかなか言いようがないと思うんですけど、そういう方はいらっしゃるというのは一定の認識をさせていただきますけども。この制度自体が廃止をされるという方向で進んでいますけど、政権が代わってすぐに廃止になるかと思っていたんですが、新しい制度をつくるまでは廃止をしないということで先延ばしをされていると。このこと事態、私は約束が違うというてきたことが違うというふうに、非常に腹を立てているんですが。今後、この制度がある限り、やはりこうした短期証の発行等はあるだろうというふうに思いますけども。先ほど言われましたケースの方などはいらっしゃるかと思いますが、やはり基本的に本人さんにきちんと保険証が届いて、きちんと医療が受けられるということについては、町の方として住民の皆さんのために業務としては広域連合のかわりにやっているとありますが、やはり住民さんの健康を守るという立場で、そういう対応にあたっていただきたいというふうにお願いをしたいと思うんですけども。今回ですね、後期高齢者医療制度、政権が夏に交代しまして民主党政権になってから、保険料等についても増にならないようにということで、もともと国が負担するといったものについて、実際に反故になっているかなというふうに思うんですけども、そこは国の方から何か説明はあったんですか。

○木田委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 直接、国の方から市町村の方には連絡はございませんが、広域連合の方にはそのようなお話があったというふうに聞いております。その内容につきまして、本来、後期高齢者の医療給付の10％に当たる部分を高齢者の保険料で負担するというふうに制度、始まったときには決まっておったんですが、その後期高齢者と若年者との人数のバランスによりまして、高齢者の負担割合が10％から10.26％に変わると。その0.26％の引き上げ分の0.26％分について、国が補助金を出すことを検討するということが、昨年の秋に広域連合の方に連絡があったということでございます。ただ、今回の予算なり、例えば財政安定化基金を取り崩してほしいというような通知の中に、その0.26％の国庫補助という文言が消えておったということは聞いております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 やはり、国として約束したことはきちんと守っていただければいけないし、今回この特別会計の予算につきましても、町としては広域連合のかわりに業務を担

当していただいているという形ではあるんですけども、国の姿勢について、私はとても今の民主党政権のやり方というのは理解できないですし、直接、被保険者の皆さんの保険料があがっているということについても、やはり納得ができないというふうに思っていますので、意見として申し上げておきたい。

○木田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑を終結いたします。これをもって、住民生活部所管に係る予算審査を終わります。

10時50分まで休憩いたします。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○木田委員長 それでは、再開をいたします。

それでは、都市建設部・上下水道部所管に係る予算審査に入ります。

まずはじめに、第2款総務費について説明を求めます。 清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 それでは、第2款総務費のうち都市建設部が所管をいたします予算につきまして、説明をさせていただきます。失礼ながら、座らせていただきます。

予算書の54ページをお開きいただきたいと思います、中段でございます。第1項総務管理費、第8目交通安全対策費であります。本年度は612万3千円を計上しております。予算の財源内訳は、その他で1万円、一般財源で611万3千円となっております。本年度におきましては、交通事故から尊い人命を守るために、西和警察署をはじめ、奈良県交通安全協会西和支部斑鳩町分会並びに斑鳩町交通安全母の会等の各関係機関と連携をいたしまして、実習指導や啓発活動を実施するとともに、幼児から高齢者を対象とした交通安全教室の開催等を通じまして、交通事故の発生の抑制に努めてまいります。また、カーブミラーやガードレール等の設置や補修及び各種標識等、交通安全施設の整備を実施することによりまして、道路を利用されるすべての人が安全・安心に通行できる交通環境の整備に努めてまいります。

その他、総務費におきましては、第6目企画費に含まれるものもございます。前後いたしますが51ページをお開きいただきたいと思います。第6目企画費のうち、友好都市交流の推進事業におきまして、友好都市でございます長野県飯島町、大阪府太子町、兵庫県太子町で開催される各イベントにおきまして、物産販売や観光交流として参加をいたしますために、第9節の旅費のうち1万4千円、52ページの第11節需用費のう

ちの2万円、そして第14節使用料及び賃借料のうち2万1千円、合計5万5千円を計上しております。

以上をもちまして、第2款総務費のうち、都市建設部が所管いたします予算につきましての説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費について質疑をお受けします。
ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、これをもって第2款 総務費についての審査を終わります。

次に、第5款 農林水産業費について説明を求めます。 清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 それでは、第5款農林水産業費につきまして、説明をさせていただきます。予算書の101ページから107ページまででございます。

座って説明させていただきます。恐れ入りますが、まず15ページでございます。歳出の総括表をごらんいただきたいと思います。この15ページでございますように、農林水産業費全体では、本年度予算額は1億1,160万1千円を計上しております。前年度と比較いたしまして862万8千円、7.2%の減となっております。

それでは、恐れ入りますが101ページにお戻りいただきたいと思います。まず、第1項農業費、第1目農業委員会費についてであります。本年度は764万8千円を計上しております。前年度と比較して25万5千円、3.2%の減となっております。予算の財源内訳は、県支出金108万円、一般財源で656万8千円となっております。主に農業委員会の事務的経費でございます。農業委員会におきましては、農地法に基づく農地転用や権利移動等の審議をはじめ、重点課題といたしまして農地の新規取得に係る免責要件の見直しや、遊休農地対策、そして担い手対策にも取り組んでおられるところでございます。また、斑鳩町の農業の担い手となります認定農業者との懇談会や各種の研修活動を通じて、斑鳩町の農業施策等の中心的な推進役といたしまして、努力をいただいております。また、本年度は新たに第8節報償費といたしまして18万8千円を計上しております。これは農地法等の改正に伴いまして、農業委員会の業務が大幅に増大します。このこともございまして、このような状況の中で現在、三井・岡本・幸前地区の農業委員が欠員となっておりますことから、適正な農業委員会活動の遂行を行うため、この欠員地区におきます補助員設置に係る謝金として計上をしたものでございます。

続きまして、１０２ページでございます。第２目農業総務費についてであります。本年度は、３，３５３万８千円を計上しております。前年度と比較して３０万円、０．９％の増となっております。予算の財源内訳は、県支出金６万３千円、その他で１１万６千円、一般財源で３，３３５万９千円となっております。農林関係の事務事業にかかわる職員４名に係る人件費が主なものとなっております。

続きまして、１０３ページの第３目農業振興費についてであります。本年度は３２６万８千円、前年度と比較して８万５千円、２．７％の減となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源でございます。農業振興費におきましては、各種の農業関係団体への補助金が主なものとなっております。毎年の恒例行事といたしまして、農業商工観光関係者との交流の場としても好評を得ております産業フェスティバルの開催につきましては、毎年多くの参加者に楽しんでいただいておりますが、この開催にかかる実行委員会に対しまして運営経費を助成してまいります。また、公共空地などに四季の花を植栽していただくなど、花と緑にあふれた潤いのある地域づくりに向けまして、その核となつていただく斑鳩ガーデんクラブなどに対しまして、本年度からは補助金ではなく、その活動状況にあわせて、照らし合わせまして、当ガーデんクラブと協議を行う中で、花卉類等の材料支給を行うという形で支援をしてまいります。

続きまして、１０４ページでございます。第４目土地改良事業費についてでございます。本年度は５，９９８万１千円、前年度と比較して８７２万円、１２．７％の減となっております。減となりましたのは、主に農道整備に係る工事請負費の減少によるものでございます。予算の財源内訳は、県支出金で６０万円、地方債で２，４３０万円、その他で８６９万７千円、一般財源で２，６３８万４千円となっております。農業生産、農村環境の改善を図る上で必要な農道等の整備を行うものでございます。内訳といたしまして、県単補助事業の農道整備が１件、町単独事業の農道整備が４件でございます。さらに、町単独補助事業といたしまして農業用水の効率的な利用を行うため、ため池や水路の整備、改修など５つの地区からの整備要望を取り入れまして、補助を行いながら基盤整備に努めることをしております。

続きまして、１０５ページでございます。第５目生産調整推進対策費についてでございます。本年度は４４２万８千円で、前年度と同額となっております。予算の財源内訳は県支出金で２２万３千円、その他で４万３千円、一般財源で４１６万２千円となっております。食糧自給率の向上を図るとともに農業と地域を再生させ、将来に向けて明るい展望を持てる環境をつくりあげることが目的に、個別所得補償制度が始まります。新

しい制度でもございますので、農家の皆様方に理解をしていただくための周知普及活動と生産調整実施農家に対しまして、助成を行っていくものでございます。

第6目有害鳥獣類駆除対策事業費についてでございます。本年度は30万円で、前年度と同額の予算となっております。予算の財源内訳は、県支出金で10万円、一般財源で20万円となっております。農作物への被害を防ぐために、有害鳥獣の駆除を引き続き猟友会に委託する経費でございます。

次に、第7目地域農政推進対策事業費についてでございます。本年度は47万2千円、前年度と比較して8万5千円、15.3%の減となっております。予算の財源内訳は、県支出金で2千円、一般財源で47万円となっております。農業の先進地事例につきまして、各地元での農業の推進役でございます農家組合長等に見識を高めていただくために、農協と共同で実施しております研修会の経費の負担金を計上しています。また農業の担い手でございます認定農業者の方を中心とした効率的・安定的な農業経営の確立が急務でございまして、これの育成に向けた支援に要する経費を計上いたしております。

続きまして、106ページでございます。第8目遊休農地解消総合対策事業費でございます。本年度は85万3千円、前年度と比較して6万9千円、8.8%の増となっております。予算の財源内訳はすべて一般財源となっております。遊休農地の解消を目的として、農業委員会におきまして毎年実施しております斑鳩町内の遊休農地実態調査の結果をもとにいたしまして、解消に向けた取り組みを実施するとともに、遊休農地におけるソバ、菜の花、黒米栽培など、解消に向けた取り組みとして行う実証展示圃の拡大を行うとともに新しい取り組みとして、農作物の栽培サポーター制度やオーナー制度の実施などに係る経費を計上してございます。昨年度は、この取り組みから栽培いたしましたソバを大徳食品を提携いたしまして、中宮寺さんにも多大の協力を得る中で「中宮寺門前そば」ができ上がりました。これを当町の新たな特産品とするべく努力をしているところでございます。今後もこうした農と商、そして観光とが一体となった取り組みを展開してまいりたいと考えております。

続きまして、第9目農地・水・環境保全向上対策活動支援事業費についてでございます。本年度は78万9千円、前年度と比較して3万7千円、4.9%の増となっております。予算の財源内訳は、県支出金で13万5千円、一般財源で65万4千円となっております。平成19年度から5カ年事業として稲葉車瀬地区と岡本地区の2つの地区で実施をされております地域ぐるみで農地や農業用施設などを守る効果の高い共同活動と環境保全に向ける営農活動に対して支援する事業補助金を計上しております。

続きまして１０７ページでございますが、第２項林業費、第１目林業振興費でございます。本年度は２０万２千円、前年度と比較して８万円、６５．６％の増となっております。予算の財源内訳は、県支出金で１７万８千円、一般財源で２万４千円となっております。造林事業への支援でございます。健全な森林の維持推進を図るため、間伐に係る経費を、県の助成を受けまして、山林所有者が事業主体となって実施するものでございます。６５％の増となりましたのは、この間伐を実施する事業者の増によるものでございます。

第２目里山林機能回復整備事業費でございます。本年度は１２万２千円、前年度と比較して３万１千円、３４．１％の増となっております。予算の財源内訳は、すべて県支出金でございます。ボランティア団体等のご協力のもと、昨年引き続き身近な里山林の自然を保全する活動を進めていくための経費を計上しております。

以上、第５款農林水産業費についての説明等をさせていただきます。

温かいご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、第５款農林水産業費について質疑をお受けいたします。 浦野委員。

○浦野委員 １０３ページの産業フェスティバルなんですけども、私、毎年産業フェスティバルを拝見させていただいているわけなんですけども、ちょっとマンネリ化されるんじゃないかな、またもっと企画を考えられたらいいんじゃないかなと思ひまして、ちょっと発言させていただきますけども。やはり当町は、農業というのは非常に重要な産業だと思うんです。従事者もかなりおられます。それと、大阪の近郊ということで都心にも近い好立地な場所にあると思うんですけれども。ただ後継者難とか、また遊休農地の有効利用とか、いろいろと農業委員会も苦慮されておりますけども、農業経営にもうひとつ魅力がないのかなということで、若い方がなかなか従事しない。農業経営ではやっていけないということで、魅力がないのかなと思われます。そんな中、産業フェスティバルが秋に行われるわけなんですけども、漫才をやるのもいいですけど、また農産物の品評会で作物のとれぐあいについて品評されるのもいいですけども、やはりもっとこう魅力のある、産業フェスティバルに行けば、これ農業のことばかり言ってますが、商工業も含めですね、そういったフェスティバルに行けば、ひとつ勉強になるよ、魅力があるよというふうな内容にさせていただきたいなと、常々私は観光産業課の方に言っておるんですけども、なかなかこれとって、対策がないのかなというのが現状かと思ひます。ひとつ、ソバを、観光立町ですので、ソバを名物にしようということで今、遊休

地対策とともに栽培され、また大徳食品と提携されて販路を見出してソバ栽培で、ひとつ名物をつくろうという取り組みがありますけども。あれぐらいです、産業フェスティバルでちょっと魅力的なのは。従いまして、例えば、農業委員会あるいは農業振興会というのがありますけども、先進地視察ということで、毎年、先進地に視察されておりますけれども、それを発表して農家の方に来ていただいて、農業経営を成功されている地域を見てきたと、その内容はこうだということで農業経営者を集めて講習されるとか。また、去年一度試みましたが、飯島町の農家の代表の方、数人、斑鳩町を訪れていただいて、以前農業委員もされてた方とその息子さんが接触されて飯島町の農業経営について、また斑鳩町のイチゴとか農産物の現状についてディスカッションを生き生きブラザでやったんですけども。そういったことで、やっぱり切磋琢磨しながらフェスティバルをしていく、あるいは農業経営について真剣に取り組んでいく姿勢を見せない、なかなか斑鳩町の農業というのは今のところ魅力のないものということ、また、稲葉地区とか岡本地区でいろいろ各個人農家の方、個人がイチゴ栽培とか野菜の栽培とかに苦慮されておりますけども、その辺との行政との連携もないように思われるんですけども。ひとつ産業フェスティバルの内容についてですね、今年度はまた、これ予算取られておりますけど、何か新しい取り組みとか考え方があるのでしょうか。

○木田委員長 小城町長。

○小城町長 産業フェスティバルそのものについて、今、農の関係っていうのは私は必ず小学生が米づくりの体験を発表いただきます。これもやっぱり4Hクラブの方々が、その地域へ出向いて田をお借りしたところで、田植えからずっと農作業の関係を子どもが、また収穫したものについては結局、子どもの小学校でランチタイムの中で、お米のできた感触を、感覚をやっぱり身につけている。私は、小学生の発表を聞いてますと、かなりの保護者もお見えになりますし、そういう意欲というのが私はあると思います。ただ、問題は店舗がどうかという問題とか、いろいろとやっぱり光景があると思います。私は飯島町とかあるいはいろいろと土地改良連合会あるいは耕地協会とか、いろいろと視察される中では、やっぱりそういうことも一つのということですけども、そればかりを重点的にしようというのではなしに、何かを組み立てていくことが一番大事だと思います。だから、私はここはやっぱり2、3年は小学生が米づくりの体験発表を必ずあこで出していただいて、そして最終的には漫才という形でなってますけども、やっぱりそういうひとつの趣向というのか、そういうものを十分考えていくことができたと思います。斑鳩町というのは、やっぱり都市近郊ですからそういう関係等については、大変なこと

でございますし、ただ私は稲葉車瀬でも、ああいう中で梨部会が活躍されてます。今度、土地改良連合会の方から表彰を受けられるようでございますけども、やっぱり何が問題かと言いますと、大淀の梨とか、そういう問題は、もう過去からずっとあったんですけども、都市近郊の中で斑鳩町の稲葉車瀬、あれだけの土地の中で、結局、長十郎から品種改良して、幸水、豊水を販売しておられる。ああいう情景っていうのは、なかなかやっぱりないわけですから、そういう点が評価をされたとは思っていますし、そういうことも踏まえてですね、産業フェスティバルについては、やっぱり農工商あるいはそういう観光も含めた中で、これはひとつの大きなイベントとしてやっていきたい。浦野委員が申しされるように、そういうひとつのことも取り入れる中で、やはりこれからの斑鳩町の都市近郊の農業のあり方っていうものをどうしていくのか、そういうものについて考えて行かざるをえないと思いますし、やっぱりこういう一過性のフェスティバルというよりも、そういう皆さん方、町民の方々が魅力のあるようなそういうフェスティバルにしていきたいと考えています。

○木田委員長 浦野委員。

○浦野委員 今、町長もご苦労していただいていると思うんですけども、農業経営と一口にいいまでも、いろんなやり方もありますので万人に受けるというのも難しいかと思うんですけども。やはり農業経営というのは、若い方に聞きますと、やっぱり自分のつくった農作物が安定して売れる、いわゆる販路ですね。これが確立できない限りは農業経営は安定しない。また魅力がないということでよく言われます。例えば近郊で言いますと、平群、道の駅とか、販売店がありますけども、斑鳩町はございません。各農協の敷地を借りて朝市やったり、また今町長おっしゃいました稲葉の梨部会が梨を独自で販売したりというようなことで、個々にはやられてるんですけども、斑鳩町全般の農業経営者にとりまして、自分のつくったものが確たる値段で売れる、または農業所得があるというふうな販路の確立はされていないように思います。そういうことで、今町長前向きな姿勢でおっしゃっていただいたと思うんですけども、産業フェスティバルひとつをとらまえても、真剣に考えていただいて、ただ単に漫才を見て笑っていただくというのも人集めの一案ですけども、そうじゃなしにやはり真剣に農業という産業を根づかせるために頑張っていただきたいなという要望をしておきます。

同じページですね。103ページの一番下にプラスチックの処理費用ということで書かれておりますけども、農業をしておりますと、マルチ関係のプラスチック類がよく廃棄物として出るわけなんですけども。例えば、一部の農家の方はごみ、ビニールごみの

処理のときに、排出されて出されてる方もおられるし、また平群のＪＡの方に大きく引き取っていただいている方もおられるし、ばらばらな処理をされてわけなんですけども。斑鳩町としてはマルチの処理、あるいはビニールの農業から出る、そういった廃棄物については、どのように住民に対して推奨されているんでしょうか。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 農業用で、使用済みの廃プラスチックの処理についてでありますけど、現在、斑鳩町では、郡山生駒地区の農業使用済み廃プラスチック適正処理推進協議会に加盟しておりまして、そこが主体となって年に一度ですけど、農業者を対象に適正処理ということで収集処理を行っています。一応、協議会の方で処理単価を業者と協議しまして、竜田管内、富郷管内という形で、農家に対して今は農協の方から、回覧を回させていただきまして収集日を決めて、個人負担はありますけども、収集に取り組んでいるところです。

○木田委員長 浦野委員。

○浦野委員 そしたら、収集日に農家の方が、例えば農協の方へ持って行って、集めて、治道へというルートなんですか。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 農協が去年ですけど、龍田支店の方で収集を行いました。持って行って処理単価、自己負担分を支払って処理してもらう。処理については産業廃棄物として処理をしておりますので、処理業者の方で適正に処理をされております。

○木田委員長 ほかに。 木澤委員。

○木澤委員 １０１ページのところで、農業委員会の委員報酬というのがあがってるんですけども、これ昨年度は２０人で計上されてたんですけども、２２年度で１９人になってるのは、一人減ってるということですけど、どういうことなんだろう。

○木田委員長 小城町長。

○小城町長 今、清水部長が説明しましたように、三井・岡本・幸前地区の農業委員さんが退職というのか辞表を出されまして、そういう関係で１名が欠員で、今部長が説明したように、そういう経過でございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。そしたら１０３ページのところなんですけども、先ほど部長も説明されてたんですけども、平成２１年度で斑鳩ガーデンクラブに３６万円補助金出てて、今年度からは補助金という形でなく、別の形で物を支給されるというふう

になったかと思うんですが。すみません、このガーデんクラブさんはどういうことをされていて、物の支給というのはどういうものなのか、ちょっとよくわからないので説明いただけますか。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 ガーデんクラブにつきましては、園芸の好きな方っていうのかな、そういう興味ある方が集まって、団体で活動で、研修とか、いろいろやっておられる方です。その方に対して、斑鳩町にある公共空地、要は、道路の空地とか、前の東側にありますそういうロータリーの空地とかに、今現在、花等を植えてもらってます。それで現在9カ所に植栽をしていただいておりますところですけど、今までクラブに対して補助しておりましたけど、ガーデんクラブさんも人数も限られておりますので、実際、補助しても、ほとんどが原材料費、要は花の苗、土、肥料等の経費に消えていくということですので、それならば補助じゃなくて、町の方で材料を買って支給しますと。常に、春や夏、秋、冬、植栽の計画の打ち合わせをしていますので、その中で必要な分だけ材料を支給するという形で、あとはガーデんクラブさんのボランティア活動の中の一環として行ってもらおうという考えでいておるところです。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 それにつきましては、ガーデんクラブさんの方では、そういうことで了解はされているというふうに思っております。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 予算の前にそういう打ち合わせをして、そういうふうにしたら、ありがたいと、逆にありがたいということで、回答をもらってます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。そうしましたら、106ページのところの遊休農地解消総合事業なんですけども、ソバと菜の花の栽培ということで、農業委員会の方でも頑張ってもらっているというふうに理解はしていただいているんですけども。なかなか採算性を取るというのが難しいなというふうに話もお聞きしていますけども、実際にこれ農業委員会で試験的にやってみる以外で、農家の方等で遊休地を使ってやられているという広がりはあるんでしょうかね。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 農業委員さんが中心となって遊休農地を活用しまして、そういうソバ、菜の花、黒米、それからソバの後作として、ジャガイモ等を植えて、要は試験栽培

されております。当分、ソバに関しましては収量的な、技術的な問題があるので、ここ数年、３年ほどやっていますけど、だんだん収量があがっていったという状況です。本来、農業委員会としても普及するのが目的ですので、それに対して今検討されておりますねけど、ソバに関しましては今興味のある農家の方が数件、話をさせてもらっています。実際、植えてもらうかどうか、できるだけ植えてもらうように話はしておりますけど、それで各農家に広まっていくことによって拡大していこうという形にしております。今現在では、数件の方の問い合わせ、要は岡本地区とか、服部地区で、そういうやっていますので、見られてやってみようかなという形で今検討しておられるところです。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 問い合わせ等もきているということで、一定やっぱりこの事業がぼちぼち効果をあらわしてくるのかなというふうに見てるんですけども、やはり景観の問題を含めまして、こうした遊休地の解消について農業委員会で頑張っていたいただいているものが、どんどん広がっていくということについては、やはり力を入れて、今後もやっていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○木田委員長 よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木田委員長 ないようですので、これをもって、第５款 農林水産業費についての審査を終わります。

次に、第６款 商工費について説明を求めます。 清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 それでは、第６款 商工費につきまして説明をさせていただきます。失礼ながら、座らせていただきます。商工費につきましては、まず１５ページの歳出の総括表をごらんいただきたいと思います。ここにございますように、第６款商工費全体といたしましては、本年度予算額８，８８６万２千円、前年度と比較いたしまして４５０万１千円、４．８％の減となっております。

それでは、恐れ入ります。１０８ページをお開きいただきたいと思います。まず、第１項商工費、第１目商工総務費でございます。本年度は２，４１２万２千円、前年度と比較して２１９万５千円、８．３％の減となっております。予算の財源内訳は、その他で１万９千円、一般財源で２，４１０万３千円となっております。そのうち都市建設部所管の主なものといたしましては、商工関係の事務事業にかかわる職員２名にかかる人件費でございます。

続きまして、１０９ページの第２目商工業振興費でございます。本年度は１，４６２

万 7 千円で、前年度と比較して 2 0 0 万 4 千円、1 2 . 1 % の減となっております。
減となりましたのは、第 1 9 節負担金補助及び交付金で、商工業者債務保証料補給につきましても、実績を見る中で 2 0 0 万円を減額したことが主な理由でございます。予算の財源内訳につきましては、すべて一般財源となっております。

特に、商工会への補助金でございますが、景気低迷が依然として続く状況の中、斑鳩町の商工業の活性化と地域経済の発展を図るため、各種事業を進める商工会へ支援すると同時に、町が補助する団体として、特に町の監査委員さんにもご指摘等を受けた事項も含めまして、効率的な運営がなされますよう指導してまいります。また、景気後退により資金繰りに困難をきたしておられます中小企業社の活性化を図るため、国・県では制度融資の拡充を図り、保証制度の拡充をされているところでございます。町といたしましても、制度融資を受け、努力をし続けておられる町の商工業者の方々の一助となるべく債務保証料の補給を行うことによる支援を引き続き行ってまいります。

次に、第 3 目観光費でございます。本年度は 1 , 6 3 2 万 6 千円で、前年度と比較して 7 0 万 6 千円、4 . 1 % の減となっております。減となりますのは、観光協会への補助金は 2 3 5 万円、増加するものの、斑鳩市実行委員会の補助金が 2 5 0 万円の減、また前年度まで計上をしておりました「日本木造の世界遺産市町村連絡協議会」への負担金 4 9 万円につきまして同協議会の解散によりまして、当年度には計上をしていないことが大きな要因でございます。予算の財源内訳は、その他で 4 万 8 千円、一般財源で 1 , 6 2 7 万 8 千円となっております。主なものは、観光協会への補助金でございまして、案内業務で好評を得ております法隆寺 i センター及び J R 法隆寺駅観光案内所の運営とともに、桜まつり能や、紅葉祭りなど各種イベントの開催や、歴史ウォークの開催など斑鳩の歴史や文化を観光資源として誘致活動しております町観光協会に対し支援してまいります。また平城遷都 1 3 0 0 年祭を契機とし、町観光協会をはじめまして関係各機関との連携に努めまして、国内外の観光客の誘致を図ってまいります。

次に、第 4 目観光会館費でございます。本年度は 5 2 万 3 千円で、前年度と比較して 1 2 万円、2 9 . 8 % の増となっております。増となりましたのは、第 1 1 節需用費の修繕費の増加によるものでございます。予算の財源内訳は、その他で 3 万 7 千円、一般財源で 4 8 万 6 千円となっております。これにつきましては観光会館の維持管理に要する経費でございます。

続きまして 1 1 0 ページでございます。第 5 目歴史街道ネットワーク事業費でございます。本年度は 3 0 5 万 7 千円で、前年度と比較して 6 9 万円、1 8 . 4 % の減となっ

ております。予算の財源内訳は、その他で76万円、一般財源で229万7千円となっております。主に恒例となっております太子ロマン斑鳩の里・観月祭の開催に要する経費でございます。

次に、第6目法隆寺iセンター管理費でございます。本年度は2,112万2千円で、前年度と比較して96万9千円、4.8%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で60万円、一般財源で2,052万2千円となっております。斑鳩町における観光情報発信の拠点施設として、また住民相互の交流の場として活用いただいております法隆寺iセンターの管理費でございます。法隆寺iセンターは、歴史街道構想の拠点施設としての機能を持つ施設でもございます。3月20日に竣工する斑鳩文化財センターとも連携を行いながら、一般社団法人斑鳩町観光協会による効果的で質の高い管理運営を目指すものでございます。これにかかる指定管理料としての委託料2,052万円が主なものでございます。

最後に、第7目観光自動車駐車場運営費でございます。本年度は908万5千円で、前年度と比較して5千円の増となっております。予算の財源内訳は、すべてその他の特定財源でございます。主なものは、一般社団法人斑鳩町観光協会への指定管理料としての委託料849万5千円でありまして、本年度におきましても来場される観光客に対しましてのサービス交流及びシーズンオフにおけます維持活用に努めてまいります。

以上、第6款商工費についての説明とさせていただきます。

どうぞ、温かいご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、第6款商工費について質疑をお受けいたします。

浦野委員。

○浦野委員 109ページの第2目商工業振興費1,462万7千円のうち商工会への補助金として1,160万、大半が商工会への補助金ということになっておるんですけども、これは毎年のことかと思えますけども、代表監査委員さんからもたびたび商工会の商業振興に対する姿勢といいますか、たびたびされてるかと思うんですけども、数年前から商工会と観光産業課の方で、何回かディスカッションを重ねられて、斑鳩町の商工業の振興のことで審議されたと思うんですけども。その後ですね、発展した方向づけと言いますか、今現在、そうしたディスカッション内容はどのようになっていますか。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 ご質問のとおり、まちづくり協議会という形で商工会、それから観光協会の方と町と協議を持っております。一応、講習会、今は勉強会もそういうのも1

年間かけてやったことがあります。その後につきましても現在、この協議会につきましては、奈良県立大学の方から支援をさせていただいてますので、去年につきましては、今大学の方で、個別の、要は商店者の方へ調査に入らせてもらいたいという形で、今現在入っておられるとは思いますが、その結果を報告いただきまして、また協議会を、その結果をもとにして行ってみようという話を、商工会と行っている、事務段階でそういう話をしております。その他、大きな進展は今のところはないですけど、かなり今、斑鳩町の商工、特に商業につきましては、かなり衰退しているということもありますので、じっくり長い目で考えてみてもいいんじゃないかという考えもありますので、そういう流れで今現在進んでいるところです。

○木田委員長 浦野委員。

○浦野委員 歴史を見ますと、龍田街道の商店街あるいは並松街道の商店街とかいうのが私の小さいころにはありました。今はもう見る影もなく1店も残っていないような龍田街道ですし、また並松には高齢者の方が細々と数店やっておられるというのが現状かと思うんですけども。これは大きな大店舗、ジャスコとか出てきたために、壊滅状態になったのかなとは思いますが、やはり町のビジョンとして、それぞれの先ほどいいました農業・商業・工業を、それぞれの産業がバランスよくやっぱり発展しないと税収にもつながらないと私は考えておりますので、そういった産業の発展・振興が町の行く末を決めていくかと思っておりますので、例えば伊勢のおかげ横丁へ行きますと、非常にみんなが一致協力して行政とともに成功している例も世の中にはあるわけなんです。斑鳩町も法隆寺というお寺がありながら、なんで商業が根づかんのかなというので非常に寂しい思いをするわけなんですけども、商工会の方もいろいろ苦慮はされてると思うんですけども、その辺やはり行政がリーダーシップをとって、斑鳩町にふさわしい商業の発展が根づくような方向づけをやっていただきたいなと思います。行政が商工業者に対して、こうしなさいということは頭ごなしには言えませんが、ちょっとアイデアをぶつけてみるとか、あるいはそういうチャンスを与えとかいうことはできるかと思っておりますので、今後またそういったことでお願いしたいと思うんですけど、町長の発言をお受けできれば、よろしくお願いします。

○木田委員長 小城町長。

○小城町長 今、おっしゃっていただくように、私は、今商工会、監査委員さんからご指摘あったように、商工会は今会長がかわられて上村会長さんが非常に熱心な方でございまして、やっぱりことしの1月10日の龍田えびすの関係で、龍田市を初めてされたわ

けですけれども、そのときもやっぱり皆さん方はそういう側面を、やっぱり形態っていうのは、これからの流れの中でやっていくべきと。それと私はあわせて龍田街道には太田酒造の「初時雨」がございます。この「初時雨」っていうのは、もう今、車乗る方は酒との関係がございますけれども、やっぱりこういう地酒としてのお酒をそういうことを発信すると、必ず斑鳩に来たら、龍田街道では、あの太田の初時雨、また並松商店街ではみたらしとか、ああいうふうなことをNHKでも放映されるわけですから。そういうものをどう守り育てていくのか、そういうことを、これから駅前の、これから駅の自由通路のところでも、やっぱり斑鳩には初時雨とか、あるいはニシキしょうゆとか、あるいはそういう今、門前そばとか、あるいはそういうものとのPRを兼ねて、やっぱりこの橋上駅のところで販売等、宣伝をすると、そういうことも考えていくことが一番大事ではないかと。それとあわせて、商工会とひとつの催しとしては、今大阪府でも奈良県でもやってますように、こういう共通商品券でも何かを提供していくと、仮に1千円でしたら100円ぐらいのプレミアムをつけて。1, 100円のやつを1千円で売りますとか、そういうことを金券というんですか、そういうものを商工まつりでも、そういうものを提起して、できるだけ子どもさんが、あるいはそういう方々がたくさん来られる。そういうことで活気を根づかせていくということも、これからひとつの施策だと考えてますし。やっぱり今何がいいましてもこれだけ冷え込んだ中で、デフレの関係で食料品はどんどん下がっていく、あるいは今店頭でみたかって牛どんが280円とか、そういう時代でございますから、いかにどういう形をもっていくのか。これからの、ひとつの商工会の、あるいはまた我々行政との連携を密にしながら、また観光協会ともタイアップしながら、頑張ってまいりたいと思っております。

○木田委員長 よろしいですか。ほかにございせんか。 木澤委員。

○木澤委員 109ページの商工会の補助金なんですけれども、これ毎年計上されていますけれども、大まかにどういう内訳になっているのか。また、これも予算書については担当課の方に行って見せていただきたいと思いますけれども、いつも金額はぼんとあがってきてるんですけども、大体大きな内訳としてどういう形になってるのか、お尋ねしたいと思います。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 商工会へ補助金の内訳ですけど、大きく2つに分かれます。まずは運営補助、これが810万円。で、事業補助、商工まつりやら、いろいろ事業を行いますので、その事業について350万、合計1, 160万の補助を現在続けております。

○木田委員長 木澤委員

○木澤委員 そうしますと、数年前から花火、商工会のお祭りの方で花火をあげていただいていますけども、それは事業費の方の補助に入ってるということですね。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 はい、そのとおりです。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、また細かいところは予算書の方を見せさせていただきたいと思いますので、お願いをしておきたいと思います。あとですね、同じく 109 ページの観光協会についても、これも毎年、補助金計上されています。これも内訳について、大まかなところで結構ですので教えていただけますか。本年度、昨年度に比べて増になっている部分の理由も含めてお尋ねをしておきたいと思います。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 まず、観光協会補助金ですけど、一応、観光協会の運営と各種事業を行っておりますので、それぞれに対してあたってます。今回増加をしている原因ですけど、まず J R 法隆寺駅案内所の経費であります。J R 法隆寺駅の案内はかなり好評で、毎日の対応人数が増加している状況です。そのため今まで祝日だけが 2 人、あいの日は 1 人という形で運営をしておりましたが、ことしに関しましては 1300 年事業もありますので、その態勢を強化するために、それぞれの人件費をふやしていただいております。また、1300 年祭に合わせましての宣伝・誘致事業につきましても前回より今度は新しいポスターをつくったり、そういう誘致活動の強化のために予算の増という形で、今しております。その補助金の約半分は観光協会の運営費という形、あと半分は各種事業。要は、桜まつり能、紅葉祭り、それからフリーマーケット、それから観光ボランティア、各方面への支援事業等であります。以上です。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 商工会の補助金みたいに運営費で、大体なんぼとか、事業費でなんぼとか、あと駅の案内所でいくらとか、大まかに金額をあげては、言えないんですかね。ちょっと今の説明いただいたんですけど、わかりにくかったなと。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 一応、観光協会の方から事業計画等予算の内訳をいただいております。まず、観光協会の運営費ですけど、これは事務局長なり、その他の観光関係の事務ですけど、これで約 685 万の内訳です。それと、J R 法隆寺駅の案内所の経費としま

しては３８０万、それと宣伝・誘致事業で２２１万３千円という形であっております。それから、各種団体、要は観光ボランティアの支援、その他観光団体の支援に６５万ほど計上しております。それと、桜まつり能で約２２０万、それから紅葉祭りとフリーマーケット等の事業で約１００万という形になっております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。こちらにつきましても、またちょっと担当課に行かせていただいて予算書を見せていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あとですね、駅の案内所の方がかなり人気が高いということなんですけども、やはり先ほど浦野委員もおっしゃったように、商工と一体になった観光整備が求められているなというふうに思うんですけども。一定、町の方で観光ルートサインの整備を随時進めていただいているというふうに思うんですけども、せっかく駅前商店街がありますので、やはり斑鳩に観光に来られた方が名所を回るということも含めて、商店街をぜひ通っていただいて、いろんなところに回っていただくというようなルートサインの整備については、ぜひやっていくべきではないかなというふうに思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○木田委員長 川端観光産業課長。

○川端観光産業課長 斑鳩町の場合、観光を主体とした商工振興をとということも十分考えられます。観光ルートサインにつきましても、駅から法隆寺の案内するという形で、それぞれ商店街を通っていただければいいんですけど、ひとつのルートを決めるというのはまだまだ難しい状況というのはあります。というのは、何カ所も商店街を通るコースがありますので、それらの調整をしていかなければなりません。観光の担当としては、できるだけ安全に通行できるコースという形にもなりますので、何カ所かのルートを、今現在では案内所の方で、そういうルートを示しております。今後、サイン整備につきましても、そういう今現在、示してるルートが一番安全という形になれば、そういうルートを表示していきたいと考えております。今まで、駅前北口から北へ上るコースともあります。一時西へ向いて北へ向くという、旧のサンロード商店街ですかね、それを通っていくというコースもありますので、それぞれをわかりやすくできるような今サインを検討して、つけていきたいと思っております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 課長おっしゃるように、ここを通りなさいというとサイン整備は難しいと思いますが、やはり幾つかのルートがある中で、商店街が通るルートがありますよとい

うことで、観光客の方にお示しいただければ商業の活性化にもつながるというふうに思いますので、これについてはぜひ整備を進めていただきますように、お願いをしたいと思います。それと、110ページのiセンターのところなんですけども、私ちょっと現場確認できてなくて申しわけないですけども、以前から西岡棟梁の機器について故障中というふうになっていたものについては、今どういうふうになってるんでしょうか。

○木田委員長 小城町長。

○小城町長 故障中で今稼働はしてません。野村工芸社を呼びまして、したら機種がもうないんですということやから。これは県がやったものですから、我々は県に対して、それは言うてるんですけども。県というところは建てたときは、ものすごくいいんですけども、あとの維持補修ってしないんですよ。一応、口とかそういう約束事で、その人がおられる間は何とかなる、財政が厳しいということで、とってもそれは無理だと。これ、どこまでこのままほっとくのかと、野村工芸社も、あなたとこも、これやっぱり出した以上は宣伝してんねんから、野村工芸としてのあなたのところの品物がなくなったら、なくなったらでですな、新たなそういう方法を考えてもらわないと。うちとしては、西岡棟梁といったら名誉町民で亡くなってますから、ということもやかましく言うんですけども。もう、ご存じのようにですね、1階のパノラマも結局は調整不能、機械ができない、もう撤去するというて、今ああいう形で寄附をいただいた夢殿を置いてますけども。そういう点では、私は県というのは、一応つくるところは、つくるのは建築屋さんとか、そういうものですけども。しかし、そういう予算をつけていただいたけれども、結局、あとあとの維持補修というのは、これ全部かかってくるわけです。だから、これまた、何年かしたらリニューアルをしていかないけませんし。そういうこと考えますとやっぱり町としても、これをほっとくわけにいきませんから、やっぱり野村工芸にも相談して、どれだけの費用がかかるのか、そして県とも渡り合って、やっぱり話をしていくということ、これからも進めてまいりたいと思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 根本的に、やはり私も県がきちんと費用負担も含めて責任を持つべきだというふうに思いますし、県会議員を通じて、そういう意見もあげていただいておりますので、県との交渉については今後も必要になってくるかと思いますが、一定ですね、修理ができないと、部品がないというふうにおっしゃっておられますけども、その丸々、もう新しくしないといけないのかということ、その費用は幾らぐらいかかるのかっていうのも明確にやはり出していただいて、その上で県に対して交渉を進めていくということ

が必要ではないかなと。昨年も予算委員会の中で、この話させていただいてまして、修理をするという一定の方向が出されていて、今、町長、業者と話す中でそういうふうになっているのかなというふうに思いますので、やはり、あそこがきちんと、西岡棟梁の機器が動くようになるというふうに、前向きに進めていけるような形で、町としてもできることをやっていただきたいというふうにお願いをしておきます。

それとすみません。もう一点だけ。観光商工が一体となったまちづくりで、浦野委員もおっしゃいましたけれども、大学教授も招いて講習会をずっと行ってきまして、私も参加をさせていただいてたんですけども。やはり参加させていただいて感じたのは、あそこにこそ関係者だけじゃなくて、一般の住民さんもやはり話を聞いていただいて、住民の皆さんからまちづくりの活性化をするのに、どういうことをしたらいいやろうという意見をやはり聞いていくことが、いろんなアイデアにつながるかなというふうに感じました。あのときは、商工会を中心にされて、町のそういうまちづくり、町おこしの核となる団体をつくるということで、講習会を開いておられるというふうに、今課長の方からお聞きをしたんですけども。その後、浦野委員もおっしゃったように、なかなか表面的に動きが見えてこない中で、ステップを踏んでいくっていう考え方もあるんでしょうけれども、やはり私は住民の皆さんに、いろんなアイデアを聞くということで、さらにアイデアを聞いて意見だけもらうんじゃないくて、そこに参加にしてもらった人たちに今度はボランティアで、いろんなまちづくりに参加をしてほしいというような呼びかけをしていくっていうことが、町の活性化につながってくるんじゃないかなというふうに思います。駅前なんかでも、商売してはる方なんかのご意見をお聞きしますと、若い人なんかでも今商売やりたくても、どういうふうにやっていったらいいか、なかなかわからない状況なんかがあるけども、そういう経験のある商店経営されてる方なんか、わしでよかったら教えたるでというようなご意見もいただけてますし。そういうふうに、町をよくしたいと、商売を活性化したいというふうに思ってはる方がいらっしゃいますので、ぜひそういう方にも参加をしていただいて、町のまちづくりのために力をかしていただくということで、このまちづくり協議会、今つくってやっていただけてますけども、幅を広げて展開していただきたいなというふうに思いますので、これはお願いをしておきたいと思います。

○木田委員長 ほかに。 辻委員。

○辻委員 今、まちづくり協議会という話出ましたけども、これも商売屋さんもいろいろありますけども、こういう協議会とかそういう講演会、いろいろにはやっぱり商店のあ

る方も参加していただくということが重要ではないかなという考えです。いろいろ私も参加しましたが、商工会の関係者と役場職員と議員さんにいう感じでありまして。実際の商売される方はやっぱりもちろん参加してもらって、意見も言うというのが大事なと思います。それと、ちょっと先ほど浦野委員の質問の中で、「並松の商店街を高齢者が細々と」と言うてはります。並松も若い方たちが商売されてます。その辺のちょっとご理解だけよろしく。みたらし屋さんも若い奥さんされてますし、八百吉さんも、八百吉さんも息子さんもされてますし、いろいろ木元さんも種屋さんも、いろいろ若い方されてます。その辺のキムチ屋さんも若いし、その辺もちょっと誤解のないように。

それと、もう1点、観光自動車駐車場の関係でございます。以前に私どもも、ちょっと出させてもらいましたけどね。料金が、あの一番駐車場が遠いのに料金が高いということで。本来、駐車場料金っていうのは、やっぱり施設に近なるほど高なってくるのが本来かなと思います。それと今年といたら予算関係難しいと思いますけども、やはり観光客に対して不快感を与えるということで。料金600円を、普通車は600円払わないといけない。ずっとあがっていったら、近いところで500円なんです、ということでやっぱり苦情も来てますし。その辺を斑鳩にせっかく訪れていただくのですから、やっぱり気持ちよう帰っていただくということが大事かなと。今後この料金改正につきましても、やっぱり門前業者さんとも、いろいろ協議も必要やと思いますけども、できましたら、ことし中いろいろ協議する中で相手さんの業者さん、ほかの業者さんの意見も聞く必要があると思いますけれども、その辺の対応について、町長どういう考えでえられるのかお聞きしたいです。

○木田委員長 小城町長。

○小城町長 今、おっしゃられたように、これも今、新年度でございますけども、また、ことし22年度にかかって1年間整理をしていく中で、門前の業者さん等について、ご了解いただくようになったら、料金の方も500円でもしてまいりたい。これは、駅の駐輪場も、あるいはこの町営駐車場も、結局、近隣の方々の値段よりも、若干上げてということで出発したわけですがけれども、今おっしゃっていただくように皆さん方、店舗構えて500円というのに、町営駐車場600円ということもございますし、そういうことを考えますと、この22年度中に門前の業者さんとも話を聞かせていただいて、500円に妥当、それでいいとおっしゃっていただくんだったら、また23年度でもそういうふうに改めてまいりたいと思ってます。

○木田委員長 辻委員。

○辻委員 もう１点だけ、すみません。このあいだ斑鳩市で、中宮寺門前そばというのが売られてました。これが、斑鳩町内で全然売られていないと。ブランドになってるのに町内で売られていない、イベントしか売られてない。中宮寺では売られてるということは聞いてますけども。このへんのやっぱり販売ルートっていいですか、やっぱり住民の方、この間、以前買われてかなりおいしいということで評判で、次に買いにいったら、もう売り切れやったということも言われていましたので。その辺の、今後をやっぱり製造元もありますけども、販売ルートをもう少し広げていただくという努力をお願いしたいと思います。これも要望で。

○木田委員長 ほかに、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木田委員長 ないようですので、これをもって、第６款 商工費についての審査を終わります。

１３時まで休憩いたします。

（午前１１時５４分 休憩）

（午後 １時００分 再開）

○木田委員長 それでは、再開をいたします。

次に、第７款 土木費について説明を求めます。 清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 それでは、第７款 土木費について説明をさせていただきます。

座って説明をさせていただきます。まず、１５ページをお開きいただきたいと思います。歳出の総括表でございます。その第７款土木費でございますが、全体の予算額は、７億７，７８６万９千円で、前年度より３，８４５万３千円、４．７％の減額となっております。減額の主な要因といたしましては、道路新設改良費におきまして地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として、６，１１８万円を前年度に前倒しして予算計上したところによるものでございます。

それでは、１１１ページをお開きいただきたいと思います。はじめに、第１項土木管理費、第１目土木総務費でございますが、本年度予算額は６，７１２万８千円、対前年度１，２９４万７千円、１６．２％の減額となっております。予算の財源内訳は、その他で３千円、一般財源で６，７１２万５千円となっております。主に都市建設部長及び建設課の職員９名に係る人件費でございまして、減額の主な要因は、人員の減少に伴う人件費の減によるものでございます。

次に、１１３ページから１１４ページにかけましての第２項道路橋りょう費、第１目

道路維持費です。本年度予算額は4,689万8千円、対前年度646万4千円、16.0%の増額となっております。増額となる主な要因は、道路維持、舗装、補修工事を前年度は6カ所実施いたしました。その予算を組んでおりましたが、本年度は9カ所に増加していることによるものでございまして、第15節工事請負費で前年度より400万円の増額となっております。財源といたしましては、すべて一般財源でございます。安全で快適に道路を利用していただけますよう、緊急性や道路の損傷状況を見ながら実施する道路補修に要する経費及び路肩の草刈りや、町道の底地整備あるいは道路情報を電算で管理するシステムの構築と道路を適正に維持管理するための経費が主なものとなっております。

次に、同じく114ページから115ページにかけての第2目道路新設改良費であります。本年度予算額は3,288万円、対前年度7,168万1千円、68.6%の減額となっております。財源はすべて一般財源でございます。前年と比較して大きく減額しておりますのは、先ほど若干触れましたが、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として町道437号線、目安の堤防線でございますが、それと岡本循環道路の2路線の新設改良にかかります予算6,118万円を本議会に平成21年度一般会計補正予算として上程しております中で、本年度に繰り越して実施することによるものでございます。本年度の道路新設改良費によります道路整備につきましては、主に地域に密着した生活道路の整備を行うと、前年度では道路整備5カ年計画の継続路線、いかるがパークウェイ取り付け道路等の整備を進めてきたところでございます。本年度では、いかるがパークウェイ、稲葉車瀬区間の取り付け道路の整備を行い、幹線道路とのネットワーク化、また地域に密着した生活道路の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に115ページの第3目橋りょう維持費であります。本年度予算額は220万円でございます。財源は国県支出金で110万円、一般財源で110万円でございます。前年度は該当事業がないことから廃目としておりましたが、本年度は橋りょう長寿命化修繕計画策定に向けての橋りょう点検にかかる経費でございまして、町内にあります橋りょう54橋のうち、国庫補助の対象となります15メートル以上の延長を持つ橋梁14橋について点検を実施してまいりたいと考えております。

次に、同じく115ページから116ページの第3項河川費、第1目河川総務費であります。本年度予算額は744万3千円、対前年度179万8千円、31.9%の増額でございます。財源はすべて一般財源でございます。これは主に、自治会等地域で実施していただきました水路清掃による土砂等を適切に処理するための経費及び地元施工に

かかる水路改修、浚渫事業に対する補助金等でございます。

次に 116 ページの第 2 目河川改良費であります。本年度予算額は 200 万円、対前年度 220 万円、52.4% の減額となっておりますが、これは事業量の減少によるものでございまして、財源はすべて一般財源でございます。内水排除の機能を向上させるための水路改修に係る経費でございます。

続きまして、116 ページから 118 ページの第 4 項都市計画費、第 1 項都市計画総務費であります。本年度は 8,235 万 8 千円を計上しております。前年度と比較して 361 万 2 千円、4.2% の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で 112 万 5 千円、県支出金で 152 万円、合わせて 264 万 5 千円、その他で 26 万円、一般財源で 7,945 万 3 千円となっております。予算の主なものといたしましては、都市整備課職員 9 名の人件費のほか、いかるがパークウェイ事業の整備促進及び都市計画道路法隆寺線整備に係ります経費、JR 法隆寺駅自由通路及び駅前広場の維持管理経費、都市計画マスタープランの策定経費、そして既存木造住宅耐震診断支援事業費、そして新規事業として計上をさせていただいております既存木造住宅耐震改修支援事業費等となっております。

新年度における主な事業の予定でございます。まず、いかるがパークウェイ事業についてであります。稲葉車瀬区間では、道路造成工事が新年度において引き続き実施される予定でございます。また五百井興留区間では、現在のところ用地買収等の具体的な進捗が図られてはいない状況ではございますが、現在、道路構造や利用排水計画について、地域の方々と協議を進めていただいております。用地買収についても着手いただけるよう奈良国道事務所と調整を進めてまいります。次に、岩瀬橋から三室交差点までの間におきましては、今日まで道路構造及び三室交差点の計画について沿道地域の住民の皆様のご意見をお聞かせ願っているところでございまして、できるだけ早く計画がまとまりますよう、奈良国道事務所と連携を図り対応してまいります。

次に、都市計画道路法隆寺線の整備についてでございます。整備重点区画 682 メートルのうち、約 550 メートルが供用できておりますが、残っておる事業地 1 件につきまして、地権者に引き続きご理解をいただけるよう努力を重ねてまいります。

新規事業といたしまして、災害に強い安全・安心のまちづくりを推進するため、地震に対する安全性を高めることを目的として、耐震診断の結果、改修を必要とする木造住宅に対し、改修事業に要する費用の一部を助成する施策といたしまして、既存木造住宅耐震改修の支援による経費 150 万円を第 19 節負担金補助及び交付金に新たに計上を

しております。

続きまして119ページ、第2目公共下水道費につきましては、斑鳩町公共下水道事業特別会計への繰り出しといたしまして3億9,052万2千円、前年度と比較し2,906万2千円、8.0%の増額となっております。詳細につきましては、斑鳩町公共下水道都市事業特別会計予算で説明をさせていただきます。

次に、第3目都市下水路費につきましては、都市下水路の浚渫等の維持管理として200万円を計上しております。前年度と比較し10万円、5.3%の増額となっております。予算の財源は、すべて一般財源でございます。

続きまして、第4目公園費であります。本年度は1,758万8千円を計上しております。前年度と比較いたしまして881万円、100.4%の増ということで倍増してございます。予算の財源内訳は、その他で1万5千円、一般財源で1,757万3千円となっております。増額となっております主なものといたしまして、白石畑地区における公園整備工事費400万円、また町管理公園における老朽化した遊具の修繕費として500万円をそれぞれ計上したことによるものでございます。その他、町内の既存公園を快適で安心してご利用いただけるよう、その維持管理いただくように、その維持管理委託料を計上しておりして、各公園の草刈り業務や清掃業務、遊具の点検等にかかる管理委託費等を例年どおりの経費として計上しております。

次に120ページ、第5目都市計画審議会費でございます。本年度は都市計画審議会の委員報酬として24万円を計上しております。前年度と比較いたしまして12万円、100%の増でございます。予算の財源は、すべて一般財源となっております。新年度におきましては、線引きの見直し及び関連する都市計画の決定、都市計画マスタープランの策定、景観計画の策定、公共下水道に関する都市計画の変更等に係る広告及び指導の案件がふえることを見込んでおりますことから、審議会の開催回数を見込んでの予算を計上しております。

次に、第6目開発指導調整費でございます。本年度は32万8千円を計上しております。前年度と比較いたしまして53万8千円、62.1%の減となっております。予算の財源内訳は、県支出金9千円、一般財源で31万9千円となっております。減額となっておりますのは、人件費に係る時間外勤務手当につきまして、都市計画総務費で一括計上をしたことによるものでございます。予算の主なものは、関係諸法令等に基づく開発指導調整事務及び奈良県屋外広告物条例による屋外広告物掲出の許可事務や、屋外広告物簡易除去などに要する事務的経費を計上しております。

次に１２０ページ、中段から１２１ページの第７目景観保全対策事業費でございます。本年度は６０７万７千円を計上しております。前年度と比較いたしまして１４９万６千円、１９．８％の減となっております。予算の財源は、すべて一般財源となっております。予算の主なものは、斑鳩町景観計画策定業務委託料のほか、従来から取り組んでおります三搭周辺でのコスモス栽培に係る景観形成作物栽培の推進に係る経費や、緑化の推進といたしまして小学校への入学記念などにおける苗木の配布に係る経費も引き続き計上しております。

続きまして１２１ページから１２２ページの第８目ＪＲ法隆寺駅周辺整備事業費についてでございます。本年度は１億１，３３５万７千円を計上しております。前年度と比較いたしまして５３３万７千円、４．９％の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で５，８８５万円、地方債で４，８１０万円、一般財源で６４０万円７千円となっております。

新年度の事業の内容といたしましては、駅南口では駅前広場、道路の都市計画決定へ向けて、交通量の調査、計画決定資料の作成、駅北口の５号線、町道３１２号線でございますが、この５号線では、路線東側の残区間の用地取得及び工事、路線西側の物件等の補償調査、無電柱化を進めることといたしております。その必要となる経費の予算を計上してございます。なお、計画中の他の路線につきましては、地元関係地権者等に対しまして、事業へのご理解とご協力をいただけるよう努めてまいります。

次に、１２２ページから１２３ページの第５項住宅費、第１目住宅管理費であります。本年度予算額は６８５万円で、前年度と比較いたしまして１２万７千円、１．９％の増額となっております。財源は、その他で３９７万５千円、一般財源で２８７万５千円となっております。主なものといたしましては、長田団地、追手団地、目安北団地、興留東団地の各町営住宅の適切な維持管理を行うため、第１１節需用費での修繕料２４０万円を計上しております。また、追手団地の駐車場整備に係る経費といたしまして、第１５節工事請負費で２５０万円を計上しております。

なお、県の事業でございますが、三代川改修の進捗状況につきましては、現在、新家地区の改修済部分から、上流のＪＲ踏切付近までの約２００メートルにつきまして、地元自治会や土地所有者の方々などに事業の計画説明が行われ、用地交渉が進められているところでございます。昨年度までご協力いただきました７戸につきましては、既に解体をされておきまして、平成２１年度におきましても住宅１戸の建物が解体をされたところでございます。また、県道天理斑鳩線の進捗状況につきましては、すでに合意に至

った部分の改良工事が進められておりまして、残りの区間につきましても引き続き交渉を行っていただいているという状況でございます。両事業とも県と連携を図りながら、地元交渉に鋭意努力し積極的に取り組んでまいります。

以上、第7款土木費につきましてもの説明とさせていただきます。

温かいご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、第7款 土木費について質疑をお受けいたします。 浦野委員。

○浦野委員 123ページ、追手団地駐車場整備工事250万円の詳細について、お伺いします。

○木田委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 追手団地の町営住宅の関係でございますけれども、以前に現在あります追手住宅の道路の南側の土地の部分について、以前にご寄附をいただきまして、そのままの状況でありましたものについて、今回、駐車場として整備を行うというものでございまして、駐車スペースとして約5台程度止められるという整備を行っていくという考えでございます。

○木田委員長 ほかに。 辻委員。

○辻委員 114ページの第19節の大城橋維持管理負担金と、これの内容は。

○木田委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 大城橋の維持管理に負担金の関係でございますけれども、これにつきましては平成21年度に斑鳩町が目安と、それから河合町の大輪田を結びます大城橋、通称潜水橋と申します。その分の通行の安全確保のために、電光掲示板を設置しまして大和川の増水に対しまして、危険表示をその表示板で行っております。その表示について、河合町と斑鳩町の方で双方2分の1の負担をしていくということで、この路線につきましても電気代ということでございます。

○木田委員長 辻委員。

○辻委員 120ページの景観保全対策事業の委託料で景観作物ということで、コスモスを栽培されておりますが、天候にもいろいろ左右されると思いますけれども、最近、特にコスモスの花が小さくなってきているというふうに思われますが、この原因について何かいろいろ検討されているのかどうか。

○木田委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 ただいま、ご質問いただきましたコスモスでございます。委員おっ

しゃっていただきますように、最近やはり花が若干小さくなってきたり、咲きが悪くなってきたりというところが見られてるところでございます。このことにつきまして、地域の方々もいろいろご相談をさせていただきながら、進めていっているわけですが、21年度ですね、本年度といたしましても、県の北部農林振興事務所の方へ咲きあるとこ、咲きのええとこ、悪いとこ、それぞれの土を取っていただいて、その調査をしていただいと。実は、その中で、一部チッソ成分が、その肥料がちょっと不足しているというふうなご指摘もいただいとるところでございます。こういったことも栽培者の皆様方と一緒に勉強しながら改善に取り組んでいくと。また、もう1点につきましては、このコスモスの中に草がたくさん生えてくるわけですが、その草の除去をしやすいうに筋蒔きを一度やってみて、それでどういうふうになるか、いったん試もやっていたとる状況でございます。本年度の結果といたしましては、筋蒔きにしていたとる部分は若干きれいに咲いてるといったところもございしますので、今後そういつたことを試しながら、できるだけ開花の方は順調にいくように栽培の方も調整させていただきますというふうに思っております。

○木田委員長 辻委員。

○辻委員 せっかく景観作物をされてますから、訪れる方にきれいに見ていただくようにこれからもお願いします。それと、この委託料240万とありますけども、いろいろ丹念にされてる方もありますし、草がかなり生えているところもありますし、その辺でも一律に払っておられるのか、その辺の一律でええのかどうか、区別するのがちょっと難しいかなという気はしますけども、その辺の委託料の支払い方と今後どう考えられてるのか。

○木田委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 このコスモス栽培の委託でございますけれども、コスモス栽培の組合の方と契約をさせていただいて、実施をしていただいとるわけですが、その契約の中で標準的にといますか、こういった形で栽培をしていただきたい、いうふうなことを決めて栽培をやっていただいとります。それに伴います費用ということでお支払いをさせていただいてるわけですが、結果としてやはり咲きが悪いと、ほとんど咲いてないというところは、この契約を減額変更してやっているとような実情でございまして、基本的には今決めさせていただいてる栽培方法に基づいて、皆さんやっていただいとるのが、今後ともそういう形でやっていきたいと思っております。

○木田委員長 辻委員。

○辻委員 もう1点、その下の方に通行整理・誘導業務委託料14万3千円って書いてます。これの内容について。

○木田委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 これにつきましては、このコスモスが咲きますと、やはり先ほどおっしゃっていただきましたように、このコスモスがかなり遠くの方々からも岡本のコスモスということで定着をいたしておりまして、多くの方々がこの地域においでいただくこととなります。その中で細い地域の中の道をそういう観光の方々も通られます。その上、この地域はやはり農業を盛んにやられておりますので、農耕車両等の通行もございます。そういったところで、観光客の方等々、通行いただく。その方々を安全に通行いただくように、誘導をするということでこういった委託をさせていただいております。

○木田委員長 辻委員。

○辻委員 この景観計画の策定業務にも関係ありますが、先ほど同僚委員が言われてましたように、これはもう先のところで言うてもよかったですけども。一応農地の、遊休農地の解消ということで、中でこういうことも、ひとつ景観計画策定業務委託を策定されるときに、この景観にもかなり見た目にもいろいろありますので、そういう遊休農地の解消に向けた取り組みの関係につきましても、このへんで策定のところで一度検討もしてもらったらなということで、それは要望にさせていただきときます。

それと、土木費の123ページの工事請負費、先ほど委員からありました追手団地の整備事業、工事で250万ということで、5台分ということで聞いております。これで、追手団地の団地の戸数にあった駐車スペースができるのかどうかだけ。

○木田委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 今回の5台分で追手団地の駐車スペースがすべて確保できるのかということでございますけども、現在、駐車場スペースとしては9台分の駐車スペースを確保しておりますけども、入居されている方は18戸になりますので、その分は不足してると。22年度で行います5台分含めて14戸となるわけですけども、まだ不足するわけですけども、現在、使われてる方につきましては全部で9戸あります駐車スペースのうち8戸は現在使用されてますけども、残り1戸については空いてるという状況でございます。将来的には、当然1戸当たり1戸ということは、当然やっていかなければならないというふうには考えておりますけども、現状の中でそういった状況であるということでございます。

○木田委員長 辻委員。

○辻委員 ありがとうございます。結構です。

○木田委員長 よろしいですか。ほかに。 浦野委員。

○浦野委員 114ページなんですけども、道路新設改良費の委託料で登記業務委託料500万円と測量設計委託料450万円ということで、合計950万円があげられてるんですけども。以前、嶋田委員の方からできれば職員で、こういった登記・測量関係、またいろいろと職能的にもレベルの高い職員さんもおられると聞いておりますので、これは全般的に委託するということでしょうか。いや一部は職員でできるやつはしていこうとされているのでしょうか。

○木田委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 この登記の関係につきましては、前回も嶋田委員のほうからご質問いただいてまして、所有権移転の登記については職員が対応しているというところがございますけども、さらに分筆登記も職員でできないかということでございますけれども、ご存じのように分筆登記につきましては法務局等の資料調査、現況調査、現地測量、それから、それに伴います図面作成を行いまして、さらに民民、官民境会の立会及び測量実施と、その後ですね、土地の境界確定書の作成などを行い、工事完了後に確定測量、地積測量図の作成等を作成していくということになって、法務局に分筆登記の嘱託書を提出するという流れになってございます。その中でも、特に法務局より、地積測量図に対して現地復元作業可能な精度を求められておりまして、またD I D地区、人口集中地区ですけども、ここにおいては内部基準点というものがございまして、その測量を行いその成果に基づいて調査・測量し、地積測量図に記載しなければならないという、より精度の高い測量図面の作成が求められているところがございます。このことから、業務に携わる者には相当高度な技術が必要となってこようかと考えておりまして、現時点で職員に勉強させて対応させるということも、それはひとつの方法ではございましょうけれども、今現在の状況ではそういった測量図面作成のより優秀な方が、優秀な技術を持っておられる奈良県公嘱協会の方に業務を行ってるとというのが現状でございます。

○木田委員長 浦野委員。

○浦野委員 例えば、都心部であります大阪市役所等では、こういった専門家がおられるような役所もあると、こういった業務を全部役所の中でやられてるということも聞きます中、当役場としてはなかなかそういった専門的な方も2百数名の中では、余りにも専門過ぎてなかなかできないということもわかるんですけども。できればやっぱり経費の節減ということで、できることは職員の方でやっていただきたいということで、要望し

ておきます。無理なものまでは要望できませんけど、ということで終わっておきます。

○木田委員長 ほか。 嶋田委員。

○嶋田委員 116 ページ、旅館及び遊技場建築審査会委員報酬というのがあるんですけども、これ21年度がこの委員会は開催されましたか。

○木田委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 21年度は開催しておりません。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 この中で、遊技場建築審査会の方ですけれども、これはパチンコとかそういう遊技場の関係の審査会であると思うんですけれども。これは上位法の、どういうんですかね、バックアップがないがために一応条例ではうたってるけれども、法的拘束力がないということで、お願いせなあかんねんというふうなことになると思うんです。今回、景観条例等を、今作成されておられるんですけれども、その景観条例については上位法のバックアップっていうんですか、それはどうなってるんですか。

○木田委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 ただいまご質問いただいております景観条例でございますが、景観計画、景観条例は、景観法に基づいて策定をさせていただくことになります。景観法を運用するに当たりまして、条例をつくってそれで運用していくと、こういうことになるわけです。一定の勧告程度まではできることには、一応今のところなっていますが、具体的にそれをどこまで突っ込んでいくかというところは、今後また検討してまいる必要があると思います。上位としては景観法っていうのはございます。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 それ聞いて安心しましたね。せっかく条例つくっても、ただお願いするだけの条例では何なりませんのでね。またいろいろと勉強させていただきたいと思います。

続きまして、法隆寺駅の自由通路の関係なんですけれども、これに関して、去年の10月の選挙のときに、ある候補者が改札口出たところで占有されていたと。選挙運動されていたということですね。また最近ですけれども、ハイチでしたか、の地震の募金を朝、改札口の前に立って集めておられたと。こういうことは、この条例違反にはならないんですか。

○木田委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 今回、この自由通路につきましては、一定の公共的な、どういいますか、活動等につきましては占用の中で施設管理の中で使っていただくということには

なっております。選挙ですけれども、これはちょっと公職選挙法の関係も、もちろんございまして、微妙なところもございますので、できることであれば不特定多数の大勢の方が朝夕通られるところですので、そういうところは避けていただきたい、というところでございます。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 避けていただきたいということは、別にそこを占有していても構わないという事なんですか。

○木田委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 占有という形は、やはり、この自由通路は占用許可を出しているということで、施設等を、非常にその期間であったり、ものであったりですね、個別の判断をしていく必要があるかと思うんですけれども、一応占有という形は、これは、我々の規定の中でだめということで考えさせていただいております。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 占有はだめということですね。そこを占有しておられる方、確信犯かどうかは別にしましてですね、ここは許可を取らな使用できないんやと、占有できないんやというふうなことをわかっていただけるような方策いうのを立てていただければ、知らずに占有しておられても、ここはだめなんやなど。そしたら階段の下へおりてやろうかというふうな考えに至られることもあろうかと思います。私、法隆寺駅の近くに住んでおりますので、占有してはる方を見つけたら、許可が取ってはりますかと、いや取ってないんやというふうなことで、いろいろ、ここはだめですよということを言う場合がわりと多いんですけれども。この間、その地震の募金を集めておられる方は「何言うてんねん」と、「これはええことしてるねん」と、「おまえそんなこという暇あったら、一緒に募金せえ」と、そういうふうなことを言われた県会議員さんがおられるんですけれども。ことのよしあしやなしに、いいことをしてるから違反なことをしてもいいという考えは、ちょっと怖いことだと私自身思って、その人にも言いましたけれども。その方に限らず、あこを使おうと思っておられる方で、ここは許可取らなあかん場所やということ認識してもらうためのね、そういうことをわかってもらえるような何か表示なり、何なりをしていただければいいんやないかなと思うんですけれども。それについて、これから検討していくとか、いやもうそなん全く検討に値しないとか、そこらへんちょっと答弁お願いします。

○木田委員長 清水都市建設部長。

○清水都市建設部長　せっかくのご意見でございます。私ども、どうした形でそうした周知が図れるのか検討していく必要があると思いますけども、これについても、またご相談を申し上げながら、ちょっと検討させてもらいたいと思います。

○木田委員長　嶋田委員。

○嶋田委員　ありがとうございます。前向きな答弁をいただきまして。それとですね、これはどこということやないんですけれども、都市計画道路法隆寺線ですね。先ほどちょっと説明いただきまして、1件まだご理解いただけないと。ご協力いただけないということで説明いただきましたけれども。その1件については、まだ都市基盤特別委員会があったころから、いろいろと説明に行かれてご協力をお願いしているというふうな経緯があると思います。それからでも、もう4年近くたちますかね。それでも、あこまで道ができて肝心の接点、国道との接点がいまだに日の目を見ないいうんですか、ということは、都市計画道路でありますので、代執行もちょっと考えていったらどうかとは思いますが、その点どうですやろ。

○木田委員長　藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長　ただいま、ご質問いただいております都市計画道路法隆寺線のことでございますが、委員がおっしゃっていただきますように、この当初から今残っておられる方に対します交渉はずっと続けていっております。非常に時間も相当経過しておりますが、その中でやはり代執行というのは、今出たわけですが、法的な措置で何とか遂行していきたいということでの取り組みを実はさせていただいたところでございます。まず、都市計画決定しておりますので、事業認定という認定をとって、その次に収用裁決を取りまして、それから代執行というふうな手続になっていくわけですが、その手続の中で、県の収用委員会というところがございます。当然そこで裁決をしていただくと、こういうことになるわけですが、そこいろいろな協議を進めてきました。その中で、当然、道路としての必要性、これは認められた中で、国からの補助もいただきながら、事業を進めてきておったわけですが、最終的な代執行となりますと個人の権利、これを制限するといったもので、非常に必要性等についてはかなり厳しいことを求められるいうところを県の方で言われておりまして、今現状ですね、都市計画法隆寺線の先線、これ、いかるがパークウェイにつながってるわけですが、最終的にはその事業の状況を、一定、予定として何年ぐらいに開通するであったり、そういう先線の開通見込みを確定できてない状況でございます。その中で代執行まで持っていくというのは、ちょっと県としてもでけへんいうふうなことで、今、現在言われており

ます。従いまして、我々としても、何とか今まで投資した経費、これ有効に使うように早く口をあけたいというところで、いろいろ協議を進めてきてるわけですが、ちょっと現状、今の中では法的な措置っていうのが具体策として非常に難しい状況ですので、何とか任意でお願いしていくというところに努力をしてまいりたいと思っております。ご理解をお願いいたします。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 いろいろご努力していただいていることが、今の答弁でよくわかりました。パークウェイがどっちかにひつつけば、ある程度今おっしゃったようなこともクリアできるんじゃないかなと思いますし、また残っている1件の地権者の方に、こういう言い方をしたらどうかと思うんですけど、代執行をちょっと言外に、におわすような感じで、ご協力いただけるように、またこれからも努力していただきたいと思います。以上です。

○木田委員長 ほかに。 木澤委員。

○木澤委員 すみません。115ページの河川費のところなんですけども、少し三代川のことについてお尋ねしたいんですけども。三代川の目安の方に向かって風船ダムで水をとめられているというふうに思うんですけども。あれはどこが管理を、川の管理は県になると思うんですけど、あれはどういう形でああいうふうにとめてはるんでしょうかね。

○木田委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 管理につきましては地元の水利組合の方で管理をされておりまして、農業用水として活用されておるといえるというダムでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 あそこ見ていただいてもわかるように、1年中ああいうふうにしてとめておられるんですよね。水もやはり淀んできていて、においも発生してるということで、住民の皆さんから何とかならないのかなというふうに声があるんですけども。あそこはやはり、1年中ためてないとだめなものなんですかね。

○木田委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 実際問題、現状もおっしゃるとおりでございますけども、地元の水利組合、農家組合等の一応管理されている中で、ああいった状態で管理されてるような状況でございます。1年間どうしてもやっぱり水はもっておきたいという認識が、ああいう状態になっているんだと思いますけども。その辺につきましては、町でもわかっておりますので。当然、上流で増水したときには、当然下のダムを倒すという形みたいな

ことはやっておりますけども、やっぱり現状はああいったことで農業用水として管理をされてるということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 その農業用水ということで、どういうふうに実際に使われてるのかっていうのは、私も存じ上げてないんですけども。例えば、田んぼに水を引く等でありましたら、1年で、そういう引く時期があるかと思えますので。やはり衛生的に考えても、今の状況っていうのはよくないと思えますので、町の方としてもそういう声があるということで、地元の水利組合の方とも交渉をしていっていただきたいなというふうにお願いをしておきたいと思えます。すみません、続きまして三代川のことで、先ほど部長の方からも一定説明があったんですけども、北側の方に整備をしていくにあたって、県の方で計画はもうつくられているんでしょうかね。

○木田委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 以前に、上流までの概略設計はできておりますけど、現在、詳細については踏切までの詳細設計はできておりまして、それに基づいて、現在、用地交渉等を行われている状況でございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 県の方でつくっていただいている計画があるんでしたら、議会の方にも資料として示していただきたいなというふうに思うんですけども、それは可能ですか。

○木田委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 特に、上流部分の管理用通路の件もございますので、そのところ含めまして、検討、県土木と協議して、また資料として出せるのであれば出していきたいというふうに考えております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、お願いをしておきたいと思えます。そしたら続きまして、120ページのところなんですけども、景観計画の策定委員会の報酬で、9人ってあげていただけてますけど、これ前年度と比べて1人ふえてますけども、これはどういうことなんでしょうか。

○木田委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 この景観計画策定委員会の委員ですけれども、この中で実際に委員を選任するに当たりまして、報酬をお支払いしない公務員みたいなタイプ、そういう方が1名ふえたということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 しない人、具体的には。答えられる範囲で結構ですけれども。

○木田委員長 藤川都市整備課長。

○藤川都市整備課長 ただいま、景観計画策定委員会につきましては、まだ第1回を開催しておりませんで、まだ任命をしておりませんので申しわけございませんが、申し訳ございませんが、具体的はお名前は。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、またわかった時点で報告いただけたと思いますので、お願いしておきます。そうしたら121ページの都市計画決定の資料作成業務委託料なんですけれども、これも都市計画決定をするということで、その資料の作成にあたるということなんですけれども、もう少しこの内容について説明いただけますか。

○木田委員長 今西都市整備課参事。

○今西都市整備課参事 都市計画決定等資料作成業務の資料の関係でございますけれども、次年度におきまして、広場あるいは2号線道路の整備計画につきまして23年の3月までに都市計画決定を行う予定で現在まで進めてきております。これらに伴います関係機関協議の資料、あるいは地元の説明会等々の、またあるいは市街地部分の整備資料を計画するための資料の作成等をさせていただいております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 これまでにも進めてきてはいますけれども、今度その資料をつくって、もう1回住民の皆さんに了承を得るっていうんですかね、説明に回るということなんですかね。

○木田委員長 今西都市整備課参事。

○今西都市整備課参事 現在までは、一部等によりまして計画を示していたものを、本年度と現況測量でいたしておりますので、それらに基づいて計画の図面を作成していくと。もう一方では、この場内にありますJR法隆寺駅南口広場、交通量調査業務を委託も同じく計上させていただいてます。これはどういったことかと言いますと、今現在、広場を利用されてる車の流れ、それと東西に通過交通がございますので、それら一体の状況を把握もさせていただきながら、広場、今度2号線と広場の取り合い部分の配置計画をともに考えていくと。そういったことで、全体の具体的な図面を作成していったですね、それをもって、関係機関、警察協議なり、県なり、JRなり、それと地元の自治会等々の説明会の資料とさせていただいて、最終的には都市計画決定のひとつの資料として、取りまとめを行ってまいりたいというふうに考えております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。ではそういう段階であるというふうに理解をしておきたいと思います。そうしましたら、すいません。１２３ページなんですけども、補償補填及び賠償金ということで公営住宅の移転補償というのがあがってるんですけども、この内容はどういうことなんでしょうか。

○木田委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 補償補填についてでございますけども、現在、興留東住宅が非常に老朽化している件という状況でございます、その方々に対して他の住宅に移っていただきたい。いただく方があればかわっていただきたいということで、いろいろ住民さんとお話をさせていただいてます。それで他の住宅に移転するということになれば、そういった移転について町が補償をしていくということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 以前から、こうして働きかけはしていただいていると思いますけど、なかなか移転していただけないというのは、今住んではる興留東の方と家賃が違うとか、何かそういうことがあるんですか。

○木田委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 今、申されましたように家賃も相当違いますし、それから住んでおられる方の大半が高齢者であると。今の年齢からまた移るとするのはたいへん、しんどいという方もおられます。そういった事情、状況でございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 興留東住宅耐震の問題で、非常に危険だということで、早く移っていただくことが必要かなと思うんですけど。住民の皆さんがそういう状況であるのであれば、よくっていかややはり相談していただいて、なるべくやはり早く移っていただけるように町としても努力をしていただきたいというふうに思います。

すみません、続きまして、１２１ページのＪＲ法隆寺駅周辺整備事業費というところで、歳入のところで聞くべきだったのかもしれませんが、今回補助金とか交付金とかいうのが、何か国の制度の改定で一本化されてきているというふうに話を聞いているんですけども。その中で、社会資本整備総合交付金というのが５，８８５万円あがってまして、ちょうどこれがここのＪＲ法隆寺駅整備事業等費と同じになっているので、そのままここに充てられているのかなというふうに思うんですけども。これは、これまでも国の方から補助とか交付金とか受けて、いろいろこういう整備事業やってきたと思うん

ですけれども、それと比較すると、今回、この新しくできた交付金というのは何か変わった点っていうのはあるんですか。

○木田委員長 今西都市整備課参事。

○今西都市整備課参事 ただいまご質問の社会資本整備総合交付金、こういった形で次年度から、あくまでも、まだ仮称という形でお聞きし願っておるところでございます。

今、この部分につきましては、駅北口の道路改良、道路拡幅整備に伴います補助金交付といったことで、昨年度までは21年度では地域活力基盤創造交付金といった形で対象として事業を進めてきたわけで、今回、この社会資本整備総合交付金といいますのは、道路、河川、あるいは下水道も、またまちづくり、海岸等々の統合されてきたといったような内容でございます。今まで、駅の整備にかかわるものでございますものは、今までの交付金と継続といったような内容でありますので、一応この補助率は今までと同じ形で55%といった形で進めてまいっていったところなんです。ただ、まだ確定事項ではございませんけれども、一応、事務費の方がちょっとどういった形であるか、その辺はまだ確実な報告はいただいております。従って、今までと、ほぼいうのか、事務費を除いた場合、今までと同じ形で継続的に、今、駅前に対応していったという形で進めております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 補助率は同じでということ聞いて少し安心したんですが、これ、ここのほかにも、公共下水道事業の方でも、この交付金でされているというふうに認識をしてるんですが、土木費の中ではほかに申請はされたんですか。特にされてないんですか。いろんなものが対象になると、先ほどまちづくり交付金なんかも含まれて統合されたというふうにおっしゃったんですけれども。ほかに適用対象となるものがなかったんですか。

○木田委員長 清水都市建設部長。

○清水都市建設部長 その土木費の中でおきましては、この駅前整備の分でございます。

該当する事業、いろいろ、うちもメニューもいろいろ探してですね、やったんですけども、その分、一番冒頭に申し上げましたけれども、今回の補正予算に上げさせてもらっている、ああいった本年度予算とは、あの予算については、町単独事業はみやしてもらったんですけど。この社会資本整備総合交付金ですか、該当しないものでございますので、今回は上げさせてもらってるのは、この駅前整備の5,885万円のみでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 どういうところが、この対象になってくるのかっていうのも、ちょっとなか

なかわからないし、国の方としてもまだ確定ではないような状況と思いますので。また今後、やはり交付金というのは、いろんな事業をしていくのに大切なものだと思いますので、この制度についても明らかになった段階で、どういったものか対象になるのかなとかいうことで、もし一覧でできるのであれば、資料としていただきたいなというふうに思いますので、お願いだけしておきたいと思います。

○木田委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 今、国の方で予算を審議されております。その中にも、今新聞等にも出ておりますけども、民主党がこういう交付金、補助金をなくして交付金やってきたけれども、何ら実際はかわりはないと、名前がかわっただけと言われております。ただ、一点だけかわったのは、事務費の補助率を下げますよということぐらいで。今後、これを民主党が拡充すると言っておりますので、その資料が来たらどういうメニューが入ってくるか明らかになりますので、その段階でまた議会にお示しをしたいと思います。

○木田委員長 よろしいですか。ほかに。 浦野委員。

○浦野委員 もう1点、すみません。大和川沿いの目安地区の堤防沿いの道路拡幅工事が進んできてるんですけども。稲葉との取りあいのところにJRの踏切がありまして、このごろ道路を拡幅が進んでるためか、ちょっと交通量が堤防沿いを走られる方が多くて、ただ踏切が依然狭い踏切、1台しか通れない、交差ができない踏切でございまして、その拡幅については話し合いはやっていただいているのでしょうか。

○木田委員長 加藤建設課長。

○加藤建設課長 大城踏切の件でございまして、以前、JRとの協議は一応テーブルにはのってたという話は聞いておりますけども、今現在は中断と、そういう状況でございまして。ご存じのように踏切の横断につきましては、非常にJRシビアな部分もございまして、その後1,600メートルという延長を進めていく中で、当然、そういったJRとの協議も詰めていかなければならないというふうに考えてございます。

○木田委員長 よろしいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、これをもって、第7款土木費についての審査を終わります。

続きまして、議案第12号 平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 それでは、平成２２年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

まず議案書を朗読させていただきます。

議案第１２号

平成２２年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について

標記について、地方自治法第２１１条第１項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成２２年３月１日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、予算書の６５ページをお願いいたします。朗読をさせていただきます。

平成２２年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計予算

平成２２年度斑鳩町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億８，９７０万円とする。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条 地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表 債務負担行為」による。

（地方債）

第３条 地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表 地方債」による。

（一時借入金）

第４条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、４億円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条 地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 22 年 3 月 1 日 提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、予算に関する説明書によりご説明を申し上げます。恐れいたします、座って説明の方を進めさせていただきます。まず、71 ページをお願いいたします。

歳入につきまして、第1款分担金及び負担金では、下水道費負担金として120戸の接続を見込み1,200万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして80件、800万円の減となっておりますが、これは龍田西地区におきまして、集中浄化槽をご利用されておられます方々が、公共下水道への切りかえを完了されましたことによるものでございます。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料では下水道使用料といたしまして前年度と比較いたしまして783万4千円増の7,385万7千円を計上いたしております。第2項手数料では、排水設備指定工事店の指定、排水設備工事責任技術者の登録及び更新手数料として34万5千円を計上いたしております。

次に、72 ページをお願いいたします。第3款国庫支出金では、新年度より国庫補助金制度が見直しされ、新たに社会資本整備総合交付金制度が創設されたことによりまして、前年度と比較いたしまして200万円増の3億円を計上いたしております。

第4款繰入金につきましては、前年度と比較いたしまして2,906万5千円増の3億9,052万2千円を計上いたしております。次に73 ページでございます。第6款諸収入では、雑入として消費税還付金等で、前年度と比較いたしまして382万5千円減の1,717万5千円を計上いたしております。次に、74 ページをお願いいたします。第7款町債につきましては、前年度と比較いたしまして1億8,480万円減の3億9,580万円を計上いたしております。

次に、75 ページでございます。歳出につきまして、ご説明をさせていただきます。

第1款公共下水道費、第1項下水道管理費、第1目下水道総務費につきましては、前年度と比較いたしまして683万6千円増の3,322万8千円を計上いたしております。増額の主な理由といたしましては、人件費関係の増によるものでございます。

次に、76 ページをお願いいたします。第2目施設管理費では、4,012万8千円を計上しており、前年度と比較いたしまして338万8千円の増となりますが、これは、公共下水道への接続件数がふえることによりまして下水道へ流される汚水量もふえますことから、県へ支払います汚水処理費が増加することによるものでございます。

続きまして、77 ページの第2項下水道新設改良費では、前年度と比較いたしまして

1億8,252万1千円減の6億8,656万3千円を計上いたしております。減額の主な理由といたしましては、神南地区で進めておりました主要な幹線管渠の整備が完了いたしましたことにより事業費が減となったものでございます。また、新年度の整備におきましては、面整備工事で、神南3丁目、興留4丁目、龍田南2丁目、龍田3丁目地区におきまして約9ヘクタール、管渠延長約3,400メートルの整備を予定いたしております。また、新たに稲葉車瀬地区におきましては、稲葉污水幹線の整備に取り組んでまいる予定であります。

続きまして、79ページをお願いいたします。第2款流域下水道費につきましては、1,833万9千円を計上いたしております。この流域下水道事業費につきましては、浄化センターの施設・設備の整備に伴う負担金でございます。

次に、第3款公債費では、第1目元金で2億2,857万8千円、第2目利子で1億8,286万4千円を計上いたしております。

恐れ入ります。68ページにお戻りいただけますでしょうか。「第2表 債務負担行為」につきまして、ご説明をさせていただきます。この債務負担行為につきましては、「斑鳩町排水設備改造資金融資あっせん及び利子補給に関する条例」に基づきます利子補給及び損失補償でございます。

次に、第3表地方債でございます。地方債の目的及び限度額等につきまして、まず公共下水道事業で3億7,840万円、流域下水道事業で1,740万円をそれぞれ限度額とし、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載いたしておりますとおりでございますので、詳細のご説明につきましては省略させていただきます。

以上で、平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算についてのご説明とさせていただきます。

何とぞ、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○木田委員長 公共下水道事業特別会計予算について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。 木澤委員。

○木澤委員 72ページのところなんですけど、今、土木費のところでもお尋ねもしたんですが、社会資本整備総合交付金、これも土木費と同じように補助率というのはかわってないんですか。

○木田委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 下水道事業につきましても、補助率は変更ございません。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 今後、確定していったって、今、先ほど池田部長の方からも充実をしていくというふうに国の方も言っているということで、減っていくんではないかというふうに心配がされていたんですが、この動向については担当課としても十分注意をしていただいて、逐次やはり議会の方にも報告をいただきたいなというふうをお願いをしておきます。

それと71ページのところで、加入負担金で120戸ということで、集中浄化槽の地域がいったんに入られたということで、22年度、この数字というふうに説明があったんですけども。昨年決算のときに財政推計表を出していただいてまして、私それ見せていただいていますと、下水道使用料の関係ですね、料金収入が、この推計表だと、22年度で9,800万円ということになってるんですけども、それとの差異はどう見たらいいんでしょうか。

○木田委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 財政推計につきましては、水洗化率につきましても62%を見込んでおりました。ところが整備を進める中、及び実質の差が出ておりまして、現在、予算で計上しております使用料につきましては7,360万7千円といった状況でございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 整備の面積の進め方ですね、この120戸の加入ということで整備の速度については、この推計表から見て、今、水洗化率のことをおっしゃったんですけども、整備面積の率についてはどうなんですか。

○木田委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 整備の率につきましては、当初、財政推計でも34%という形で認識しておりますが、進捗状況は計画通りに進んでおります。ただし、集中浄化槽等につきましては、やはり水洗化が早いものですから、その分を差し引きますとやはり、水洗化率につきまして、接続状況については、今後啓発活動等を進めて、より多くの人に使っていただきたいという形で考えております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 私、心配しますのは、長期に計画組んでいただいてまして、思うように水洗化が進まないと、やはりその分、負担がだんだん大きくなってきて、それが積もり積もっていくと大きな金額になってくるなというところで心配をしてくるんですけども。それにしても22年度で9,800万円の収入を見込んでいて、これ21年度の分は決算の数字で出していただいていますので6,600万円と。22年度で9,800万円になって3,000万円も果たしてふやそうと思ったら、どんだけ整備をしていかないとい

けないのかということもあるかと思うんですが、その辺の今、水洗化について啓発をしていくというふうにおっしゃいましたけども、このずれってかなり大きいものだと思うんですけども、その点についての認識はどうか。

○木田委員長 上田下水道課長。

○上田下水道課長 決算の時期に、この財政推計を作成いたしまして提出いたしております。下水道課の方では、町の方では、一応予算時期そして、また次の決算時期については、この財政推計を随時見直して、方向修正は当然必要なものでございますので、また決算時期についても財政推計、大幅にはかわることはございませんが、各項目については見直し及び修正はしていきたいと考えております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 基本的に、これのとおりに行くものだろうなというふうに、やはりいうことで見せていただきますし、町の方としてもそういうことでつくっていただいているかと思うんですけども、これに基づいて今の進捗状況がどうなっているのかっていうのも、あわせて随時やっぱり説明していただいて、どういう改善が必要なのかという問題点についてもわかるように教えていただきたいなと。今、進めていただいている事業について特に悪いとかいうことは思っていませんけども、その点についてやはり心配ですので、お願いをしておきたいと思います。

○木田委員長 よろしいですか。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、公共下水道事業特別会計予算に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第15号 平成22年度斑鳩町水道事業会計予算についての審査に入ります。理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 それでは、平成22年度 斑鳩町水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第15号

平成22年度 斑鳩町水道事業会計予算について

標記について、地方自治法第211条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成22年3月1日提出

恐れ入ります。座って説明の方を進めさせていただきます。それでは、まず19ページをお願いいたします。斑鳩町水道事業会計予算説明事項別明細により説明を進めさせていただきます。

まず、収入でございます。収益的収支の収入に当たります、第1款水道事業収益では、前年度と比較いたしまして3,627万円減の7億4,104万1千円を計上いたしております。その内訳といたしまして、第1項営業収益では、前年度と比較いたしまして3,627万円減の7億3,991万2千円、第2項営業外収益では、前年度と同額の112万8千円、第3項特別利益では前年度と同額の1千円を計上いたしております。

次に、資本的収支の収入に当たります第1款資本的収入では、前年度と比較いたしまして2,720万1千円増の1億5,898万6千円を計上いたしております。内訳といたしまして、第1項企業債で前年度と同額の6,000万円、第2項補助金では、前年度と比較いたしまして864万円増の1,022万2千円、第3項工事負担金では前年度と比較いたしまして1,856万1千円増の8,876万4千円を計上いたしております。

次に、支出の部でございます。収益的収支の支出に当たります第1款水道事業費用では、前年度と比較いたしまして3,440万8千円減の7億4,732万5千円を計上いたしております。その内訳といたしまして、第1項営業費用で前年度と比較いたしまして3,066万5千円減の6億8,500万7千円、第2項営業外費用では、前年度と比較いたしまして374万3千円の減の5,221万8千円、第3項特別損失では、前年度と同額の10万円、第4項予備費では前年度と同額の1,000万円を計上いたしております。

次に、資本的収支の支出に当たります、第1款資本的支出では、前年度と比較いたしまして、2,389万3千円増の3億556万円を計上いたしております。その内訳といたしまして、第1項建設改良費では、前年度と比較いたしまして、2,019万2千円増の1億9,770万8千円、第2項企業債償還金では、前年度と比較いたしまして370万1千円増の1億785万2千円を計上いたしております。

次に、20ページをお願いいたします。予算説明書の主な項目について説明を申し上げます。まず、20ページの収益的収入及び支出の収入で第1款水道事業収益でございます。第1項営業収益、第1目給水収益、第1節水道料金では、水道使用水量の減少により、前年度と比較いたしまして3,737万円減の7億563万円を計上いたしてお

ります。

次に、21ページをお願いいたします。第2目受託工事収益では、下水道関連修繕工事などの増加により、前年度と比較いたしまして207万7千円増の1,686万円を計上いたしております。次に第3目その他の営業収益では、新規加入件数の減少による給水負担金の減で、前年度と比較いたしまして97万7千円減の1,742万2千円を計上いたしております。

次に、22ページをお願いいたします。支出の部でございます。第1款水道事業費用、第1項営業費用では、前年度と比較いたしまして3,066万5千円減の6億8,500万7千円を計上いたしております。それでは、概要の説明を進めさせていただきます。

まず、第1目原水及び浄水費に関しまして、23ページをお願いいたします。第14節修繕費で、三井浄水場の浄水用監視機器の老朽化に伴う取替修理費等で前年度に比べまして747万円増の1,634万円を計上。

また、第19節受水費では、県営水道が平成22年度から平成24年度まで1立方メートル当たり145円から140円に減額されることや、水道の使用水量の減少に伴い県水の受水量も減らしますことから、前年度と比較いたしまして1,916万3千円減の3億2,340万円を計上いたしております。

次に、第2目配水及び給水費でございます。第9節委託料では、消火栓点検委託件数の増及び漏水調査委託費の増により、前年度に比べ110万5千円増の746万5千円を計上。24ページをお願いいたします。

第12節修繕費では、給配水管修理工事の減少により、100万円減の2,700万円を計上。第3目受託工事費、第4節修繕費では下水道関連工事の増加により、前年度と比較いたしまして436万円増の1,571万円を計上いたしております。

次に、第4目総係費でございます。25ページをお願いいたします。第14節賃借料では新しい料金システムを導入いたしますことから、前年度と比較いたしまして394万3千円増の554万6千円を計上いたしております。また、第15節修繕費では、平成21年度に、三井浄水場庁舎の空調設備の修繕を完了いたしましたことから、前年度と比較いたしまして698万円減の96万6千円を計上いたしております。

次に、26ページをお願いいたします。第2項営業外費用、第1目支払利息、第1節企業債利息では、前年度と比較いたしまして374万3千円減の3,919万7千円を計上いたしております。

次に、27ページでございます。資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入で

ございます。第1項企業債では前年度と同額の6,000万円を計上、第2項補助金では、石綿セメント管更新事業国庫補助金の増により、前年度と比較いたしまして864万円増の1,022万2千円を計上いたしております。次に、第3項工事負担金、第1目工事負担金では、公共下水道工事に伴う支障移転工事の増により、前年度と比較いたしまして1,856万1千円増の8,876万4千円を計上いたしております。

次に、28ページをお願いいたします。支出の第1款資本的支出でございます。第1項建設改良費、第1目配水設備改良費では、公共下水道関連工事請負費等の増により、前年度と比較いたしまして1,100万1千円増の1億5,701万円を計上。第2目浄水場設備改良費では三井浄水場の設備改良を、平成19年度より順次行っておりますが、本年度は老朽化した機械・設備等の整備にかかる費用といたしまして、3,130万円を計上。第3目取水設備費では、既設井戸の整備費の増により、前年度と比較いたしまして100万円増の900万円を計上いたしております。次に、第2項企業債償還金でございます。これは元金の償還でございますが、前年度と比較いたしまして370万1千円増の1億785万2千円を計上いたしております。

次に、予定損益計算書についてご説明をさせていただきます。まず17ページにお戻りいただけますでしょうか。平成21年度の予定損益計算書でございます。下から3行目でございますが、本年度の純利益で1,532万4千円を見込んでおります。次に、18ページをお願いいたします。平成22年度の予定損益計算書でございます。下から同じく3行目でございますが、当該年度におきます純利益につきましては128万5千円を見込んでおり、水道事業会計につきましては、引き続きほぼ安定的に推移できるものと考えております。

以上が、平成22年度斑鳩町水道事業会計予算の概要でございますが、最後に安全で良質な水道水を安定的に供給するため、水需要の動向に応じた計画的かつ、効率的な水道施設の整備及び維持管理を行うとともに、水道事業会計の経営状況や水質試験の結果など、広報等への掲載を引き続き行うことによりまして、住民の方々への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

恐れ入ります。それでは、予算書の1ページをお願いいたします。予算書の朗読をもちまして、説明にかえさせていただきます。

平成22年度斑鳩町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度斑鳩町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数	1万431戸
2. 年間給水量	314万 ³ m
3. 一日平均給水量	8,603 ³ m
4. 主要な建設費	1億9,731万円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収入

第1款 水道事業収益	7億4,104万1千円
第1項 営業収益	7億3,991万2千円
第2項 営業外収益	112万8千円
第3項 特別利益	1千円

支出

第1款 水道事業費用	7億4,732万5千円
第1項 営業費用	6億8,500万7千円
第2項 営業外費用	5,221万8千円
第3項 特別損失	10万円
第4項 予備費	1千万円

2ページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1億4,657万4千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	1億5,898万6千円
第1項 企業債	6,000万円
第2項 補助金	1,022万2千円
第3項 工事負担金	8,876万4千円

支出

第1款 資本的支出	3億556万円
-----------	---------

第1項 建設改良費 1億9,770万8千円

第2項 企業債償還金 1億785万2千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的、配水施設整備事業、限度額6,000万円で、起債の方法、利率及び、償還の方法につきましては、記載させていただいておるとおりでございますので、省略させていただきます。

次に、3ページをお願いいたします。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円とする。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用する場合は、次のとおりとする。

1. 営業費用と営業外費用の各項の間

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 7,998万8千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、500万円とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1. 取得する資産

配水施設 配水管整備等

浄水施設 浄水場整備等

取水施設 取水井戸整備等

平成22年3月1日提出

斑鳩町長 小城利重

以上、議案第15号 平成22年度斑鳩町水道事業会計予算についてのご説明とさせていただきます。何とぞ、原案どおりご承認賜われますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○木田委員長 水道事業会計予算について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。 木澤委員

○木澤委員 予算書を見せていただくと、22ページや23ページもそうなんですけど、職員の給料のところで0.5分とか、3.5名分とかあがってきてるんですけど、これはどうしてこういう表記になるんですか。

○木田委員長 清水上水道課長。

○清水上水道課長 この関係につきましては、兼務の職員がおるということでございます。例えば、工務係と浄水係、兼務をもっておる係長がおるんですね。そういう形で半分ずつになっております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そういうことなので、理解しときます。25ページのところで、臨時職員さんの賃金がふえてるんですけども、これは体制はどういうふうになっているんですか。

○木田委員長 清水上水道課長。

○清水上水道課長 21年度につきましては、2人。22年度につきましては3名という形をとらせていただいております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 業務内容的には、どういったところで臨時を使っているんですか。

○木田委員長 清水上水道課長。

○清水上水道課長 総係関係で窓口、それと今まで現場の方へ給水の停止とか、開栓ですね。そういった形で出ていっていただいておりますというような内容でございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。あとですね、県水の方がトン当たり5円値下げをされるということで、22年度から3年間ですかね。これについて、こういう県水がこういうふうになると3年間で金額的にどれぐらいになるというふうに見込んでますか。

○木田委員長 清水上水道課長。

○清水上水道課長 1年間で1千万円。3年で3千万円という形です。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 これ下がることによって、3千万円分浮いてくるんですかね。新たに資金的には町として発生するんですけど、これはどういうふうに対応していこうというふうに考えていますか。

○木田委員長 清水上水道課長。

○清水上水道課長 この関係につきましては、平成２１年の１１月２５日に新聞報道で奈良県営水道料金を平成２２年度から２４年度にかけて、３年間の暫定的に１立方メートル当たり１４５円を１４０円に値下げするという発表がございました。それを受けまして、町財政推計につきましても、平成２２年度から２４年度まで県営水道の単価を５円下げて作成しております。また平成２５年度以降につきましては、県営水道といたしまして、基本料金と従量制の構成をされます２部料金制という形を導入されるという話でもございます。現在のところ、この関係につきましても確定されておきませんので、財政推計につきましては平成２５年度以降も２４年度の場合と同様の単価で推計をいたしております。以上です。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 先ほど、部長の説明の中で金額も示していただいて、収支でいうとプラスに２２年度もありますよという説明もいただいて、水道も安定的に運営をされていくという説明があったかなというふうに思うんですけども。３年間という限定ですけれども、これ住民の皆さんに還元をするという考え方は町としてはないんですか。

○木田委員長 谷口上下水道部長。

○谷口上下水道部長 現在のところ、給水量も年々低下してきております。平均して、もうどんどん落ちてきている状況でございます。そういった中で、今後、先ほど修繕の中でも説明させていただきましたけども、施設か設備の改良とか、更新ですね、出てきております。実際、三井の浄水場につきましては２５年から３０年たってきておりますので、そうした更新関係にできるだけ充てていきたいと思っております。

先ほどの課長の説明もございましたけども、やはりこの２３年、２４年あたりに県営水道がどの程度の料金体系をもってくるかと、示してくるかというふうなことで協議はあるかなと思います。その段階で、将来の経営の状況も踏まえた中で、いろいろと考えていきたいなと、そう考えておりますので、よろしくお願いします。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 ２４年度以降ですかね。県水の料金設定がどうなるかわからないということがあるというふうに部長おっしゃいましたので。当然、今でも、県水の量を毎年毎年、交渉して減らしていただいているということとあわせて、県の料金も、当然、町としても下げていただきたいという要望はされているかというふうに思うんですけども。やはり、県として、一定、トン当たり５円下がるというふうに踏み切ったということもかんがみて、できるだけ住民の皆さんの料金に反映していけるような形で、今後、そう

した生かし方も含めて検討していただきたいというふうに思いますので、お願いをしておきます。

○木田委員長 お願いでよろしいですか。

○木澤委員 結構です。

○木田委員長 ほかに。 嶋田委員。

○嶋田委員 ちょっと、お尋ねします。水道料金を滞納されておられて、水道をとめるという場合にですね。何か事情があって水を出してくださいと言われたときには、出すようなことがあるわけなんですか。

○木田委員長 清水上水道課長。

○清水上水道課長 通常、支払いがされていなければ、水道水をとめるという案内をいたしまして、現実的にとめておるのは現状でございますけれども、今の段階では、事情というようなことが合致するような内容のことも、うちの方では聞いておりませんし、もし、そういうことがあれば、やはり住民さんの生命を守るという形からも詰めていかなければならないと考えております。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 ということは、もう今現在も滞納あったらとめると。支払われたらオープンするということで、種々の事情というのは、基本的には考慮しないということ。

○木田委員長 清水上水道課長。

○清水上水道課長 今の段階では、事情等についての本人からの申し入れもございませんので、支払いされてないところはとめるという形をとっております。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 僕は、一般的な話させていただいてるので、個々の話やないので。ほんだら今まで滞納であって水道をとめた。そしたら、ちょっと例えばですよ、薬飲むのに水でしかあかんねんと、水道あけてもらえまへんかと、そういうふうなことやとか、そういうふうな、とにかく種々の事情であけてくださいということは、一切なかったわけですか。

○木田委員長 清水上水道課長。

○清水上水道課長 現実的にはございません。

○木田委員長 ほかに。 辻委員。

○辻委員 先ほど、県水をトンあたり5円値下げということで、これは結構なことです。

今後3年間ということで、今後、大滝ダムの完成も見ながら、やっぱり、これを推移を

見ていく必要があろうと思います。これ住民に還元という話がありますけども、とりあえず私としては、やっぱり設備投資を先に。例えば、石綿セメント管、ことしは430メートル計画されてます。これを残り3,962メートルというのが残っておりますので、その辺のやっぱり整備もできるだけ前倒しでお願いするのと。それともう1点、去年いろいろ言わせてもらった北部配水池の計画についても、やっぱりできたら、もう少し早目ということで、住民の安定した給水ということを望んでおられますので、そのために、特に北部の配水池に対してはどのような計画をされるのか。

○木田委員長 清水上水道課長。

○清水上水道課長 この関係につきましては、当初、北部配水池を現状の位置より南側に移設というようなことも考えておりました。しかし、タンク本体は状態も決して悪いものでもなく、ドーム部分の改修程度で十分対応できるという考えになっておりまして、そういった報告も受けております。そういった中で、工法につきましては、できるだけ費用がかからず、配水に支障を及ぼさないという条件を基本に種々検討を重ねておりまして、一定の方向性がまとまり次第、担当常任委員会へもご相談してまいりたいと考えております。ただ、財政計画におきましても、平成23年度は設計検討、24年、25年ぐらいで工事施工という内容を反映させていきたいと考えております。

○木田委員長 いかがですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、水道事業会計予算に対する質疑を終結いたします。

これをもって、都市建設部・上下水道部に係る予算審査を終わります。

2時50分まで休憩をいたします。

(午後 2時34分 休憩)

(午後 2時50分 再開)

○木田委員長 それでは、再開をいたします。

教育委員会所管に係る予算審査に入ります。

まずはじめに第2款総務費について説明を求めます。 栗本教育長。

○栗本教育長 それでは、私の方から総務費にかかります教育委員会関係の予算について、説明を申し上げます。

55ページをごらんいただきたいと思います。青少年対策費でございます。これにつきましては、本年度220万7千円を計上いたしております、前年度と比較いたしまして2千円減の0.09%の減となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源と

なっております。引き続き青少年問題協議会を中心に啓発活動、あるいは相談事業に取り組み、青少年の健全育成に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、112ページから161ページまでございますが、教育委員会関係について説明をさせていただきます。まず、15ページに教育費の総額を記載させていただいております。平成22年度の教育費の総額予算は、8億2,012万2千円を計上させていただいております。前年度と比較いたしまして7,303万7千円、8.2%の減となっております。その主な要因につきましては（仮称）文化財活用センター整備事業費の減でございます。

それでは各項目によりまして、説明させていただきます。座らせていただいて説明をさせていただきます。127ページからでございます。第9款教育費、第1項教育総務費、第1目教育委員会費についてでございます。本年度は、179万4千円を計上させていただいております。前年度と比較いたしまして1千円、0.06%の減となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。

昨今の教育環境が大きな転換期を迎える中で、教育基本法改正等でされた新しい教育理念を踏まえまして、教育委員会については、現時点だけではなく、将来を展望した教育行政を展開していくことが望まれるところでございます。そうした要請に答えるべく、月1回の定例教育委員会を開催するとともに、教育委員みずからの資質の向上と教育委員会が一層活性化するよう研修を深め、きめ細かな教育行政を着実に進めていきたいと考えているところでございます。

次に、128ページの第2目事務局費でございます。本年度は6,243万5千円を計上いたしております。前年度と比較して2,077万1千円、25%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で3万7千円、一般財源で6,239万8千円となっております。その要因の主なものは、臨時講師賃金を昨年度まで事務局費で予算計上いたしておりましたのを小学校費・中学校費の教育振興費へ財源振替をさせていただいた経費の減額でございます。129ページでございます。第8節報償費では、小中連携教育の中で実施しております英会話講師の謝金等を計上いたしております。斑鳩町小・中連携教育の取り組みにつきましては、道德教育に力を入れ、小・中学校9年間を一貫して斑鳩の地域に学ぶことにより、郷土を愛する心をはぐくむとともに、自分のよさや個性に気づき、自己の生き方を探求する力を育ててまいります。また、英会話学習や小・中交流事業を推進し、小学校から中学校への移行期における学習・人間関係等のつまずきを防ぎ、不登校の減少及び新・学習指導要領への円滑な移行を図ってまいりたい

というふうに考えております。第13節委託料でございます。教職員の定期健康診断を実施いたしまして、健康管理や健康指導に要します経費を計上いたしております。また、中学校等の英語教育に英語を母国語とする外国人指導助手を活用し、聞き取り能力及び会話能力の育成を図っております。外国人指導助手派遣にかかる委託料を計上いたしております。

次に130ページでございます。第3目私立学校振興費についてでございます。本年度は1,030万円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして同額となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で333万3千円、一般財源で693万7千円となっております。本年度も私立幼稚園就園奨励費補助金によりまして、保護者の負担軽減を図りますとともに、幼児教育の充実に努めたいと考えております。

次に、第4目スクールカウンセラー事業費についてでございます。本年度は15万9千円を計上いたしております。前年度と同額となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。不登校や問題行動への対応として、教職員と子どもたちとのコミュニケーションを深め、早期発見、早期指導に努めるため、斑鳩中学校にスクールカウンセラー、斑鳩南中学校に心の教室相談員を本年度も引き続き配置してまいります。

これらの、教育総務費の予算合計は7,468万8千円となっております。前年度と比較いたしまして2,077万2千円、21.8%の減となっております。

続きまして、131ページからでございます。第2項小学校費でございます。

第1目学校管理費についてであります。本年度は5,584万6千円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして5,308万7千円、48.7%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で2万6千円、一般財源で5,582万円となっております。その主な要因は委託料で、斑鳩小学校・西小学校における耐震補強設計業務委託料の減及び正規職員の学校給食調理員の給与を学校管理費から保健体育費へ人件費を財源振替いたしたことによる減額でございます。

この学校管理費では、小学校3校においてその管理運営上、必要な経費につきまして計上いたしております。また学校施設の整備・維持管理につきましては、本年度各小学校の教室に扇風機の設置を実施し、斑鳩東小学校の保健室の改修、小学校遊具の更新及び修繕を実施し、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。また、各小学校に心肺停止状態の人への応急処置の機器でありますAEDの維持管理に要します経費を予算計上いたしております。このほか、学校施設の警備

保障、消火設備等の点検業務等の委託料や、教職員の研修にかかります負担金等を計上させていただきます。

次に、133ページからでございます。第2目教育振興費についてでございます。本年度は6,173万円を計上しております。前年度と比較いたしまして2,885万9千円、87.8%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で76万6千円、県支出金で16万4千円、あわせて930万円でございます。その他で11万5千円、一般財源で6,068万5千円となっております。第7節賃金では、昨年度から小学校1年生に30人学級を導入いたしました。新年度は、さらに小学校1年生から3年生まで及び中学1年生に拡大し、基礎的な学力が身につけられるよう、きめ細やかな指導を行ってまいります。そのために、町費講師のほか、特別な支援を必要とする児童生徒及び園児の教育や交流活動の充実を図るとともに、引き続き、小学校に町費講師を配置し、教科補充等の充実に努めてまいります。また、クラブ活動や運動会・文化活動等の特別活動を推進するため助成を行うとともに、経済的理由によって就学困難な児童の保護者に対しまして就学援助を実施してまいりたいと考えております。

次に134ページでございます。第3目保健体育費についてでございます。本年度は8,141万3千円を計上しております。前年度と比較して、3,527万2千円、76.4%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で73万4千円、一般財源で8,067万9千円となっております。その要因の主なものは、正規職員の学校給食調理員の給与を、学校管理費から保健体育費へ予算の組み替えをしたことによる人件費の増が主なものであります。また、児童の健康診断に要します委託料や、学校医等への報償費、給食用備品や学校給食に対する保護者の負担を軽減するための給食補助金及び学校給食調理・洗浄業務に要します委託料につきましては、本年度も引き続き予算計上させていただきます。

以上、小学校費の合計は、1億9,898万9千円となり前年度と比較いたしまして、1,104万4千円、5.9%の増となっております。

次に136ページからでございます。第3項中学校費について説明をさせていただきます。第1目学校管理費についてでございます。本年度は3,469万9千円を計上いたしております。前年度と比較して6,442万円、65%の減となっております。予算の財源内訳は、その他で2万5千円、一般財源で3,467万4千円となっています。その主な要因は、斑鳩中学校本館（西棟）の校舎耐震補強工事、公共下水道接続工事及び斑鳩中学校北館・体育館の耐震補強設計業務委託にかかります工事請負費、委託料の

減によるものであります。この費目では中学校における学校管理運営上、必要な予算につきまして計上させていただいております。

また、小学校と同様、中学校におきましても屋外運動器具の改修工事を計画的に実施し、生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。その他、臨時学校用務員の配置や学校施設の警備保障、消火設備等の点検業務等の委託料や前年度に引き続き計上させていただいております。

次に138ページから、第2目教育振興費についてでございます。本年度は3,924万1千円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして1,653万8千円、72.8%の増となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で24万8千円、県支出金で6万6千円あわせて31万4千円、その他で6万4千円、一般財源で3,886万3千円となっております。第7節賃金では、新年度から小学校と同様に中学校1年生に30人学級を導入いたします。導入するための町費講師を配置し、教科補充等の充実に努めてまいります。教育振興費では、新学習指導要領、中学校では平成24年度から全面実施でございますが、の円滑な実施をはかるため、必要な備品整備を進めるとともに、部活動や運動会・文化活動等の特別活動を推進するための助成や、経済的理由によって就学困難な生徒の保護者に対し、小学校と同様、就学援助を本年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。これらに要する予算を計上いたしております。

次に140ページからでございますが、第3目保健体育費についてでございます。本年度は3,488万6千円を計上いたしております。前年度と比較して230万8千円、7.1%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で36万8千円、一般財源で3,451万8千円となっております。その主な要因といたしまして、学校給食にかかります給食用備品等の増であります。この保健体育費では、生徒の健康診断に要する委託料や学校医等への報償費、給食用備品や学校給食に対する保護者の負担を軽減するための給食補助金及び学校給食調理・洗浄業務に要する委託料につきまして、本年度も引き続き予算計上させていただいております。

これら、中学校費の予算合計は、1億882万6千円となつてございます。昨年度と比較いたしまして4,557万4千円、29.5%の減となっております。

続きまして、141ページからの第4項幼稚園費でございます。第1目幼稚園費についてでございます。本年度は1億2,263万9千円を計上いたしております。前年度と比較して2,260万8千円、15.6%の減となっております。予算の財源内訳は、国庫支出金で15万8千円、その他で2,181万1千円、一般財源で1億67万円と

なっております。幼稚園教育の充実について、施設整備としては、園児の安全安心を図るため、斑鳩幼稚園・斑鳩西幼稚園耐震補強設計に取り組んでまいります。また、特別な支援を必要とする園児に対しまして、その心身の状況と発達段階に応じた指導を行うため、支援員として町費講師を本年度も引き続き配置してまいります。このほか、幼稚園費では、園児の健康診断に要します学校医等への報償費や、施設管理にかかります警備業務や消防設備の保守点検に要する経費遊具の改修等につきまして、前年度に引き続き計上させていただいております。

続きまして、社会教育の関係でございますが、144ページをお開きいただきたいとします。第5項社会教育費、第1目社会教育総務費についてであります。本年度は3,749万5千円を計上いたしております。前年度と比較して1,036万7千円、21.7%の減となっております。予算減となっております主な要因は、斑鳩町文化財活用センター開館に伴い、正規職員であります技師2名を、当センターに配置するためによるものであります。予算の財源内訳は、国・県支出金で25万9千円、その他で2万4千円、一般財源で3,721万2千円になってございます。

まず、第1節の報酬についてであります。本町の生涯学習の指導層の充実を図るため、昨年度に引き続き、社会教育指導員3人を置き、各種教室や講座、人権教育など、生涯学習事業のさらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

第2節給料、145ページでございます。第3節職員手当等、第4節共済費についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、斑鳩町文化財活用センター開館に伴いまして、正規職員2名を当該センターに配置することにより、当該職員にかかります予算を減額いたしております。

第8節の報償費でございます。135万1千円を計上いたしております。重点課題であります家庭教育の充実のため、各幼稚園、小学校、中学校において家庭教育学級を開設し、家庭における子どもの育て方を学習するとともに、保護者の自主活動や情報交換を通じてコミュニティを深め、さらにその輪を広げることに努めてまいります。また、人権教育においても地域における人権の向上を目指したセミナーを開催いたします。

また、本年度も引き続き地域の教育力再生事業として、各小学校で放課後にスポーツ、昔の遊び、お年寄りとの交流などを通じて子どもたちが地域社会の中で健やかに心豊かに育まれる環境づくりを推進するため、放課後子どもプランを継続して実施してまいりたいと考えております。これらの事業に要します謝金として人権教育研究会に12万円、家庭教育学級に6万4千円、ホリディ学園に1万円、託児ボランティアに3万6千円、

放課後子どもプランに58万4千円を計上いたしております。

次に、146ページでございます。第19節の負担金補助及び交付金でございます。215万9千円を計上いたしております。生涯学習を推進するため、その活動の基盤となります社会教育関係団体の活動に対する支援及び助成を行うものであります。

本年度は、新しく、近畿ブロックユネスコ活動研究会が当町で開催するに当たりまして、地元負担金としての助成を10万円させていただきます。

続きまして、147ページをごらんいただきたいと思います。第2目公民館費についてでございます。本年度は7,798万6千円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして2,094万6千円、36.7%の増となっております。予算の財源内訳は、その他で600万1千円、一般財源で7,198万5千円となっております。生涯学習活動の拠点施設として、積極的な事業の展開に努めるとともに、自主学習活動の推進や支援を行い、公民館教室等の開催を通じまして、知識・技能の習得や生きがいのため、学習機会の提供・充実に努めてまいります。

また斑鳩町中央公民館について、昭和58年に完成して以来、数多くの皆様に活動・利用いただけてきているところでございますが、施設の老朽化も著しいことから、平成23年度から平成25年度までの3ヵ年計画を立て、整備してまいりたいと考えております。本年度は、リニューアルの事前調査と実施設計の実施を行う予定をしております。第8節の報償費であります。公民館教室及び生涯学習講座の講師謝金として187万円を計上いたしております。次に、148ページをごらんいただきたいと思います。第11節の需用費でございます。各公民館の光熱水費等の費用として1,030万1千円を計上いたしております。第13節の委託料でございます。公民館管理運営に要する清掃業務委託料、警備保障委託料及び中央公民館リニューアル調査及び実施設計業務委託料等の経費として1,508万8千円を計上いたしております。

続きまして、149ページの第3目文化祭費についてであります。本年度は124万3千円を計上いたしております。前年度と比較して15万1千円、10.8%の減となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源となっております。本年度も10月30日から11月3日までの間、斑鳩の里文化芸術祭をいかるがホールで実施したいと考えております。

続きまして、150ページでございます。第4目文化財保存費についてでございます。本年度は2,196万4千円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして3,117万3千円、58.7%の減となっております。予算の財源内訳は、国県支出

金で８００万円、その他で３０６万８千円、一般財源で１，０８９万６千円となっております。第７節の賃金でございますが、１，１２５万８千円を計上いたしております。

主に史跡中宮寺跡の整備に伴う発掘調査や個人住宅建築等に伴います町内遺跡の発掘調査のほか、公共事業及び開発事業に伴います発掘調査の作業員等の賃金であります。第１３節の委託料でございます。１９８万２千円を計上いたしております。その主な内容としましては、史跡中宮寺跡管理業務委託料や史跡藤ノ木古墳などの管理施設の警備保障に係る委託料でございます。次に１５１ページでございます。第１４節の使用料及び賃借料でございます。２１４万円２千円を計上いたしております。その主な内容といまして、主に史跡中宮寺跡の整備に伴います発掘調査や個人住宅建築等に伴います町内遺跡の発掘調査のほか、公共事業及び開発事業に伴います発掘調査に係る重機借上料でございます。

続きまして、１５２ページでございます。第５目青少年野外活動センター管理運営費についてでございます。本年度は１０３万３千円を計上いたしております。前年度と比較して４万５千円、４．２％の減となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源でございます。例年７月から９月までの３か月間の施設管理運営に要する費用でございます。

続きまして、同じく１５２ページの第６目図書館管理運営費についてでございます。本年度は８，１１５万７千円を計上いたしております。前年度と比較して６６３万８千円、８．９％の増となっております。予算の財源内訳は、その他で２１万７千円、一般財源で８，０９４万円となっております。

情報発信の拠点として（仮称）斑鳩歴史資料室を開設し、図書館の開館以来収集してまいりました、聖徳太子・法隆寺を中心とする斑鳩に関する資料について、広く住民の皆さまに公開を行ってまいります。また昨年に引き続き、小・中学校、幼稚園・保育園に対する絵本等の大量貸出を実施するとともに、学校・園担当者との連絡会を定例化し、一層連携を密にしていきたいと考えております。次に、１５３ページでございます。第７節賃金でございます。１，２８０万８千円を計上いたしております。館長及び臨時職員に係る費用でございます。第１１節需用費でございます。１，５２２万３千円を計上いたしております。図書館利用者のニーズにこたえるべく資料の新鮮度を保ち、蔵書の充実に努めてまいりたいと考えております。その図書購入費が主なものでございます。第１３節の委託料であります。１，８９９万円を計上いたしております。主として、図書館施設管理業務委託料でございます。いかるがホールと図書館をあわせて、財団法

人斑鳩町文化振興財団を指定管理者としておりますことから、図書館にかかる費用を面積按分して２割２歩の１，４３７万８千円を計上いたしております。その他、図書館の運営業務委託２８０万円等を計上いたしておりますところでございます。

続きまして、１５４ページでございます。第７目文化財活用センター管理運営費についてでございます。本年度は３，１８０万８千円を計上いたしております。前年度と比較して、３，０８０万８千円増となっております。予算の財源内訳は、その他で２０２万円、一般財源で２，９７８万８千円となっております。

第２節の給料でございますが、７９５万３千円を計上いたしております。平成２２年度より斑鳩文化財センターに勤務する文化財の職員２名の給料でございます。１５５ページでございます。第７節の賃金でございます。５７８万２千円を計上いたしております。斑鳩文化財センターに勤務する臨時職員の文化財技師職員２名の賃金でございます。第１１節の需用費でございますが、５４８万８千円を計上いたしております。その主な内容といたしまして、施設の展示図録や調査報告書の印刷製本費と、施設管理に係る光熱水費でございます。第１３節の委託料でございます。２４７万２千円を計上いたしております。その主な内容といたしまして、施設の清掃業務委託料や施設の警備保障に係る委託料でございます。次に、１５６ページでございます。第１８節の備品購入費でございます。１００万円を計上しております。その内容といたしまして、特別展等における見学者の整理等に用いるパーテーションやパンフレットスタンド等でございます。

以上、これらの社会教育費の合計額は、２億５，２６８万６千円となっております。昨年度と比較いたしまして、１，６６５万６千円の増となっております。

次に、同じく１５６ページ、第６項保健体育費、第１目保健体育総務費についてでございます。本年度は２，３３５万５千円を計上いたしております。前年度と比較いたしまして１２万６千円、０．５％の増となっております。予算の財源内訳は、その他で２万８千円、一般財源で２，３３２万７千円となっております。

すべての人々が、いつでも、どこでも、いつまでも身近にスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進を図るために、各種のスポーツ教室や競技大会の実施、またスポーツへの関心が高まる中、そのニーズの多様化・高度化に対応するため、各種スポーツクラブの育成等を今後もさらに推進してまいりたいと考えております。

１５７ページでございます。第１９節の負担金補助及び交付金でございますが、体育協会の各種事業に対し１４９万円、また、いかるがの里・法隆寺マラソン、斑鳩三塔健康走ろう会実行委員会に対しまして２５０万円の補助を行うとともに、生涯にわたって

スポーツを楽しむことができる環境を地域に定着させるため、総合型スポーツクラブ「元気クラブいかるが」に対し２０万円の補助を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、１５８ページでございます。第２目町民体育大会費についてでございます。本年度は１０８万３千円を計上いたしております。前年度と比較して、２１万７千円、１６．７％の減となっております。予算の財源内訳は、すべて一般財源でございます。町民体育大会につきましては、昨年度、そのあり方について、アンケート調査を実施し、その調査結果をもとに、だれもが参加しやすい大会となるよう、競技種目や参加区分等を変更いたしました。この大会を通して、町民の皆さんに健康・体力の向上とスポーツに対する関心を高めていただき、より多くの方が大会に参加し、楽しんでいただくことにより、親睦を図り、明るい町づくりに寄与する事業となるよう努力してまいりたいと考えております。

続きまして、１５９ページでございますが、第３目健民運動場費についてでございます。本年度は３７９万２千円を計上いたしております。前年度と比較して、３８７万４千円、５０．５％の減となっております。予算の財源内訳は、その他で９２万２千円、一般財源で２８７万円でございます。予算減の主な要因は、当町の屋外スポーツの中心的施設であり、屋外スポーツの振興を図る上で、良好な状態で利用していただくため、昨年、老朽化しておりました水道設備等及び給水管の改修工事を行ったことによるものでございます。

続きまして、同じく１５９ページの第４目 町民プール運営費についてでございます。本年度は８５２万８千円を計上いたしております。前年度と比較して７０万１千円、７．６％の減となっております。予算の財源内訳は、その他で１２２万５千円、一般財源で７３０万３千円でございます。平成２２年度も７月１日から８月３１日までの２ヵ月間、開館する予定でございます。利用者に安心してご利用いただくため、平成２２年度では、２５ｍプールの循環ポンプの交換等を行う計画をいたしております。また、決して事故がないよう施設の安全管理に努めてまいります。

続きまして、１６０ページでございます。第５目すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費についてでございます。本年度は２，５５３万６千円を計上いたしております。前年度と比較して７１１万７千円、２１．８％の減となっております。予算の財源内訳は、その他で８０４万２千円、一般財源で１，７４９万４千円でございます。住民の健康の増進、体力の推進、スポーツ・レクリエーション活動、そして町民相互の交流の場として利用していただくために、常に良好な状況で利用していただけるよう施設の管理

運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、教育費にかかります予算の概要でございます。どうぞ、ご審議いただきまして、ご承認いただきますよう、お願いを申し上げます。以上でございます。

○木田委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

浦野委員。

○浦野委員 子どもは斑鳩町の宝でございます、学校教育には非常に努力していただいているなということで、評価しております。その中でも、私は次の２点におきまして特に評価しておるんですけども、ひとつが３０人以下学級、小学校をはじめ、中学校でどんどんそのようになってきております。それと英語教育ですね。外国人教師による英語教育も非常に進めていっていただいています。この２点につきまして、いろんな評価があると思うんですけども、ここ数年やっていただいて、その効力といいますか、について、もう一度詳しく、どのように評価されているのかなとお聞かせ願えますか。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 まず１点目の３０人学級のことでございます。これにつきましては、平成２１年度から小学校１年生を対象に小１プロブレムということで、子ども一人ひとりにきめ細やかな指導を行うことによりまして、子どもの情緒を安定させまして、その後の学習習慣や生活習慣の定着をはぐくむということから、２１年度より小学校１年生に３０人学級を実施させていただいてるところでございます。新年度につきましては、さらに小学校１年生から３年生まで、それと中学１年生を対象に、拡大をいたしまして、教育の充実に努めてまいっているというところでございます。それと、効果でございますけれども、学校の方でいろいろお聞きしたところ、授業での児童の発言や意見交換が活発になった。また、児童間のトラブルが減少してきた。生徒指導上及び学習指導上、実態が一層把握できるようになってきたということでございます。当初、４月当初に入学直後のざわざわした学級のムードを、当然１年生でございますので、なかなか机について授業を受けられないという状況にはあった中で、子どもたちが落ちついて授業ができるようになってきたということで、保護者からも児童が落ちついて学習するようになった等のご意見もいただいているということの学校からの報告もいただけたところでございます。そういうことで効果があつた、なつてきてるんじゃないかというふうに考えます。

それと、外国人英語指導助手でございます。これにつきましても、毎年委託でさせていただいております。３年ほど前から斑鳩中学校におきまして、南中学校も合同で、法隆寺の観光案内を英語で案内するという形で、今現在取り組んでおりまして、アイセス

のご協力をいただきながら、今、子どもたち、生徒が、外国人が法隆寺を訪れる際に、法隆寺の観光案内を英語ですて回るといふ事例も今学習の中でやっております。外国人の方もかなり評価を高く受けております。21年度にはかなりユネスコ世界学習遺産の関係で奈良教育大学におきまして、斑鳩南中学校がそういった形で法隆寺の学習遺産ということで、発表もされております。それについても、この英語のかなり指導につきましても、英会話というものが身につけてきているのではないかという、効果があったのではないかというふうに考えております。

○木田委員長 浦野委員。

○浦野委員 はい、わかりました。次に、すみません。154ページの文化財活用センター管理運営費ですけども。今回初めて計上されたということで3,180万円ということなんですけども、これ会館を建てますと、また経費がかかるわけなんですけども、町外の方を、また町内の方を、いろいろと発掘したもの、あるいは斑鳩町の文化財についてごらんいただくわけなんですけども。私は、できれば体系立てて、馬具の展示をはじめいろいろと歴史的なものを、体系立てて、より興味深く見ていただくように、展示の工夫をしないといけないなと思います。今度は3月の20日ですか、初めて見せていただくわけなんですけども。そういった見られる方に対する展示の仕方について、どのような工夫をされてるのか、この辺でお聞きしておきたいと思います。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 文化財活用センターにおけます展示の仕方と申しますか、展示、企画の方法等についてでもございますが、年間4回、春と夏と冬に分けて企画展示、特別展を開催をしたいと考えております。おっしゃられている展示の方法なんですけれども、展示棟におけます、閲覧室の方なんですけども、中央にですね、ガラス張りの中央部分に、重要なもの、特に見ていただきたいものを、展示ケースがございまして、そちらの方にですね、特にこちらの方がお勧めしたいというふうな物の展示を行いまして、その他、周辺の展示の方ですね、それにあわせて行っていきたいというふうに考えております。

○木田委員長 浦野委員。

○浦野委員 展示内容は、ずっと同じものを同じ位置に展示されるのでしょうか。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 通常の開館日でございますが、通常は藤ノ木古墳から出土品のレプリカ等を中心に展示をしてまいりたいと考えています。特に、先ほど申し上げました年

4回企画展、特別展には、例えば藤ノ木古墳の今回の国宝の里帰り展とか、法隆寺の若草伽藍の関係のものとか、あと上宮遺跡の関係のものとか、こういったものを企画展示してまいりたいというふうに考えております。

○木田委員長 浦野委員。

○浦野委員 1日で見切れない、またリピートしていただいて、何回も何回も訪れいただき、要するに興味深い展示場であってほしいなと願うわけなんですけども、ひとつよろしくをお願いしたいと思います。以上です。

○木田委員長 ほかに。 辻委員。

○辻委員 小学校、中学校はいろいろ関係しますけども、給食の関係ですけども。最近いろいろ食物アレルギーっていう子どもさんがかなりふえてきているということで、以前テレビで見ますと、自校方式ではなかなかそれができないということで、センター方式にすればある程度そういう人に対応できた料理ができるということで、新聞、テレビとかも報道もされてます。その辺の関係で、今、食物アレルギーとか、一応あと、センター方式にうまく、私、センター方式の方がええということじゃなしに、経費的にはどうかというのがありますし、その辺を検討されているのかどうかだけ。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 今、ご質問の、まず1点目の食物アレルギーでございます。食物アレルギー持ちます児童・生徒につきましては、入学時に全児童・生徒に対しまして、学級担任等が調査をいたしまして、献立、食材を、それから配合、分析表と配布いたしまして、食物アレルギー疾患のある人につきましては、学校給食におきまして、除去できるものにつきましては除去食として、給食の提供させていただいてる状況になるということでございます。それと、斑鳩町につきましては、南中学校から平成19年度に民間の委託、調理・洗浄業務を委託させていただいた際にも、「自校調理方式を堅持していく」ということで保護者の方々にもご理解とご協力をいただいているところでございます。そういった形で、今現在のところ、センター方式に切り替えということにつきましては考えておりません。自校方式で、センター方式につきましても、ある程度コストダウンになるというふうに考えておりますけれども、それに伴います設備面で、また相当の費用が発生してまいるということから、現在のところではセンター方式については考えてないということでございます。ご了解願いたいということでございます。

○木田委員長 辻委員。

○辻委員 それでは、全体的にかかわることです。小学校、中学校、健民グラウンドって

ありますけれども、最近、奈良県の子どもは体力低下ということで言われています。県でも、モデルで芝生化ということをしてるみたいです。あと維持管理でどうかなというのは危惧しますけれども、その辺、今後、検討されるのかどうかだけ、お願いしたいと思います。

○木田委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 芝生化、県内でも10ヵ所余りやってくれるところありますけれども、やはり維持費が非常にかかってくるということがございます。今の夏場の芝生と冬場の芝生が違うものでございますので、10月ごろに、また冬用の芝生を毎年まいていかなければならないというようなこともございますので、今のところ芝生化をするっていうふうな考えは持っておりません。

○木田委員長 辻委員。

○辻委員 これも、できたら他町村の実態も見ながら、今後はやっぱり検討していくということで考えてほしいと思います。それと、参考資料をちょっと見ますと、テニスコートで31ページですか。ちょっと私もわかりませんが、神南がかなり低いというお話を利用状況がかなり低くなってます。年間でも106件で、524人。ほかのところ見ますとセンターテニスのコート、設備的にかなりよろしいですけれども、3,727件、健民でも2,960ということで。この辺の分析、これを大いに利用していただくようにされるのか、もうこのままされるのか、ちょっとなんでこんなに少ないのかなというのは。ちょっとその辺の原因も含めて説明をお願いしたい。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 神南テニスコートの利用率が低いということでのご質問でございますが、神南テニスコートにつきましては、体育館のセンターのテニスコートや健民のテニスコートと比べまして、神南テニスコートはクレイコート、土のコートでありまして、その全天候のコートに比べまして、雨の日の翌日とか冬場の霜等により使用できないような日が多いなど、その天候の影響を受けやすいということが主な理由であるとは考えます。そして、また他のテニスコートに比べまして、ナイター施設を有していないということなどや、テニスコートの面、1面ということから大会とか、グループ等、一度に多くの方が利用できないというふうなことも、その利用率が低い原因であるというふうには考えております。このようなことから、以前から利用率の向上等の対策としまして、神南テニスコートにつきましては、使用料を無料ということとして住民の方々に利用しやすいように、配慮をさせていただいてるところではありますが、現在状況としては、そ

の利用率が低い状況であります。そこで、センターのテニスコートや健民のテニスコートの状況を見ますと、現在その稼働率については約6割程度の状況であります。この稼働率等を勘案する中、町のテニスクラブとか、今現在、元気クラブいかるがのテニスでそういったものの使用について、センターや健民から、その神南の方に使用の方をかえてもらったりすることによって、一般の方がまた有料であってもセンターのテニスコートとか、健民のテニスコートの方で利用されるというふうに、その利用しやすい環境もつくっていききたいというふうに考えております。

○木田委員長 辻委員。

○辻委員 整備いうたら、もともとあれは安堵王寺線のところを利用された、仮にされているということですが、その辺はもうちょっと難しいかなというのは考えてますけれども。できるだけせっかくの設備ですので、また利用できるような格好でよろしくをお願いしたいと思います。それと、もう1点、文化祭でちょっと聞きます。昨年も文化祭、かなり人が少ないということで、式典のときに少ないということで、その辺の今後、考え方をどのようにされるのかだけ、よろしくお願いします。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 文化祭におきます式典でございますが、文化祭に来られる方、いかるがホール等でですね、美術展等の展覧会を行っております。そういったものについて、その関係者とか、関心のある方につきましては、式典についても来ていただいているところでございますが、それらの方々についても、今後文化祭の式典を行っておる、来ていただくようにということで啓発活動の方に努めてまいりたいと考えております。

○木田委員長 よろしいですか。ほかに。 嶋田委員。

○嶋田委員 まず、町民体育大会ですねんけれども、この間、説明会に寄せていただきまして、例年とは違う種目、ほとんどが自由参加ということで説明をされておられましたけれども。なるほど、人集めに対しては物すごく軽減されたということなんですけれども、果たしてこれで人が集まってくれはるんやろかという疑問を持ったんですけれども、そこら辺は町として、どのように考えておられますか。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 町民体育大会の運営についてでございます。以前から、町民体育大会の開催につきましては、自治会役員様の方にご負担が多いとか、あと交通の利便性とか、いろんな問題がございまして、昨年、実際に大会の役員、自治会の役員をされている方とか、実際に参加していただける予定であった方に対して、アンケート調査を実施

しました。その結果、先ほど委員もおっしゃったように、自治会役員様に多くのご負担をかけているということから、まずそのご負担を少なくするために、人集め、出たい人数をなるべく少なくして、それで当日の自由参加を多くする。そうすることによって、当日来られた方が決まっていなくても、そのときに出たいなと、みんなと一緒に出たいなというとき、そのような気持ちになっていただいたときに、ご参加願えるような競技、自由参加をできるような競技種目をふやしていこう。そして、また高齢者から子どもまで一緒に参加できるような競技を考えてみて、なるべく多くの方々が、その場、そのときに競技の方に参加願えるような競技にしようということで、町民体育大会運営委員会の方でも3度にわたりご審議を願ひまして、競技種目、自治会様の負担を軽減するために競技種目の変更とか、あとアンケートにも書いておりました健民グラウンドへの利便性の向上等につき、シャトルバスの増便等をご提案をさせていただいたところでございます。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 なるほど、いろいろご苦勞はさせていただいているというのはわかります。

この4月の体育大会の結果を見ていただいておりますね、また来年度に向けて、またいろいろ協議していただけたら結構かと思います。

続きまして、幼稚園の園長に関して、本年度から外部の風を入れるんやということで、幼稚園の園長いうんですか、新たに設けてされましたけれども、保護者等また園児等の、評判いうんですか、はどんなもんですやろ。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 平成21年度から、園長を校長兼務じゃなし園長専任という形で実施してまいりまして、ほぼ1年たつわけでございますけれども、保護者のPTAの方々からもいろいろ、ご意見をお聞きしておる中で、やはり今までですと校長と園長という兼務でございましたので、常にその園におられない状況が発生をしておりました。小さなことでも園長さんにご相談されるときに、したいときに園長がおらないということで、相談できなかったけれども、今は気軽にやさしく対応していただいております。朝、登園の際にでも、雨が降っておれば手前まで来て傘を差していただいたり、また帰られる際には子どもさんにどこそこの、だれそれのお母さん来られましたよって言うて、やさしく声をかけていただいております。なかなか園長さんにしては優しい園長にやはったということで、そういうふうにも聞かせていただいております。そういった形では、保護者と園と園長さんの中がという、そういうパイプ役いうんですか。スムーズにコミュニケー

ションがとれてきてるんじゃないかなというふうに考えております。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 子どもに声をかけると、そら園長さんだけやなしに、保育士全部がそういうふうな形でもって、おそらくやっておられると思いますので、それはそれで結構かと思っています。私も聞いた中では、子どものためを思って一生懸命やっていたいてると、そういうふうな声を多々聞きますので、よかったなと。今年度の委員会でわりと批判されていた方もいらっしゃいましたけれども、兼務を外して園長単独でやったということは、これは正解であったなと、私自身は思っております。

それから続きまして、教育委員会の人事に関してなんですけれども、ことしの10月ですか、課長補佐が配置替えられたということで、その方のかわりに、ずぶの素人の臨時職員さんが来られた。そのあとすぐに、また係長なんですかね、やめられて、また臨時職員さんが来られた。ということで私なりに考えたら、課長補佐や係長の仕事というのは、ずぶの素人の臨時職員にもできる仕事なんかと。逆に言えば、課長補佐や係長はずぶの臨時職員の仕事しかやっていなかったんかと、そのような感じにとらわれましてんけれども。それはことしのことで、来年度の教育委員会の人事いうたら、同じような態勢でいかはるわけなんですか。

○木田委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 21年度の教育委員会総務課の方で、年度途中で退職される方、あるいはまたちょっと体を壊して、あるいはちょうど図書館の機構改革といいますか、歴史資料室の整備というようなこともございまして、一部途中で人事異動をさせていただきました。そのあと、臨時職員ということでございますが、確かに年度途中でございまして正規の職員を動かすということは他の課にも影響多うございます。本年度については臨時職員で対応させていただいております。次年度については、また来年度に向けての人事異動の中で、いろいろ検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 はい、わかりました。それとですね、総務常任委員会の中でもたびたび要望というんですか、お願いしておりました新規事業、またはそれに類する事業について、この2月の閉会中の委員会までに、もしか、そういう事業があればですよ、説明をしていただきたいと、報告をしていただきたいというふうに、たびたびお願いしてました。この間の一般質問でですね、放課後子どもプランですか、の一般質問がありまして、教育長がそれにお答えになっておられましたけれども、この放課後子どもプランについて

はですね、去年の6月の委員会で、これからもやっていくべきやという意見と、学校支援の方に力をおくべきではないかという意見があって、試行的に全学年を対象に、試行的に、ことしはやっていきたいということで終わっていたと思うんですけれども。試行的にということは、取りやめも、また続いてやる、その両方があるということですね。その試行的な結果を見てどうするかという判断をされるということですね。委員会の中で、そういう2つの意見があって試行的にやっていくというふうなことでやってこられた。その結果、委員会に何ら報告もせず、来年度も続けてやっていくという、もう結論だけで、一般質問で答えられてるということですね。やっていくについてはやっていくで構わないんですよ。ただし、総務常任委員会で、そういうふうな試行的にやっていくということを言っておられたのであれば、基本的には総務常任委員会に報告をして、委員の理解を求める。また教育委員会の考えを説明していくということが本来であろうと思います。その上にたって、閉会中、2月の閉会中の委員会までに新規事業またはそれに類する事業は報告してくださいと、たびたび言うてあるにもかかわらず何の説明もなしに、こういうことになったということについて、私は総務常任委員会を代表するものとして遺憾に思っております。また、これ教育委員会の問題だけやなしに、先のきのうの総務部の関係でも出てまいりました。それで、ただ、ひとつだけお聞きします。この放課後子どもプラン、新政権のもとでは事業仕分けで見直しということでなって、最終的には両論併記でしたかね、になっておりました。もし、国がもう打ち切りやと、もう補助しませんということになれば、町はどのようにされますか。

○木田委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 今のところ、まだ国の方から、この件について中止するという具体的な説明は出ておりません。従いまして、今の時点では進めていきたいなというふうに、当初は3年間ということでございます。ことし22年度が最終年度になっていると思います。そうした面で本年度も昨年度の21年度の実施状況を見て、運営委員会の方でもう1年やってみてはどうかというような結論もいただきましたので、今、22年度については実施していきたいというふうに思っております。ただ、今、嶋田委員がおっしゃっていただいたように、十分そうした意向を説明できなかったということについては、大変申しわけなく思っておりますけれども。この件について、国の補助金がなくなれば当然こうしたものについても考え直す必要があるかと思いますが、現在のところはそうした具体的な内容の指示はないということとあわせて、当初3年間の期限つきで実施されたということでございますので、そうした点を見据えながら対応をしていきたいというふう

に思います。

○木田委員長 嶋田委員。

○嶋田委員 そしたら、これ国の補助ついてる間は、もうずっとやっていくということな
んですか。

○木田委員長 暫時休憩します。

(午後 3 時 5 1 分 休憩)

(午後 3 時 5 2 分 再開)

○木田委員長 再開します。 栗本教育長。

○栗本教育長 この事業については、来年度、22年度について国の方もつけてくれるよ
うに連絡を、町から文書の方で来ております。まだ、今のところ当初は3年間と、今ま
で何回も申し上げますけど3年間ということでございますので、そうしたことも踏まえ
ながら、対応をしていくということでございます。

○木田委員長 よろしいですか。ほかに。 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、予算書の130ページのところなんですけども、負担金補
助及び交付金のところで、教科書用図書採択事業負担金というのがあがってますけども、
これは内容的にはどういうものなんですか。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 これにつきましては、23年度でございます。小学生の教科書が改
訂になります。22年度に向けてまして、生駒郡の各地教委連絡協議会と申しますか、
各教育委員さん、教育長、それとブロックでございますので、生駒市、郡山市、申しわ
けございません、生駒郡だけのそういった教科書採択地区委員会というものも立ち上げ
まして、23年度から使用いたします教科書の採択の委員会を開くに当たりましての、
そういった事業の負担金、各町村から9万円という形での負担金でございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 あの、以前に教科書採択の際には、事前に閲覧もできるようにしていただい
て、さらに学校の先生等の意見も聞いて採択をするという態勢で望んでいただいていた
けども、今回についてはいかがでしょうか。

○木田委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 これについては、来年度4月以降に採択委員会を開催いたします。そうし
た中で、23年度から使用します教科書の採択方法についてどうするのか、そういった
ことを協議してまいります。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 また、そうしたその中で協議をされていくということですが、閲覧等の期間とかが決まりましたら、また教えていただきたいと思うんですけども。

○木田委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 採択、教科書の閲覧については、広報等で、またお示しさせていただきたいと思います。そういった期間についても、採択協議会の方で、いつからいつまでというふうな期間設定もされますので、それにあわせて町の広報でお知らせしたいというふうに考えています。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうしましたら、次にですね、同じく１３０ページのところで、私立幼稚園の就園奨励費補助金が、これ毎年あげていただいているんですけども。何か聞きますと、国の方で２０１０年度の予算の中で、子ども手当の創設に伴って、低所得者への給付の重点化を図るということで見直しがされてるんですけども。その見直しによって、一部階層の方について補助単価が削減されるというようなことが起こっているというふうに聞いてるんですけども、これ斑鳩町では影響はあるんですか。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 斑鳩町におきましては、公立・私立幼稚園の保護者の負担の格差是正を図ろうということで、平成２０年度の補助単価を町単独で設定いたしまして、それに基づきまして、平成２２年度も２１年度と同額の補助単価で調整させていただいてるということでございますので、影響はないと思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、町の方でそういう調整していますけど、２０１０年度の国の予算で改定される分は、もし、じゃ削減があったとしても、町の方でそれは補てんされるという考え方でよろしいんですか。

○木田委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 これについては、国の制度にのってやっておりますものでございます。国の制度がかわりましたら、それに従って変更を改正をしていきたいというふうには思っています。先日のこの就園奨励費の中については、まだ単価の改正をするとかいうような、増額をするような文書は来ておりますけれども、斑鳩町としてはその方針に従って取り組んでいるところでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員　今の教育長のお話ですと、中で減額は見られないという認識でよろしいんですかね。

○木田委員長　野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長　はい、そのとおりでございます。

○木田委員長　木澤委員。

○木澤委員　2010年度の予算、まだ国会通ってませんので、また通って決定があった段階で当然、総務委員会等にも報告をいただけたと思いますけども、今の段階ではまだ何とも言えませんが、もし下がるようなことがあるんだったら、町としてもやはり補てんを検討していただきたいというふうに、要望だけあげさせていただいておきたいと思います。そうしましたら、続きまして、131ページの小学校の需用費の中の修繕費にあたるのか、ちょっとわからないんですけども。昨年でしたかね、西小学校の体育館のトイレの改修についてお願いをしていたんですけども、その点については改善はされたんでしょうか。

○木田委員長　佃田教委総務課参事。

○佃田教委総務課参事　昨年の予算委員会におきまして、トイレの改修を要望していただいた件につきましては、木澤委員からご指摘を受けましたので、現場確認する中で改修を終わっております。

○木田委員長　木澤委員。

○木澤委員　ありがとうございました。そしたら、続きましてですね、今回、人件費の計上が変わっているということで、小学校費でも学校管理費の中であげていただいた分が、保健体育費に計上をかせましたというふうに教育長も説明されてたんですけども、これはどういうことなんですか。

○木田委員長　野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長　21年度におきまして、学校給食調理員、正職の分が今まで学校管理費で入っておったのを、給食関係でございますので、保健体育総務費の方へ科目を振りかえたということでございます。

○木田委員長　木澤委員。

○木澤委員　じゃ、特に理由はないということなんですか。

○木田委員長　野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長　はい、そうです。これにつきましては、監査の方で、そういうことで人件費につきましても、給食調理員であるので、保健体育費の科目に振りかえるべき

ではないかと。学校管理費で給食調理員さん等の給料をおくことが、どうか、いかなるものかということでご指摘がありましたので、振り替えさせていただいたということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。あの理由がないっていうのにちょっとびっくりしたんですけどね。監査委員からそういう指摘があったということですね。そうしましたら、135ページのところの備品購入費のところですね。これ中学校の方でも給食用の備品が増額になっていたと思うんですけども。それとあと給食の調理洗浄業務の委託料もあがってきてるんですけども、これは新年度で何か新しいことをされるんですか。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 135ページの小学校、保権体育費の備品購入の内訳でございますけれども、それにつきまして、500万円ということで給食備品をあげさせていただいております。これにつきましては、毎年、一応計画を立てていただきまして、文部科学省によります学校給食衛生管理基準というのがございます、それに基づきまして、平成19年度の業務委託に係りましてから、そういった形で厨房関係、給食の備品が、設備につきましても改善をしていくという形で、順次そういった形で備品の購入もさせていただいております。新年度におきましては、食器・食缶洗浄機並びに食器消毒保管庫等、これも老朽化等によりまして順次備品の設備整備を進めさせていただいているということでございます。それと、給食洗浄・調理業務委託につきましては、22年度がちょうど契約委託ということでございまして、この1月に入札を終えまして斑鳩西小学校、東小学校、それから斑鳩中学校、南中学校と4校入札させていただきました。委託をさせていただくということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 その業務委託にかかわって、委託のされる作業、業務の内容は別にな変わっていないんですかね。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 従来と同じように、調理と洗浄ということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 先ほど、アレルギー食の対応のところで、アレルギーのあるものについては除去をして出しておられるというふうに、対応していただいていることはいいと思うんですけど、そうすると、この人だけおかずが1品少なくなってしまうとか、そんな状況

はないんですか。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 特に多いのが、卵のアレルギーの方が大半でございまして、あと牛乳等でございます。牛乳につきましては、もう完全に除去させていただいて、ご家庭からお茶を持参していただくといった方法をとっておりますし、そのかわり 1 品少なくなっ
て給食をとる児童、生徒さんもおられますし、特に今回、ひとりだけ複合のアレルギーをもった子どもさんがおりますので、その方につきましては、ご家庭の方からお弁当を持参していただいているという状況でございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そうですか。1 品少なくなってしまうことについて、その子の分だけ新たに
つくっていただくというような対応は難しいということですかね。その業者との契約の中でですね。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 あの、献立の内容にもよります。必ずしも 1 品削除してるって
ことじゃなしに、そういったもので、ほかで賄われるものが、食材があればそういった形でおかずを提供していくということでございます。必ずしも毎回、削除してるということではないということで、ご理解いただきたい。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 ふだんから、そういうアレルギーを持った子どもさんの保護者の方っていうのは、ご苦労されているとは思いますが、できるだけ保護者の負担にならないような形で、業者の方で対応していただける分については配慮していただけるように、契約の中で、また見直しをしていっていただきたいというふうに思うのと。もう 1 点、給食に関してなんですけども、米飯給食に割合、力を入れてやられていると思うんですけど、その麦飯っていうんですかね、麦のご飯も以前から出していると思うんですが、その割合っていうのは麦の割合が多くなっているとか、そういうことってあるんですかね、今現在。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 学校の給食の米飯につきましては、県の学校給食会等を通じまして、購入いたしておるわけでございます。その中で、斑鳩町としても週 3 回米飯給食ということで、そういった中で麦の割合も徐々にでございますけれども、年々確かにふえてはきているということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 それは、いろんな考え方あると思うんですけども、費用的に米飯で割合を麦を多くしていつているのか、健康的な食育的な考え方とか、どういうところからそういうふうな割合になってきているんでしょうか。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 白米だけじゃなしに、そういった形で麦も入れると、そういった形の健康面というんですか、食育の関連でそういった形で配合させていただいているというところでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 一定そういうふうに麦の割合がちょっと多くなってきたんじゃないですかっていうふうに聞かれましたのでね。ちょっと気になったんですけど、子どもたちは別に気にせんと、おいしく食べてるんですかね。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 生徒・児童につきましては、米粉パンもありますけども、パン食よりもやはり米飯の方が好んで食べていただいているということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 麦が多なったからいうて、気にしてるような様子はないということやね。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 そういった状況はございません。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 わかりました。そうしましたら138ページのところで、19節の人権教育関係負担というところですけども、これも検証されているのかなというふうに思うんですけども、これは内容的にはどういうことなんでしょうか。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 これにつきましては、学校の先生方がこういった人権問題につきましての各研修会とかにご参加いただくときの負担金でございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 22年度で計上されている研修の主催は、どこになるんですか。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 中学校でございしますか。中学校の方で人権負担金。138ページの中学校の学校管理費の負担金の人権教育関係負担金の32万3千円の内訳でございます。

これにつきましては、生駒郡人権教育研究会、それから奈良県人権教育研究会、それと県外国人教育研究会、なかま実践研究会、それと全国人権教育研究大会実行委員会、そういう主なところに研修に参加させていただいてるということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 はい、わかりました。一定、生駒郡等あると思うんですけども、研修につきましては、他のものと同様に、いろいろなところの研修をやはりしていくべきではないかというふうに思いますので、お願いをしておきたいと思います。

そうしたら、147ページの公民館費のところなんですけども。夏にちょっと要望もさせていただいた件もあるんですが、図書の返却ボックス、いかるがホールの図書館のところには、返却ボックスが設置されているというふうに思うんですけども、これ公民館の方にも返却ボックスを設置していただけないかというふうに要望があるんですけども。特に夜間に返却ができないとか、公民館が休みのときは返却できないという関係があるので、そういう方にもより積極的に利用いただけるようにということで、ボックスの設置を願う声があるんですが、それについてはいかがでしょうか。

○木田委員長 黒崎生涯学習課長。

○黒崎生涯学習課長 公民館におきます図書の返却についてでございますが、公民館は水曜日が定休日となっております。水曜日以外の日につきましては、事務室の方が午後10時まであいておりますので、事務室の方に持って行っていただきたいというふうに考えています。水曜日の件でございますが、水曜日につきましては図書館等あいておりますので、そちらの方でご返却のほうを願いたいと考えております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 より身近に返却できる態勢があれば、もっと借りていただけるなというふうに思うんですけども。費用的にもボックスそんなにかからないかなというふうに思うんですけど、これは難しいんでしょうかね。

○木田委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 このボックスについては以前からも、そういう検討はさせていただいたし、いろいろ検討はしているんですけども。やっぱり公民館、管理上の問題がございまして、公民館の場合は外に置いてしまわなければならないということがございます。図書館の場合は、ああした建物の中に直接入るようになっておりますので、そうしたものもありますし、図書館の玄関の入り口には置いてありますけれども、常に人の出入りがあるという状況です。公民館の場合は、外へその箱だけ置いて、管理をするという

ことについては非常に難しいということから、新たに、そこへ設置するということは今のところ考えておりません。今、課長申し上げましたように、公民館については夜１０時まであいておりますので、その間でお返しいただけたらというふうに考えております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 管理が大変やと、難しいということなので、その辺のところぜひクリアしていただいて、ボックスの設置に向けては研究をしていっていただきたいというふうに思いますので、お願いいたします。すみません、あと二つだけお尋ねしたんですけども、ひとつは全国学力テストなんですけども、これまでの一律の方式から、抽選方式にかわっていくというふうに思うんですが、斑鳩町としては、これはどういうふうに対応していこうと考えてるんですか。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 平成２２年度につきましては、全国学習状況調査につきまして抽出方式ということで通達がまいってまいりましたのが、斑鳩の小学校、それから西小学校、斑鳩中学校、南中学校４校につきましては、抽出ということにさせていただくようになりました。あと斑鳩東小学校につきましては、希望ということでございました。斑鳩東小学校も独自で調査をするということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そういうふうに分かれた経緯っていうのは、どういうことなんでしょうか。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 これにつきましては奈良県の方から無作為に抽出ということでございますので、どこが当たるかどうか、わからないということでございます。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 そしたら、県が抽出をしたということですね。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 はい、そうです。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 町の方から、別に積極的に申し込みをしたというような状況ではないということですか。

○木田委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 町の方からは、抽出ということでの希望は申し出ております。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 以前から、これも平行線をたどってるんですけども、この全国学力テストについては、やはり実施をしないと国の方で実施をしないということも求めてきていますけども、町の方としましては実施をしない方向でということで要望だけ、平行線になると思いますので、要望だけさせていただきたいと思います。

あともう1点、学校耐震診断なんですけども、以前から前倒しできるところは、前倒しをして力も入れてやっていただいているんですけども、これ計画が26年までありますけども、これも計画年度を早めて実施をしていくということは難しいんじゃないかな。

○木田委員長 佃田教委総務課参事。

○佃田教委総務課参事 22年度分の執行につきましては、昨年の9月議会で補正予算をいただき、繰越明許費も議決をいただいた中で、その分につきましては22年の工期的な件もありまして、夏休みに行く予定であります。それ以降につきましても、やはり一遍に行かないという状況が、夏休みしかできないという状況がありますので、それを縮めてやっていくというのは、また今後検討もしてまいりますけども、今のところ難しいような状況であると思います。

○木田委員長 木澤委員。

○木澤委員 例えば、ひとつの中学校で2つの工事があって、それをいっぺんにやるというのは難しいっていうのはわかるんですけど。ほかの小学校とか、小学校も3つあって、中学校2つあって、それを夏休みに一遍にやるというようなことは、これは別に業者さえあればできるんじゃないかなというふうに思うんです。今回、補正を組んでいただいている中でも、国の方できめ細かな活性の交付金ですね。あれもいろんなところに活用できるんじゃないかなと思ってたんですけども。どうも各課から要望をあげていただく中では、耐震の、そういう教育委員会の総務課からあがっていなかったように思うんですけども。せっかく参事もおいていただいて、力を入れていただいているのは十分理解はしているんですけども、やはりもっと国の交付金なんかも活用しながら、前倒しで進めていけるところはやはり集中的に予算も使って、計画年度を早めていただきたいなと。地震というのは、もういつ来るかわかりませんし、町民の皆さんからも何で改修せえへんという声もやっぱりあるんです。それは財政的な問題というのは大きいですから、全部が全部一遍にはいかないでしょうけども、その中でもやっぱり予算の編成をやりくりして、国から交付金とれるところは積極的にとりにいって、この計画年度を早めて実施をしていただきたいなと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、教育長から。

○木田委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 できるだけ、有利な財源を使ってということで、21年度で補正予算組んでいただいて、そして事業については22年度でということで考えていまして、そうしたものを財政とも相談しながら積極的に取り組んでいきたいというふうに考えています。ただ、1度に4校、5校、いっぺんにできるじゃないかということでございますが、やはり、これは財源の問題もありますし、これは管理者の職員の問題もありますし、というような考え方ございますので、その辺について適切に工事ができるような方法で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○木田委員長 はい、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 ないようですので、これをもって、教育委員会所管に係る予算審査を終わりたいと思います。

以上をもちまして、当委員会に付託されました一般会計及び各特別会計予算、水道事業会計予算の審査を終わります。

審査結果について、取りまとめのため、暫時休憩いたします。

(午後 4時22分 休憩)

(午後 4時30分 再開)

○木田委員長 これより、採決をしたいと思います。

嶋田委員。

○嶋田委員 私先ほども申しましたけれども、総務常任委員会において要望してまいりました。新規事業並びにそれに類する事業についての説明ですね。今回、2つほどありましたけれども、それについて総務常任委員会の要望が聞き入れられてないということで、私からすれば委員会を軽んじて見られているという思いがあります。ただし、幸いなことに3月16日の総務常任委員会において報告を受けるということを聞いておりますので、その結果まで私の態度は留保させていただきたいということで、席を外させていただきます。

○木田委員長 辻委員。

(嶋田委員 退席)

○辻委員 これ今のやり方、これでええのかどうか、その辺、私もこの委員会ね、採決というのは賛成か反対かどっちかっていうのが、本来の基本やと思いますけども、その辺、これでよかったら、これでよろしいですけどね。

○木田委員長 意見は言わはったことになるけどね。

(「そのまま続けて」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 お諮りいたします。

議案第 8 号 平成 22 年度斑鳩町一般会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

(嶋田委員 着席)

続いて、議案第 9 号 平成 22 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算について、お諮りいたします。

当委員会として原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 10 号 平成 22 年度斑鳩町老人保健特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 11 号 平成 22 年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 12 号 平成 22 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木田委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第１２号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第１３号 平成２２年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木田委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第１３号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第１４号 平成２２年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、お諮りをいたします。可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○木田委員長 そうしたら、これより討論に入りたいと思います。

反対の方の意見を求めます。 木澤委員。

○木澤委員 それでは、議案第１４号 平成２２年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から意見を申し上げます。

まず、この後期高齢者医療制度については、年齢によって医療が差別される制度であり、設立当初から反対し廃止するべきだと主張をしてきました。そんな中、昨年の衆議院選挙で民主党を中心とする新たな新政権が誕生し、多くの方がこの制度自体すぐに廃止されるだろうと期待したにもかかわらず、新政権は新しい制度ができるまで廃止は先送りをするという態度をとっていることについて、多くの国民から怒りの声があがっています。また、それとあわせ、廃止されるまでの間、保険料があがらないよう国費で補てんするといっていた公約までも反故にし、制度スタートから２年が過ぎた平成２２年度から、予想されていたよりも上げ幅は小さいですが、被保険者には負担増となります。こうした一連の新政権の対応は許しがたく、また年金給付が減らされ日々の生活がままならないという高齢者が多い中で、この負担増は認めることはできません。日ごろより町職員の皆さんには広域連合にかかわって業務をされ、町民のために非常にご苦労をいただいていることについては理解をいたしております。また、町の業務に対して問題があるとは思っていませんが、上記の理由により今回の予算に対しては反対とさせていただきます。はなはだ簡単ではございますが、私の反対討論とさせていただきます。

○木田委員長 次に、本案を可決することに賛成の方の意見を求めます。

浦野委員。

○浦野委員 議案第14号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

政権が変わり、後期高齢者医療制度の廃止を前提とした検討は行われておりますが、新制度に発足するまでの間、現行の制度が継続されるものであり、町におかれては滞りのない業務を行うため、平成22年度予算を編成されたことは当然のことです。保険料額の改定に関して、国の抑制策が不十分であるという意見もありますが、このような国の動向等をもって本特別会計を否定することはできず、またこのたび議案となっている予算案においては、この事業を行うための必要な予算が措置されているものであり、適正なものと考えられますことから特段反対する理由がなく、よって本特別会計予算に賛成するものです。しかしながら、この制度の安定した運営を図るためには国の支援は不可欠であると考えておりますことから、町におかれては広域連合と連携をとり、情報の収集に努め、制度の改善を関係機関に働きかけていただくよう、お願いを申し上げまして私の賛成意見といたします。

委員の皆様にはご賛同よろしくお願いいたします。

○木田委員長 これをもって討論を終結いたします。本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成するの委員は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○木田委員長 挙手多数であります。

よって、議案第14号については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 平成22年度斑鳩町水道事業会計予算について、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木田委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

これをもって、本会議から付託を受けました平成22年度の一般会計、各特別会計予算及び水道事業会計予算の審査については、すべてを終了いたしました。

なお、委員会審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木田委員長 異議なしと認めます。

それでは閉会に当たりまして、町長のあいさつをお受けいたします。

小城町長。

○小城町長 委員の皆様には、３月１日の付託議案等の関係で、昨日からきょう本日まで終始熱心にご審議をいただきました。本当に厳しい財政の中で、７３億８千万円という一般会計等でございますけれども。議案の第８号の平成２２年度一般会計予算、あるいは特別会計の議案第９号の国民健康保険、老人保健、あるいは大字龍田財産区、あるいは公共下水道事業、あるいは介護保険、後期高齢者そして水道事業会計の関係分について、原案どおりにご承認いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。委員から賜りましたご意見等については、この２２年度執行していく中で、いつも申し上げますように議会で承認いただいた、やはりそういう中で吟味をしながら、そして執行する中でも十分気を留めて、いろいろなご意見等を承ったことに十分配慮しながら、我々としては執行していきたいと思えます。

２日間にわたりまして、木田委員長のもと、そしてこの予算決算特別委員会で、ご承認いただきましたことを心から厚くお礼を申し上げまして、閉会にあたってのあいさつといたします。ありがとうございました。

○木田委員長 皆さんには、８、９、２日間にわたり熱心に審査を賜り、どうもありがとうございました。

なお、本会議から付託を受けました補正予算につきましては、１７日に改めて予算決算常任委員会を開催し、審議してまいりたいと思いますので、定刻までにご参集いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

これをもって予算決算常任委員会を閉会いたします。

どうも皆さん、ご苦労さんでした。

（午後 ４時４０分 閉会）